

令和2年6月11日開会

令和2年6月19日閉会

令和2年第3回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和2年第3回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 6月11日(木)から6月19日(金)までの9日間
2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	6月11日	木	午前9時	本 会 議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明(報告) 7 議案の上程、説明、質疑、委員会付託(条例及び補正予算) 8 請願の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	6月12日	金	午前9時	休 会(本会議) 和気鶴飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第3日	6月13日	土		休 会
第4日	6月14日	日		休 会
第5日	6月15日	月	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第6日	6月16日	火		休 会
第7日	6月17日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第8日	6月18日	木	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第9日	6月19日	金	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採 決 5 閉 会

令和2年第3回和気町議会定例会目次

◎第 1 日	6月11日(木)	1
◎第 7 日	6月17日(水)	27
◎第 8 日	6月18日(木)	67
◎第 9 日	6月19日(金)	89

令和2年第3回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和2年6月11日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年6月11日 午前9時00分開会 午後1時20分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 從野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 会計管理者 鈴木 健治
総務部長 立石 浩一 危機管理室長 新田 憲一
財政課長 永宗 宣之 まち経営課長 寺尾 純一
税務課長 山崎 信行 民生福祉部長 岡本 芳克
生活環境課長 岡本 康彦 健康福祉課長 松田 明久
介護保険課長 則枝 日出樹 産業振興課長 河野 憲一
都市建設課長 西本 幸司 上下水道課長 久永 敏博
総務事業部長 今田 好泰 教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子 社会教育課長 菅崎 修
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	1 1 番 当瀬万享 1 番 尾崎智美
日程第 2	会期の決定について	9 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	報告第 1 号 令和元年度和気町一般会計継続費繰越計算書について	説明
	報告第 2 号 令和元年度和気町一般会計繰越明許費繰越計算書について	説明
日程第 5	議案第 4 2 号 岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する 地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について	委員会付託
日程第 6	議案第 4 3 号 和気町税条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 4 4 号 和気町地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例 に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 4 5 号 和気町都市計画税条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 4 6 号 和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 4 7 号 和気町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 4 8 号 和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 4 9 号 和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 5 0 号 和気町介護保険条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	日程第 7	議案第 5 1 号 令和 2 年度和気町一般会計補正予算（第 4 号）について
	議案第 5 2 号 令和 2 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 5 3 号 令和 2 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 5 4 号 令和 2 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）につい て	委員会付託
	議案第 5 5 号 令和 2 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
日程第 8	請願第 2 号 地方財政の充実・強化を求める請願書	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	請願第3号 日笠地区公民館への進入道路の建設を求める請願について	委員会付託
	請願第4号 営業を自粛した事業所等に対して支援を求める請願書	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回和気町議会定例会を開会します。

なお、議会中は感染拡大防止のため、マスク着用の奨励をしておりますとともに、風邪や発熱の症状がある方はご出席を控えていただくようお願いいたします。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 当瀬万享君及び1番 尾崎智美君を指名します。

(日程第2)

○議長(安東哲矢君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る6月1日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 改めて皆さん、おはようございます。

それでは、去る6月1日午前9時から本庁舎3階第1会議室において、議長、議会運営委員全員、執行部から町長、副町長、総務部長、財政課長出席のもと、協議した結果をご報告いたします。

まず、会期ですが、本日6月11日から6月19日までの9日間といたしました。

日程につきましては、第1日目でございますが、議案の上程、説明、質疑、委員会付託を行います。また、請願を3件受理しておりますので、あわせて上程、説明、質疑、委員会付託を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。なお、一般質問の通告期限は本日の正午まででございますので、お忘れなくよろしくお願い申し上げます。

第2日目、6月12日ですが、本会議は休会でございます。和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を9時から開会いたします。会場は、この本会議場で行うことといたしております。それから、特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたします。

第3日目、第4日目は、休会でございます。

第5日目、6月15日ですが、本会議は休会でございます。午前9時から厚生産業常任委員会、午後1時から総務文教常任委員会を開催いたします。会場は、いずれも本会議場で行うことといたします。

第6日目は、6月16日ですが、休会でございます。

第7日目、6月17日、本会議を開催いたします。一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を各特別委員長出席のもと行います。その後、議会広報編集委員会も行いますので、よろしくお願い申し上げます。

第8日目、6月18日は、一般質問の予備日でございます。

第9日目は、6月19日ですが、午前9時から本会議を開催いたします。委員長報告と質疑、討論、採決を行います。今定例会に提案されました案件につきましては、報告2件、条例等9件、補正予算5件、請願3件となっております。

また、例年定例会終了後に行っております人権啓発研修会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止を

考慮して、中止することといたしました。

以上、簡単でございますが、委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。
委員長、ご苦労さまでした。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月19日までの9日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日ここに、令和2年第3回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ここで令和2年第2回議会臨時会以降の諸般の報告を申し上げます。

5月25日、和文字焼きまつり大会実行委員会を開催いたしまして、今年度の和文字焼きまつりについて協議をいたしました。本町を代表するイベントでありまして、夏の風物詩として定着しております和文字焼きまつりですが、県外からの往来者や3密のいずれかに該当する可能性も考えられることから、本年度は中止することに決定いたしました。

次に、5月26日、第12回新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたしまして、町施設の利用再開や町主催行事の方針等について協議をいたしました。町施設のうち屋外施設については、5月18日から利用人数等について制限を設け再開いたしておりますが、6月1日以降の人数制限をこれまでの30人未満から200人未満へ緩和すること、屋内施設につきましても6月1日から感染対策を十分にとった上で、人数制限の設定を行いまして再開することといたしました。また、町主催行事につきましても、3密の可能性、他県からの往来、高齢者等の参加が多いものの自粛や中止、開催の場合の感染対策の徹底等の確認をいたしました。

次に、5月27日、備前県民局長ほか関係部課長にご来庁いただきまして、本年度の岡山県の主要事業について説明を受けました。また、河川の浚渫や残土処分場、矢田工業団地への企業誘致、ドローン事業の活用等、岡山県に対し要望をいたしました。

次に、6月8日、りんご祭り実行委員会を開催いたしまして、今年度のりんご祭りの開催について協議をいたしました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度のりんご祭りは中止することに決定をいたしました。

次に、6月9日、岡山県鳥獣被害防止対策連絡会議に出席をいたしました。副知事を初め、担当部長、県内首長の代表者らと今年度の鳥獣被害防止対策等について意見交換をいたしました。岡山県に対し防護柵の維持管理、保守や狩猟免許取得に対する助成制度を要望し、未来技術を活用した鳥獣害対策についてご提案をさせていただきました。

次に、本町独自で実施をいたしております子育て世代の世帯に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響による支援事業についてご報告を申し上げます。

新生児が対象となるもの、大学生等が対象となるもの、高校2、3年生が対象となるものの3つの事業がございまして、それぞれ要綱を策定し、6月1日から申請の受け付けを開始いたしております。

まず、新生児特別定額給付金事業でございまして、昨日現在3件の申請がございました。次に、大学生等に対する修学支援金、昨日現在86件の申請がございました。次に、高校2、3年生が対象の子育て世帯修学支援金でございまして、昨日現在41件の申請がありました。告知放送やホームページを中心に広報を行っております。申請書を受領後に速やかに支援金を給付し、子育て世帯への生活支援を行っております。

次に、和気町緊急地域経済活性化対策商品券交付事業についてでございますが、現在金融機関との調整を行っております。協議が調い次第、取扱加盟店の募集をいたします。7月中旬までに全世帯に商品券を発送し、8月1日からご利用いただけるよう準備を進めているところでございます。

また、定額給付金の状況についてでございますが、昨日現在6,123世帯、1万3,682人、率にして96.5%に給付の処理が完了いたしております。一応、現在のところ岡山県では1番になっております。6人の方に対してはどうしても連絡がつかないというような状況もありますが、これは努力をしながら、行き先を確認するというような作業も行っておりますが、なかなかまだ見当がつかないという状況でございます。

次に、小・中学校とにこにこ園の状況でございますが、感染症対策と児童・生徒の健やかな学びの保障の両立を目指し、5月21日から学校教育活動及びにこにこ園の通常運営を再開いたしました。再開に当たっては、検温やマスクの着用、手洗いの励行、換気、消毒といった基本的な感染症対策を徹底し、可能な限り密度を回避するよう、活動の内容や工夫をしております。子供たち自身、発達段階に応じて、自ら感染リスクを避ける適切な行動ができるように、正しい知識を伝え、新しい生活様式の実践を促すとともに、感染症に関連する差別、偏見の防止についての指導も行っております。長い休校による心身への影響や活動の制限等によるストレスにも十分留意するよう指示をいたしております。

また、児童・生徒の学びを保障するため、従来7月20日から8月26日までであった夏休みを、今年度は8月1日から8月19日までといたしました。これにより、これまでの臨時休校による影響はほぼ回復できる見込みであります。暑い時期の登校になることを踏まえ、感染症対策はもちろん、気候や天候、児童・生徒の健康状態にも十分配慮しながら教育活動を行ってまいります。学校行事についても、感染防止の観点から1学期は宿泊を伴う行事や参観日、運動会等を見合わせている状況でございます。2学期以降、規模の縮小も含め、実施できる可能性を検討しているところでございます。今後も教育委員会と連携をとりながら適切に対応を進めてまいります。

次に、不要マスクの寄附についてでございますが、各ご家庭で余剰となっておりますマスクをご寄附いただき、取りまとめることで特に必要とされる方への配布や災害時の備蓄など有効利用させていただくことを目的に、未使用マスク助け合い事業の展開をいたしております。布マスクや不織布マスクで未使用、未開封のものに限りますが、7月31日までの期間、町内主要公共施設に寄附箱を設置、募集、取りまとめをいたしておりますので、ご協力いただきたいと思います。

最後になりましたが、令和元年度和気町一般会計の決算見込みについて、現在精査中ではありますが、財政調整基金からの繰り入れを行うことなく決算を迎え、歳入歳出差引残高から繰越事業に係る一般財源を除いた純繰越金は約2億2,000万円となる見込みであります。このうち2分の1に当たる1億1,000万円を財政調整基金に積み立て、残額の約1億1,000万円を令和2年度会計へ繰り越すこととなります。令和2年度当初予算では、繰越金として4,280万円を計上いたしておりますので、6,700万円余りについて追加補正の予定をいたしております。

なお、令和元年度末の一般会計における基金残高は約41億600万円となっております。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(安東哲矢君) 日程第4、報告第1号及び報告第2号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、本日提案をいたしております報告第1号及び報告第2号の2議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号令和元年度和気町一般会計継続費繰越計算書、報告第2号は令和元年度和気町一般会計繰越明許費繰越計算書でありまして、いずれも令和元年度から令和2年度へ繰り越して執行する事業について、地方自治法施行令の規定により報告するものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(安東哲矢君) 次に、報告第1号及び報告第2号の2件について順次細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長(永宗宣之君) 報告第1号・報告第2号説明した。

○議長(安東哲矢君) 以上で報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

(日程第5)

○議長(安東哲矢君) 日程第5、議案第42号岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは次に、議案第42号につきまして提案理由をご説明を申し上げます。

議案第42号の岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更についてでございますが、共同処理する事務の廃止等及び構成団体の減に伴いまして、岡山県市町村総合事務組合規約を変更するものでございます。

以上、説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようによろしくお願ひいたします。

○議長(安東哲矢君) 次に、議案第42号の細部説明を求めます。

総務部長 立石君。

○総務部長(立石浩一君) 議案第42号説明した。

○議長(安東哲矢君) これから議案第42号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第42号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって議案第42号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第6)

○議長（安東哲矢君） 日程第6、議案第43号から議案第50号までの8件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第43号から議案第50号までの8議案につきまして提案理由をご説明を申し上げます。

初めに、議案第43号の和気町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応に伴う地方税法の一部改正によりまして、本条例の一部を改正するもので、主な改正内容は、徴収の猶予、制度の特例、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、延長、軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減の延長、イベントを中止した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用に係る個人住民税における対応、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応の改正でございます。

次に、議案第44号の和気町地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地域再生法の一部改正に伴い本条例の一部を改正するもので、固定資産税の課税免除または不均一課税の特例が適用される期間が令和4年3月31日まで2年間延長されるものであります。

次に、議案第45号の和気町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応に伴う地方税法の一部改正によりまして、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号の和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応に伴い和気町国民健康保険の一部を改正するもので、国民健康保険税の減免申請の期限について、新型コロナウイルス感染症等により納付期限の7日前までに減免の申請ができない方へ対応するための改正であります。

次に、議案第47号の和気町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の安定的な運営を図るため、支援員の資格要件を見直す必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号の和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に感染等をした被保険者に係る傷病手当金の支給について、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が行われ施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第49号の和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に感染等をしたことにより就労不可能となり、収入が減少する被保険者について傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号の和気町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少したことによる介護保険の第1号被保険料の減免について、本条例の規定整備を行うものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第43号から議案第50号までの8件、順次細部説明を求めます。

税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 議案第43号・議案第44号・議案第45号・議案第46号説明した。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 議案第47号説明した。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第48号・議案第49号説明した。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 議案第50号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第43号から議案第47号までの5件の質疑を行います。

まず、議案第43号和気町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 条例本文そのものではないんですけども、ちょっと教えてほしいことがあって、これは固定資産税の関係、中小事業者等が所有するものということですけども、和気町に企業があって、そこから固定資産税とかが入っていると思うんですが、現在どのように減免してくれというような相談が来ているのかわかれば教えてください。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 企業につきましては、お名前までは出せないんですが、大手の運送に関する業者の方から減免のご相談が1件来てます。来ているのは1件だけでございます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、今は輸送業者ということですから大体わかりますね、もう。大きなところが走ってるんですけども、そこと、それじゃああとまた中小企業の方々からまだこれからもそういうことがあるということでしょうけど。全国輸送しているような会社でも、中小企業、これは当てはまるんですかね。そこらはどんなでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 国では、柔軟な考え方で対応してくださいという指示がございましたので、まず対象にはなるとは思いますが、まだ正式にはそこは来ておりません。相談の段階ですので、その対応になると思います。町内の業者に関しましては、まだ相談の方は1件もございません。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私がよくわからないのは、イベントを中止等した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応と長い文章なんですけど、要するに、歌手の公演とか、例えばプロレスが和気町であったことがあったけど、そういう券を買った人で払い戻し請求権をしないという人を寄附したのものと取り扱う、そういうふうなことなんですか。一度お電話でもお聞きしたんですが、もう一遍よくわかるようにお願いしたいと思いますけど。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 議員がおっしゃられるとおり、チケットを買った方が払い戻し請求を、企画に関しましては文化庁・スポーツ庁が指定したイベントの券を買った方がもう払い戻しはしないという場合は、上限を20万円にしまして、チケットの額から2,000円を引いた額の10%が個人住民税の寄附金控除の対象とな

るということで、あくまでこれはチケットを買った方の住民税の控除でございます。

(10番 西中純一君「わかりました」の声あり)

○議長(安東哲矢君) 10番 西中君。

○10番(西中純一君) じゃあ、要するに、今言った文化庁・スポーツ庁かどこかにお届けしていないと、これは該当にならないということになるんですかね。

○議長(安東哲矢君) 税務課長 山崎君。

○税務課長(山崎信行君) 文化庁・スポーツ庁が認めた大会といいますか、イベントのみでございます。

(10番 西中純一君「わかりました」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第44号和気町地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第45号和気町都市計画税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第46号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第47号和気町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、議案第43号から議案第47号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第43号から議案第47号までの5件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって議案第43号から議案第47号までの5件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第48号から議案第50号までの3件の質疑を行います。

まず、議案第48号和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) これは、もう既に広域連合の議会で傷病手当金の支給にかかわる条例改正が行われてこのようになったのかというのが一つと、次のほかのところでも出るんですが、傷病手当金というのは被用者に対して十分に疾病の手当てをなさないと、その趣旨で例えば1年6カ月、18カ月その手当を出すというふうなものだと思うんですけど、75歳以上ですよ、これ後期高齢者が。その辺の考え方というか、それはいいことなんですけれど、75歳でも手当をもらえるというのは、その辺のことがわかれば教えていただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 西中議員のご質問にお答えします。

後期高齢者医療に関しましては、後期高齢者の広域連合の方が4月15日付で条例改正を行っておりますので、それに伴い今回条例改正をさせていただきます。

それから、後期高齢者につきましても、仕事をされている方がおられますので、こういった形の傷病手当金を支給すると。それから、75歳未満の方で国民健康保険については、今回条例改正をして傷病手当を支給すると。それから、一般の社会保険等に加入されている方は、制度がございますので、そちらで手当てを行うという形になります。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 今言われた被用者じゃなければ出ないんですか。被用者じゃなくても出るんですか。その辺、ちょっと。今、被用者って言われたんですが。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 給料等の支払いを受けている方でございますので、その方は被用者と判断しておりますので、個人事業主の方は対象外となっております。個人事業主の方には持続化給付金の方をご案内することとなっております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第49号和气町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ちょっとお聞きしたいんですが、新型コロナウイルス感染症だけに特定してますが、例えば指定感染症になってますので、指定感染症という広い枠でしたりという方はどうなんでしょうか。同じような症状とか同じような困り事があるのに、特定のこのウイルスだけは優遇するけど、別のものだったら漏れるというのもどなんかなとちょっと思ったもんですから、お願いします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 先ほどご説明をさせていただきました55ページの資料の中の制度概要の中で、一つは国の財政支援の範囲内で申請により傷病手当金を支給すると。国においても、今回の新型コロナウイルスに感染したか感染の疑いのある者という特定の条件をつけてきていますので、その中で今回条例改正をさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） そういうことでしたら理解いたしますが、うろ覚えというか、不正確なことかもしれませんが、イタリアの方で死亡者数が増えたということの原因の中に、今回の新型コロナの方で亡くなられたということになったら病院とかに支援が来るといようなことで、たくさん死亡の理由を書く中に、お医者さんがもう単なる肺炎でもコロナみたいなことを1行書いたりして、それで大分増えたのもあるみたいなことをちょっと聞いたもんですから、余りそういうことにならないようにと思って、それで聞きました。了解しました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 同様の質問で申しわけないんですけど、これも要するに給与の支払いを受けている被用者に対して出されるということで、国保の加入者というのは農業とかそういう方もいらっしゃる、主婦もそうなんですか、そういう方が感染するとかということもあり得るといふうに思えるんですけど、その辺はこれ

は給与等の支払いを受けている者に限って傷病手当を出すんですか。

それからもう一つ、これはいったん陰性になってもまた発生するというんですか、そういう場合もこれに該当するんでしょうね。治まっても、また違う型のウイルスをもらって発症になるというふうな、その辺はいいんですよね、多分。その辺を2つだけお願いします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） ご質問にありましたように、被用者、給料を受けている方ということでございますけど、国の方も、青色事業者の専従者とか、白色事業者の専従者も対象にするというようなことを言っておりますので、そういった申告形態をとっておられる方は対象になるということでございます。

それから、再陽性となった方ももちろん対象になりますが、余り期間があいてくるとまた別のコロナウイルスの可能性もありますんで、そこら辺は判断する可能性があります。期間がすごくあいて、2カ月、3カ月たつてからまたなるとかということについては、また判断する……

（10番 西中純一君「該当すれば……」の声あり）

はい、対象になります。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第50号和気町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第48号から議案第50号までの3件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号から議案第50号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号から議案第50号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（安東哲矢君） 日程第7、議案第51号から議案第55号までの5件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第51号から議案第55号の5議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第51号の令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、この補正は既定の予算に3億9,649万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を96億5,668万2,000円とするもので、主な内容は、歳入では学校情報通信環境整備国庫補助金、財政調整基金繰入金、町債等の追加、歳出では児童1人1台のタブレット端末整備事業費、県営事業負担金、和気鶴飼谷温泉事業特別会計への繰出金の追加等をするものであります。

次に、議案第52号の令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に50万円を追加し、予算の総額を18億3,050万円とするもので、内容は、歳入では保険給付費と交付金の追加、歳出では新型コロナウイルス感染者等に対する傷病手当金を追加するものであり

ます。

次に、議案第53号の令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に840万4,000円を追加し、予算の総額を8,450万4,000円とするもので、歳入では一般会計繰入金の追加、歳出では施設の機能診断最適整備構想策定費を追加するものであります。

次に、議案第54号の令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算から4,010万1,000円を減額し、予算の総額を3億6,619万9,000円とするものです。主な内容は、歳入では新型コロナウイルス感染症対応の影響によりまして事業収入等の減額、一般会計繰入金の追加、歳出では賄材料費の管理運営費を減額するものであります。

次に、議案第55号の令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は資本的支出において既定の予算に500万円を追加し、予算の総額を4,964万4,000円とするもので、内容は漏水時の対策として、田原水源地の補助井戸の洗浄工事費を追加するものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第51号から議案第55号までの5件、順次細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第51号説明した。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第52号説明した。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 議案第53号説明した。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 議案第54号説明した。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 議案第55号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、11時20分まで暫時休憩といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第51号令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 75ページの校内通信ネットワーク、GIGAスクール構想の中に記述されていることについて幾つか質問させていただきますが、導入予定の恐らくこの予算が計上されているということは、このタブレット端末は何を導入するかというのは恐らく見込んだ上で計上されていると思います。その製品名とかスペックを教えていただきたいということと、真ん中のあたりの整備内容の②の2行目、高速大容量の通信ネットワークを前提とした端末の整備という記述がありますが、この高速大容量の通信ネットワークの定義をこの場で述べていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

まず、導入予定の端末は何か、スペックは何かというご質問でございます。

国の仕様書で言いますと、マイクロウィンドウズの端末、OSはウィンドウズ10Pro、2番目としましてグーグルクロームOS端末、OSはグーグルクロームOS、3番目としましてiPadOS端末、OSはiPadOS。この3つの中から選択しなさいと、国の方からの仕様書が出ております。現在、これというのはまだ今検討中でございます、どれにつきましても基本的には価格帯はそう変わらない状況でございます。

続きまして、整備内容、高速大容量の定義ということなんですが、このたびは学校内におけるネットワーク環境、これにつきましては10ギガバイトの校内ネットワークの構築、それからネットワーク機器は1ギガバイト以上ということ国の方は推奨しております。そういった形に持っていきたいなということを考えております。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） これ一般質問でもちょっとやらせてもらうんですけど、ICT教育のGIGAスクール構想って、コロナ休校下から始まって、学びの教育を担保していきましょうねということで始まったんですけども、実はこれを導入することによって更に教育の格差が広がってしまうというパラドックスも起こりかねない事案なんです。なので、これ使うアプリでしたりとか、そういうファイルの互換性でしたりとか、そういったものもございますから、ウィンドウズでしたりとか、グーグルクロームでしたりとか、iPadはアップル社でしたりとか、そういう互換性の問題とかもかなり選び間違えるとこれ大変なことになるんです。これ本当に大変なことになるんです。価格帯とかというもの以前に。ですので、ここは本当に慎重にやっていただきたいと思えます。これ本当に格差が広がる可能性があるんです。和気町がどういうICT教育をしていくんですかと。導入することがICT教育ではありません。タブレット端末を使って新しい教育の形を模索してつくっていきましょう、これがICT教育の本旨であって、一般質問でやりますけど、最初にどういう社会を子供たちはこれから生きていかなきゃいけないのか。で、そこで初めてタブレット端末だと思えますので、そこはしっかり、一般質問でやらせていただきますが、その選び間違えというか、そこはちゃんとしっかり注視していただきたいと思えます。終わります。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今回、この補正の中で数字的に主だったといえますか、財調の2億2,000万円の中での内訳等を含めて、きょう先ほど説明もございました財調残が幾らと。22億8,500万円ですか。その水準は和気町はこうですということで、参考までにいえますか、やっぱり和気町の財政の中での貯金に相当するということで、一般の方の関心も高いと思えますけども、いわゆる和気町規模の他の町村の財調基金の水準、その辺全てが把握できてないかもわかりませんが、その辺これからいろんな事業をやるためにはこれが全て、不要不急、いろいろなことがあるから、これがなかったらいろんな事業はできません。そういう意味で、参考までにどういう他の事業規模、自治体で、岡山県下27市町村とは言いません、12町村ございますけども、そういう中で把握できる範囲でこれ幾らぐらいになるというようなことを、こういう機会ですでお教えいただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

市町村の財政調整基金、どれぐらいの金額、割合が適切かという、これにつきましては回答できかねるところでございます。何が適正であるかというのはお返しかなるところでございます。

ただ、今言われましたように、各市町で財政構造でありますとか財政の事情、収入、支出に対する財政需要も様々でございますし、予算措置に対する考え方というのもまちまちでございますので、一律に金額の多寡をもって大丈夫だ、不安だというような判断はできかねるかとは思いますが、今議員の方から、県下12町村の状況は

ということでございましたので申し上げますと、県下12町村で基金残高の順位で言いますと、多い方から和気町は5番目という形になってございます。当然財政規模も違いますので金額的なものはあれですが、12町村の中で言いますと、一番多く持っておられるのは52億9,000万円といったような基金を持っておられるところもありますし、1億円を割り込んで1億円未満の団体もございます。その辺の状況についてはもうまちまちでございます。ご関心ございますれば、そういったような財政資料も公表されておりますので、また後ほどご提示をしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） これはなかなか一概に20億円が多い、少なえと、そういう財政担当がその辺を十分把握してやっていただいとんで、我々はこの予算書を見ながら判断するだけであって、そこは専門家にお任せするとして、やっぱり一般的に指標として、和気町と同じ大きさ、和気町と同じような母体のところというのが一つ、一般の方から見ればそういう数値の方がわかりやすい。それが細かいところを言うたところで専門的になるんで、ただそういう意味で聞いたもので、それ以上のものはございませんので。

それで、できれば近隣市町村、近隣の例えば備前地区で言いますと、今大枠で言われましたけども、今聞いて52億円とかそんな数字のものを聞いてびっくりしたんですけども、いわゆる備前地区でしたら備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、それから吉備中央町、大体そんな感じで、近隣のことを一般の方というんか、我々町民としてはやっぱり税金の言うてみりゃあ蓄えということでしょうから関心のあるところですけども、あえてまずければ、それ以上のものはございませんけども、公表できるのであればせっかく今回特にこの問題というのは大きな一つの議題になりましようから、特に当局の方であえてそれは差し控えたいというのであれば、それでも結構です。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

それでは、改めての議員からのご質問でございますので、岡山県が発行しております市町村年報に基づきまして、近隣の市町村の財政調整基金の残高の状況をお知らせいたします。

備前市でございます。47億4,700万円。赤磐市については74億7,800万円ということでございます。類似団体、人口規模とか就業構造等が類似しております団体といたしましては、県下でいきますと矢掛町でございますが、こちらの矢掛町においては43億5,300万円、あるいは美咲町が類似団体と一緒にございます。美咲町で言いますと33億8,600万円、こういったような状況でございます。先ほども申しましたように、年報、こちらに資料がございますので、後ほどご提供もさせていただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） もう今ので結構です。ありがとうございます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） にこにこ園のところで、特殊建造物定期報告書作成という項目があるんですが、これは特殊建造物は何れを指すのか。そして、この報告書は定期的にやられるんでしょうけど、何年に1回、どこへ出すのか、わからないもんですから教えていただきたい。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

72ページの役務費の中に特殊建造物定期報告書作成手数料27万5,000円を計上させていただいております。こちらは、にこにこ園、児童福祉施設ということで、利用者の安全のために建築物全体が常に適法状態にあることを定期的に報告するためにつくるものでございまして、3年に1回岡山県の方に報告が義務づけられて

いるものでございます。

(3番 従野 勝君「わかりました。ありがとうございます」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) 失礼します。二、三、質問させていただきます。

まず、67ページの委託金です。教育費、委託金、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金、佐伯中のスポーツ推進か何かで言われてたんですか。ちょっと内容がよくわかりませんので、もう一遍詳しく教えていただきたいと思います。

それから、今回僚議員から言われましたけど、財政調整基金の繰入金、これはかつて学校建設というか、学校統合のときに恐らく4億円幾らぐらい基金から取り崩して一般会計へ繰り入れしたという記憶はあるので、非常にこれは財政上大変な状況だなという感じを持つんですけど、主には温泉に1億5,000万円繰り入れる、それから今言うたICTの関係の7,000万円ぐらいじゃないかなと、2億2,000万円が。それで、こういうふうになるんじゃないかなという感じがするんですけど、一方では、令和元年度はもう繰り入れはせんでもええんかもしれんですけど、そのようなことをさっき町長の諸般の報告の中では言われとったんですけど、そういう財政健全化に向けてこういうふうな繰り入れをするのがどうなのか。22億円といっても、もうすぐですよ、なくなるのは、4億円すれば、これはもう四、五年でペアになる。毎年なるかどうかは知りませんが、これすぐにコロナの状況がよくなるとは思えませんので、その辺のこれからの財政健全化というか、そういう見通しというか、和気町財政をコントロールする上でその辺のようなことがあるのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、68ページの歳出の戸籍住民基本台帳費で、地方公共団体情報システム機構負担金、マイナンバーの負担金だろうと思いますけれど、864万円、これは何戸分の金額なんですか、何人分の。今回の10万円の給付はオンラインでやったらすぐ出るんだと言われたんですけど、大都市部では、例えば高松市ではそれをやりようしたら止まるというんでやめたとか——マイナンバーで直接オンラインの給付は——いろいろトラブルも起きているんですけど、何がいいんか、住民にとって私はよくないと思いますけれど、これ何戸分なのか教えてください。

それから次に、社会福祉費の隣保館管理費、今回500万円の補正ですよ。先ほどの繰越明許の表を見てみると、令和元年度は1,060万円計上しておた。今回が補正を含めると2,083万2,000円になります。とすると、全体で2カ年で3,143万円ぐらいになるんです。非常に多くついているんですけど、何でこんなに増えたのか。いわゆる隣保館周りの舗装だと思うんですけど、県道整備以外の、県のやること以外の、ちょっとその辺がよくわからない。何か三好さんの碑はもう直されてるのは見たんですけど、西側のどうのこうのって言われたのをもう一遍詳しく積算根拠というか、どうだからこれだけになるんだというところを教えてください。

それだけです。よろしくお願ひします。

○議長(安東哲矢君) 教育次長 万代君。

○教育次長(万代 明君) 失礼します。

67ページ、教育委託費15万円、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金、こちらは71ページの教育費、中学校費、学校管理費の中の講師謝礼金10万円、講師旅費4万円、消耗品29万8,000円のうち1万円、合わせて15万円の事業でございまして、内容としましては、生徒のオリンピック・パラリンピックの関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を図るとともに、異文化や共生社会の理解を深めるために、実績のある講師を招いてパラスポーツの体験学習を初めとするオリンピック・パラリンピック教育を実施するための

ものでございます。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 財政の基本的な考え方をどう考えとんかというお話でございますが、このコロナの関係は、昨年12月から中国武漢を皮切りにもう7カ月が経過をする中で、これは全然予想のつかないことでございまして、全国的にもいろんなことで、国も今回は第2次補正を計上されるというような状況の中で、前回は第1次補正で1兆円の配分をされてきたわけでございますが、その中でもやっぱりコロナ対策でそういう財政的な対応をされておるわけでございますが、和気町にいたしましても、それを受けてそれなりにコロナに対応する町民の皆さん方の安全・安心を守るための事業とか、それから今後何とかそれぞれの皆さんが暮らしていく上で必要なことについては行政側としてできることはやっていかないとはいけません。そんなことも考えておる中で、今国の方も2次の補正でどうやら衆議院は通過して参議院に送られたようでございますが、参議院できょうあたりは審議をされておるんでしょうが、これが2兆5,000億円というような額で提案をされておるようなことでございますが、まだまだ私たちのところへはその配分がどうなるというような具体的なお指示はございませんので、このことについてお話を申し上げるわけにはいきませんが、和気町では、一応1次では1兆円の枠の中の9,940万円の配分、それに県から2,600万円、それと2,000万円の上乗せをして1億4,000万円ほどの額で町内の皆さん方にそれぞれの事業をやらせていただくということで、この前もご理解をいただいたところでございまして、その中で一つこの温泉の事業でございますが、この温泉も平成7年にオープンをいたしております、もう25年が経過をいたしております。この25年が経過する中でこういうことが発生するとはもう夢にも思わないことでございますし、あの事業は、もうご承知のとおり、和気町の活性化につながって、益原地域の環境整備につながることを見返り事業でやりましょうということで5カ町村がやったんです。ですが、平成24年に和気町が受け取ったと。和気町が受け取って、和気町が運営するに当たっては、皆さん方のご理解をいただいて、和気町が受け取る時には1億500万円でございますか、補償費をいただいて、その改修もさせていただいて、引き続き和気町の町民の皆さん方の財産としてあそこの火を消さないように、町民の皆さんのいろんな意味でのご利用をいただくことが町民の健康にもつながると。ある意味福祉施設、県の方はお金をいただいとんですから観光施設だろうというような見解をしとられますが、和気町の高齢化が40%近くになっておる現在、あの施設は高齢者の健康研修施設として引き続き和気町の町民の財産として、皆さん方に評価をいただいて喜んでもらえるような運営をしていきたいということで、実は努力を今してきておるわけでございます。

ところが、昨年12月からこういう状況になりまして、どんどん利用者が減ってきて、その結果、積算はきっちりしとりますが、収入と支出の差が1億5,000万円ぐらいの欠損が出てくると。しかも、雇用調整助成金も実は臨時の職員、雇用保険の社会保険適用の職員がおりますから、雇用調整助成金も何とかいただけるといふふうに私も軽く思ってたんですが、実はこれ事業体が行政でございますから、雇用保険は掛けとんですが、調整金はいただけないと。しかも、60%は保障せないけんというようなこともあります。そんなこともある中で、職員を遊ばすわけにはいきませんから、しかも10人正規の職員がおるわけでございます。そこでもう、さっきも申し上げましたように、実は内部のじゅうたんとかそういうものは、25年のうち3年目に1回やっとなんですが、23年間そのままにして、もうご承知のとおりすり切れて非常に傷んでおりますから、これも廃盤になっておる商品で、メーカー品で、価格の1割ぐらいで入手ができるということがありましたので、この際その正規の価格の1割ぐらいでメーカー品で入手ができるんなら、ただデメリットとして色合いとか思うものが手に入らないという部分はあったんですが、しかしそんなことは言うておられませんから、何とか破れた部分とか醜い部分とか、利用者にご利用いただく上で環境整備をするという観点から、職員全員が休館中にご指導をいただいて作業をやらせていただいて、きれいに整備をさせていただいて利用者をお迎えができるように、そういうこと

で今やらせていただいて、今度その運営につきまして、給料はしかし払わにやいけませんから、給料、それから臨時の職員の賃金の確保、このあたりのことを考えとりましたら、なかなかもう悩んで悩んで悩み抜いたんですが、結果的にはそういう形ででも仕事をしていただいて、それから今の欠損についてはとりあえずここで繰り入れをさせていただいて運用させていただくと。

ほかにもいろいろ財源のことは相談をさせていただくようなこともあるわけですが、今回はとりあえず一般会計から、和気町の事業でございますから、全体の会計の中でやりくりをしていくということの観点の中からお考えをいただけたら非常にありがたいなと思っております。引き続き、あの施設を和気町の町民の皆さんの財産として、和気町の町民の皆さんに有効に活用していただけるような、そういう環境の整備をさせていただき、引き続き運営をさせていただくという観点の中から、ひとつこの繰入金のお認めをいただきたい。こういうことで、今回提案をさせていただいておりますので、ひとつご理解をよろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼します。

68ページの戸籍住民基本台帳費の負担金でございますけど、地方公共団体情報システム機構の負担金、マイナンバーカードに関するものがございますけど、この積算の基準でございますけど、平成31年1月1日現在の日本全国の人口1億2,744万3,563人に対しまして、和気町の平成31年1月1日現在の1万4,284人の割合で負担金の方は積算されております。

○議長（安東哲矢君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

西中議員の質問の返答でございますが、隣保館、藤野会館の工事費は今回500万円を計上しております。現在、繰越工事でやっております工事では、藤野会館直近の敷地の舗装だという、擁壁が今回ぐるっとございまして、その分の費用しか見ておりません。今回ののは、それ以外、地元の要望等がございまして、隣保館、藤野会館と日笠川の間にある、今ちょっと碎石になっているところの駐車場、あと北側の県道の挟んだところにある町有地にあるそこも駐車場ということで積算しております。内訳としましては、日笠川、藤野会館西側のところが755平米で、北側が215平米、合計970平米ほどございまして、これを表層、路盤等で積算しまして500万円弱の積算根拠が出ましたので、今回補正しております。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 500万円の整備費でございますが、実はこれ藤野会館周辺の整備が最終的に固まらないというような状況の中で今日を迎えておりますから、駐車場の取り合いの部分が固まりましたので、今回舗装をやらせていただく、その予算を今回計上させていただいております。しかも、今回の場所での駐車場の確保がなかなか厳しい、台数が確保できないということで、道路の反対、旧道の前に使っておった五、六台止まる駐車場があるんですが、その隣接したところへ約200平米ぐらい町有地があるんです。そこを今回フェンスを取り払って舗装させていただくと。そうすることによって、100台少々は確保できるのかなということの中で、今回計上させていただいておりますが、これは道路の取り合いがはっきりしないということがありましたので補正になりました。そのあたりのご理解を賜りたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 1つ、2つ聞きます。簡単な方から先に、順番は逆になりますけど。

マイナンバーは、だから今年度新たに申請する人がというふうに思うてしたんですけど、これはもう国の方からこれだけ出せという言うてくるんですか。その辺ちょっと合わなかったんですけど。

それから、町長、調整基金の繰り入れ4億円何ぼは、これ大きいんで、こういうことでいくと、また来年度も1億円か何ぼか繰り入れするとか、その確論は温泉会計で聞きたいんですけど、要するに和気町財政がどんど

んこれ貧困化というか、破たんに向かうようになりやあせんかと。そうでなくても、今、私はずっと言ってますけど、人権事業に3,000万円ぐらい使いよんですから、もう本当に財政需要というか、いろいろやることはいっぱいあるわけですから、そういうハンドリングというか、それがいかなものかなというふうな私は疑問があるんで、その点で何かお答えいただきたいということなんです。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 国の方から、そういう積算に基づいて金額を提示してまいりますので、それを計上させていただいております。

今年度につきましては、トータルで6,750件ぐらいにしたいというふうな計画を持っております。

（10番 西中純一君「トータルですか」の声あり）

トータルです。

（10番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

財政調整基金を含めた財政運営にという西中議員のご質問でございます。

答弁の方は、先ほど町長がされました中身のとおりでございますが、財政調整基金につきましては予算編成における運転資金的なところもございます。例えて申しますと、令和元年度、昨年度の予算編成で申しますと、当初予算では2億6,500万円を財調で取り崩すことということで当初予算を編成した1年を経過した結果としては、その基金には手をつけることなく決算を迎えることができた。こういったような財政上の予算の組み方というのは常々繰り返してきたやり方ございまして、合併当時6億円弱でありました財政調整基金も、合併特例あるいは各種施策の中で、現在、合併から14年経過いたしました22億円まで来たところでございます。

こういうふうに財政調整基金残高が伸びたというのも、合併特例の恩典があったからという部分、これは否めないわけで、合併特例がなくなる来年度以降、健全な財政運営について慎重に検討して運営をしていく必要があるということは重々自覚をいたしてございます。

また、財政調整基金については、今回のような不測の事態を招いたときの緊急的な財源とする、あるいは国、県の有利な財源がなくとも、住民福祉のために必要な施策にはこういったような基金を財源として住民福祉の事業を実施するための基金でございますので、そこらの使い方というか、そこについては町長以下、執行部がしっかりと認識、自覚を持って事業の選択に今後においても取り組んでまいりたいというふうに考えておりまして、以上のところで答弁とさせていただきます。

（10番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第51号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号を総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号は、総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第52号及び議案第53号の2件の質疑を行います。

まず、議案第52号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） これ傷病手当金が1年間のが50万円ぐらいだろうと。それが今5件ぐらいと言われたんですけど、そんなに出せるのかなというか、これは1件ぐらいかなと思ったんですけど、要するに1年と6カ月、18カ月分のあれですよ。5件なんですか。もう一遍説明ください。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） あくまでも見込みでありますので、最長で1年6カ月支給できるということになっておりますので、こちらで積算をさせていただいて、50万円ということにさせていただきました。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） ほんなら、もっとこの件数というか、この状態が変わればまた補正ですというのが当然でしょうけど。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第53号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第52号及び議案第53号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号及び議案第53号の2件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第52号及び議案第53号の2件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第54号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） これ1億5,000万円の繰り入れということですが、明日特別委員会がありますので、平成24年からですか、和気町が受託したのが、そこからの収支の状況、それから宿泊施設の稼働率あたりも明日特別委員会へ資料提供して、年間予算が事業収入で3億2,000万円、それを1億6,000万円落として繰り入れを1億5,000万円。ちょっと概要を見ただけではなかなか理解できない状況でございますので、そのあたりのきちっとした資料提供をぜひお願いします。要望です。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑は、

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私はちょっと原始的な質問をさせていただきます。

当初予算できちっと職員の給与、その他報酬なんかも出てるわけですよ。それで、なおかつ1億5,000万円を一般会計から繰り入れするというのは、本当のところ、それは事業収入が減るからそれをということなんでしょうけれど、その辺の実務というか、金の動き、フローというんですか、その辺を財政の担当課、その辺の人に教えてほしいんですけど。要するに、給与は当初予算で組んでるんですよ。なおかつ、マイナスをして使用料で1億5,000万円、それに相当する額ですか——ちょっと少ないですけど——を足すというのは、民間

におられた方は、運転資金じゃないかと言われるんですけど、そういうことですか。その辺もうちょっと、ずばり教えてもらえますか。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 西中議員の質問にお答えさせていただきます。

当初予算の段階では、予算的には計上させていただいておりますが、新型コロナウイルスの関係によって利用者が減少するというので、収入が当然下がってまいります。暫定的な予算でというふうに申し上げさせていただいておりますのは、あくまでも利用者が減るということでの収入減と、それからレストランとか仕入れの関係が利用者がいないので、落ちるので、いったんそこで組みさせていただいております。暫定的なことで、今後の見通しが立たないので、今回このような補正のやり方をさせていただいております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） こちらの質問の答えになってないと思うんですけど、要するに給与についてじゃあ一般会計があると、そこから温泉の方に出るのか。普通じゃったら、温泉事業特別会計から出るんだろうと思うんですけど、その辺の事務的なことを教えてほしいと私は言ってるんですよ。だから、要するに宿泊で入ってきた収入を給与に充てて、それがなくなるのでこれの1億5,000万円を入れるということなのか、ずばりその辺の理屈をもう一遍教えてください、わからんので。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

和気鶴飼谷温泉につきましては、特別会計を設けてございます。特定の事業の収入をもってその事業の支出に充てるということでございますから、今、西中議員が最後の方に言われたとおりでございます。営業収入、利用収入をもってあそこの職員、従業員の賃金を払うと。営業のお客様に利用いただいた宿泊、食料等、それをもって人件費あるいは通常のその他の支払いに充てるということですから、職員の給料について予算が当初で措置されているということではあります。その財源というのはあくまで料金収入、営業収入があつてということでございます。一般会計から職員の給料を負担して出しているというようなことではございませんので、温泉の事業に係る職員給与についても、営業収入から支払いをしている。営業収入がなくなったということは、支払いに充てるべきお金がないという状況になっているということでございます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 当初予算を見ると、たしか温泉特別会計は2,000万円借り入れができると、それも書いてあるんですよ、一方では。ここで借り入れをせずに、あえて一般会計から繰り入れをすると。それがちょっとどうかなというところなんですけれど、そうなりますよね、たしか当初では2,000万円借り入れという。だから、その2,000万円の借り入れはせずに、要するに一般会計から入れるということがどうなのかと。これはもう不健全財政にどんどん行くというふうに私は見るんですけど、その辺で最後一言だけお願いします。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

和気鶴飼谷温泉の特別会計の当初予算では、自治法に定めます一時借入金の限度額を2,000万円というふうに設定をさせていただきます。これは、あくまで事業を執行していく上で、資金繰りのために一般金融機関等から一時的に借り入れることができますよというものですから、借り入れたものは当該年度中に返済をする必要があるということでございますので、一般会計からの繰入金とこの一時借入金というのは全く性質が別のものがございます。一時借入金、市中銀行からいたしますと、借り入れに対する利息も発生してくるわけですから、財源措置の根本的な解決にはならない。一時借入金というのは、会計を運営するための一時的な運転資金の調達、立て

替え金の調達という目的の性質のものでございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

(10番 西中純一君「最後、意見」の声あり)

○議長(安東哲矢君) 10番 西中君。

○10番(西中純一君) 最後にじゃあもう意見というか、それだけ申し上げます。

要するに、平成24年、これを受け取る時に、私と秋山議員が反対したんです。あとはみんな賛成しました。この議会の前の前の議会ですから、そこにおられた方もおられなかった方もおられるんですけど、そのときにさっき言われた1億500万円の持参金つきで受け取るというふうになったんですけど、かなり紛糾をあの当時しました。赤磐市では何でそねえなあれをつけてやるんなら、そげえなことは必要ねえとか、もういろいろ紛糾したんですよ。それから、職員をどうするか、組合の職員をどこへどうしていくか、雇用責任があるんじゃないから、それをどねえんかせないかん。それもいろいろ、老人ホームへ行ってもらったり、ほかの事業所へ行ってもらったりした方もおられ、いろいろあったんです。大変なあれだったんですけど。だから、何が言いてえかというたら、非常に感覚的には和気町のお荷物になつとりやせんかなというのが本当は言いたいところなんで、あとはあしたかな、委員会でもた聞かせていただきますけれども、休んだ間は研修をしようったのか、それとも皆さんパートの人も全部来とったのか、その辺も含めてあした全部聞かせていただきたいというふうに思います。マツトか何かきれいになったとかというふうなのは聞いてるんですけど、非常に不安を感じてるんで、特別委員会で詳しく聞かせていただきます。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) 同僚議員の方から、あす資料でこの間の経営の状態を出してくれというお話もございました。私は、この4月13日から5月末まで休館をしたんだというふうに思うんですけども、実際にその休館のときにどのくらいの経費が必要であって、どのくらいのものが赤字になったのかと、その休館のときに、というところまでそれも出していただきたいというふうに、資料を。そうして、いろんな角度から検討をしたいというふうに思います。

この1億6,000万円少しのお金、これやっぱ3月までをめどにして計算しているというふうに思うんですけども、ここも議論になると思うんですが、本当に3月までとりあえずそこまでとかなないかんのかと。当面のところだけ補正をやったらいいんじゃないかというようなことも議論としてはあるでしょうから、そこも含めて資料を出していただきたいというふうに思いますので、その点だけよろしくお願いします。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、議案第54号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第54号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって議案第54号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第55号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第55号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第55号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第55号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（安東哲矢君） 日程第8、請願第2号から請願第4号の3件を一括議題とします。

まず、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願書を議題とします。

これから請願第2号の紹介議員であります太田啓補君から説明を求めます。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、地方財政の充実・強化を求める請願の趣旨説明を行いたいと思います。

今、地方自治体には、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持確保など、より多く、そしてより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実には多くの地方自治体が財政難の中で、人的合理化を余儀なくされ、公的サービスを担う人材不足は深刻化をしており、疲弊する職場実態にあると言わざるを得ません。

近年多発をしている大規模災害やそのための防災・減災事業の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面をしています。こうした地方の財政対応について、政府はいわゆる骨太方針2018で、2021年度の地方財政計画まで2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に、2020年度地方財政計画の一般財源総額は6兆3兆4、318億円、前年比の1.0%と、過去最高の水準となっています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策や緊急財政対策に係る経費はもとより、人口減少、超高齢化に伴う社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実強化が求められています。

以上のことから、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方自治体が様々な施策を創意工夫を持って進められるよう、十分な財政確保が必要であると考えます。

そのような視点から、和気町議会としても、地方自治法99条の規定に基づいて意見書を政府関係機関に提出していただきますようお願いをいたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） これから請願第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

太田君、ご苦労さまでした。

次に、請願第3号日笠地区公民館への進入道路の建設を求める請願についてを議題とします。

これから請願第3号の紹介議員であります山本泰正君から説明を求めます。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） それでは、日笠地区公民館への進入道路の建設を求める請願について、紹介議員であります私の方からお願いをいたします。

請願の趣旨でございますが、この問題は、日笠地区館の改築に関連をいたしますが、県道の福本和気線から日

笠地区公民館へ向けて大型車両が通行可能な幅員の十分確保された進入道路を建設していただきたいという請願でございます。

請願の理由といたしまして、現在日笠地区公民館への進入道路は幅員が狭く、地区民が施設を利用するときに非常に不便を感じております。また、日笠地区公民館は、災害時には避難場所として使用されますので、地区民が悪天候において安全に避難できる道路は必要でございます。あわせて、避難物資を運搬するためにも、幅員の確保が必要でございます。

以上の点から、県道から大型車両が通行可能な幅員を十分確保した進入路を建設していただきたいとのことで、日笠上区長頓宮俊介ほか5名の請願でございます。なお、裏面には請願者名簿を添付いたしておりますので、参考にしていただければと思います。

○議長（安東哲矢君） これから請願第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、ご苦労さまでした。

次に、請願第4号営業を自粛した事業所等に対して支援を求める請願書を議題とします。

これから請願第4号の紹介議員であります神崎良一君から説明を求めます。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 営業を自粛した事業所等に対して支援を求める請願書が山崎益原区長から提出されました。その請願の趣旨に賛同しましたので、紹介議員としてその理由を説明させていただきます。

なお、同趣旨の要望は、本荘地区の区長からも私の方にあつたことをつけ加えさせていただきます。

全国的に緊急事態宣言が発令された4月17日、この時点で岡山県のコロナ感染者数は18名と少数でした。一方、隣接する広島県、兵庫県、この感染者数は広島県が124名、兵庫県が481名と多数でした。特に和気町に近い兵庫県は、特定警戒都道府県に位置づけられ、コロナウイルス感染防止対策が重点的に求められた県であります。この状況下で、和気町も和気鶴飼谷温泉を初めとする公共施設の閉館や藤まつりの中止等、各種イベントの中止等を行い、感染防止策を徹底してきました。その結果として、感染者数はいまだにゼロという結果であります。

一方、これらの期間、町の政策、対策に対して、町民の方々も温かい理解と行動の自粛等のご協力をいただき、ちょうど車の両輪のように、双方の功を奏してコロナウイルス感染者数ゼロを実現したと言えるのではないかと私は思っております。

このような中なんです、ただそこで忘れてはならないのは、その陰に隠れて協力していただいた方がいる。新型コロナウイルスの感染者が多数発生している兵庫県から非常に和気町に近い、人的な流入も多いという現状を踏まえまして、兵庫県からお客様がウイルスを持って岡山県、ひいては和気町に入ってくるのではないかと、このように非常に懸念をして、町からの要請はなかったんですが、自主的にお店等を閉めたり、または営業時間を短縮するなどして自粛された飲食店等を中心とした事業所があります。この方々の功績も無視できないのではないだろうかと思いました。

和気町から正式な要請を受けてはないので、そういう方々の支援だとか対応をしんしゃくする必要はない、このように思われる方もいらっしゃる、意見も多いと思います。そういう意見もある中で、一步譲ってみて、和気町に新型コロナウイルスが入ってくるリスク、そういう方々が減少させたというのは事実なのであります。その貢献度も大きかったと考えられます。これらの方々への支援等を考えていただきたい。町民に寄り添ったきめ細やかな対応を求めたい。まして、心がすさんだこのコロナ禍の中で、そういった対応が必要なのではないで

しょうか。

6月に入り、コロナウイルス感染者は大きく減少しています。その一方で、秋口から第2波が来ると予想する専門家の方もいらっしゃいます。第2波の大きさにもよりますが、事業所、飲食業の方々等々、営業自粛を和気町があえて要請をしなくても、またここで町の気持ちというか、支援をしていただければ、再度営業自粛をやっていただけるのではないかと、このようにも考えます。

これらの観点から、先ほどもお話がありましたが、第2次補正予算も国会を通過する見込みでございます。具体的な支援方法については町にお任せするとして、何か今回の自粛をされた方々、事業所等へ、町長も感謝してるんだ、このようにおっしゃっていました。その気持ちのあらわれとして、具体的な形として何か支援等を今後考えていただきたい、このように思っております。

小さな1万4,000人の町で、当然特措法がこうだからやりなさいというのもありましょ。その反面、またお互いがあうんの呼吸でやるというのも、非常に必要なことではないかなと思われま。非常に予算編成とか難しい面はあるとは思いますが、何かそういった自主的に町、国、県の方針に従って、自粛された事業所さんに何らかの形あるものをしていただきたいと強く思います。

○議長（安東哲矢君） これから請願第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 総論、これはいいんじゃないかなという感じがするんですけど、狙いというか、今国は200万円、100万円の持続化給付金ということで、50%以上減収している事業者の方にとということでやってる。それで、あとよく聞くのが、奈義町あたりが1件20万円とかというふうな給付金額だったと思う。それで、全額では5,600万円でしたか、というぐらいの給付金事業をしているんですけど。資料がありました。個人事業者へ20万円、法人に40万円ですか、奈義町が。で、総額が5,600万円というふうな。狙いとしたら、どの辺か。

それから、自粛じゃなくて、減収した人も対象なんですか。その対象の問題と、どの辺が狙いかというのをちょっとお願いします。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 狙いというのは、さっきも申し上げたように、国、県、町の大きな動きの中で、特に要請もされなかったけども、勝手にしとることなんだけど、それがやっぱり効果がそれなりにあると思われし、今後のこともあるので、金額的なことは私も申し上げにくいし、金額的なことは予算も出さないとけないのでそのあたりは難しいんですが、私としては現状のこの狙いのところは、本当に光熱費の一部ぐらいでもいいぐらいに思って、補填とか店舗を補償するとかという話はまた別で、それは国がやっているいろんな持続化給付金とか、さっきおっしゃられた50%減になる、本当に大変なところはそれでやったらいいと思いますが、それとは別に、独自に自粛されたということなので、私本来の気持ちを言えば、もう本当に金額的なことはちょっと言いづらいんですけど、ほんなら2万円、3万円というような金額もありましょけど、もうそれは気持ちだろうと思うんです。それは和気町が要請したわけでも何でもないので。ただしかし、何もせず頑張ってくれたなというだけでは何か寂しいなと思っております。だから、予算との関係があるので金額は非常に難しい。狙いは、休業したからその分が営業収益になってないんだから、それを補填せえとか、そういう意味では決してありません。そういう意味ではなくて、そこらあたりが、先ほど申し上げた、町も頑張ってる、個人でもそれぞれ自粛をされてる中で、自分たちの食いぶちである商売を少し止めてでも協力しようとした、そういう気持ちを何か組んでいただきたいということなんで、非常に申しわけありません。具体的に10万円じゃ20万円じゃという話じゃないんですけど、お気持ちがあるので、何かしら町として応えていただけないだろうか

と。その辺については、今申し上げたように、第2次補正予算が通過した暁には、また何がしかが国、県から和気町の方にも届くと思います。その中にも必ず何やらあると思いますので、そのあたりを予算として見込んでいただいて、何か使える方法はないのかというようなことを考えていただきたいというのが趣旨というか、本音です。よろしいでしょうか。

(10番 西中純一君「わかりました」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

神崎君、ご苦労さまでした。

請願第2号から請願第4号までの3件を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

また、今回、要望書1件が提出され、これを受理しております。議員控室のファイルに整理いたしておりますので、ご高覧ください。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

あすは、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が予定されておりますので、ご出席方よろしくお願いたします。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後1時20分 散会

令和2年第3回和気町議会会議録（第7日目）

1. 招集日時 令和2年6月17日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年6月17日 午前9時00分開議 午後2時05分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一	財 政 課 長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一	民生福祉部長 岡本 芳克
健康福祉課長 松田 明久	産業振興課長 河野 憲一
都市建設課長 西本 幸司	総務事業部長 今田 好泰
教 育 次 長 万代 明	学校教育課長 國定 智子
社会教育課長 菅崎 修	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 4番 若旅啓太 2. 7番 居樹 豊 3. 5番 神崎良一 4. 2番 太田啓補 5. 3番 從野 勝 6. 10番 西中純一	

午前9時00分 開議

○議長（安東哲矢君） 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（議事日程の報告）

○議長（安東哲矢君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

（日程第1）

○議長（安東哲矢君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして4番 若旅啓太君に質問を許可します。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 皆さん、おはようございます。

お許しいただきましたので、一般質問を始めます。

まず、先般のコロナの休校で、勉強の進捗ぐあいでなく、私が問題意識を持っていたのは、子供たちの昼食の状況であります。和気町にも、当然ですが給食が命綱になっている子供たちもいます。その子供たちに栄養価がしっかり担保された昼食を支援するというのも、行政の取り組みとしてはすばらしいことではないかと。それは、休校下のときから教育長と、そして松田健康福祉課長にご相談させていただきました。相談しているさなかの5月21日に休校は解除され、今、子供たちは元気に通っておりますが、秋口にはコロナの第2波が来るということも予測されています。再休校になったときでも、子供たちの昼食、これを支援する必要は、町としてやはり必要があるのではないかと私は思います。執行部の方から改めてそのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、若旅議員のご質問について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルスの第2波への対策として、学校が長期休校になった場合の子供の昼食の支援についてのご質問でございますが、今回の休校期間中、長期間にわたる学校給食がないことによる保護者の負担は、大変大きいものだったと考えております。また、ネグレクトというわけではなく、保護者の事情により、パンやコンビニのおにぎりだけといった昼食で済ませていた方もいらっしゃるかと思います。特に共稼ぎのご家庭やひとり親家庭では、子供たちの昼食が大きな負担となっている状況や、栄養士によるバランスのとれた給食が子供たちの健康に大きな影響を及ぼしていることも踏まえ、再度休校しなければならない事態になりましたら、栄養士の協力を得て、家庭でできる栄養バランスのとれた簡単な昼食のつくり方を提供したり、民生児童委員などを窓口として、状況を把握しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。ぜひ、第2波、来ないにこしたことはないんですけども、転ばぬ先のつえといえますか、今からその仕組みをしっかりとつくっていくというのは、子ども・子育ての町で売っているわけですから、和気町は、そういうところは大切にしてほしいなと思います。

ご答弁の中で、親御さんの負担っていうお言葉があったんですけども、私が何を一番気にしてるかっていう

のは、親御さんの、忙しいとかなかなか家事がとかってあるんですけども、そこじゃないんです。そこではなくて、私は子供たちの栄養の状況なんです、そこなんですよ、一番。栄養の状況なんです。以前、おとしですか、理学療法士を子供たちの乳幼児健診に導入してほしいですっていう、やっていただいてありがたいんですけど、そのときも述べましたけれども、成長期に至るまでのこの時期の子供たちの体の状況でしたりとか栄養の状況っていうのは、死ぬまで影響を及ぼし続けるそうです。この時期に、例えばイメージしやすく言うと、カルシウムが足りませんでしたよねっていう方が、この時期に、子供たちのときに。大人になって骨粗鬆症だったりとか、もう本当におもしろいぐらいに、小さいころの栄養状況っていうのが、今後、どんどんどん影響を及ぼすそうなので、そこをやっぱり、栄養価のバランスとといいますか、調理員の中にも、栄養士の方にもそこ、すごい気にされている方もいらっしゃるんで、そこはどかが管轄になるかわかんない、教育委員会の管轄になるのか、若しくは児童福祉っていう観点から健康福祉課の方になるのか、そこは領域の違いではあると思うんですけども、そういうところからしっかり練って、今後、秋口来ないことに本当にこしたことはありませんが、そこまでしっかり仕組みをつくっていただけたら、本当に救われる子供たちもいると思いますので、ぜひお願いします。町長、いかが思われますか、お願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 第2波、第3波、今、想定しながら、私たちもこのことだけじゃなしに、全般的な事前の準備的なものも考えながら対応しているところでございますが、特に子供の学校給食がここで途絶えるわけでございますから、これ、学校の給食調理場開設してというわけにはなかなかいきませんので、これはご理解をいただきたい。密接、密集の問題もありますから、これはちょっとできないんですが、私が今考えておりますのは、栄養士によるところのカロリー計算のきちっとできたレシピを各家庭に配布させていただくと、その場合は、それとあわせて、各家庭それぞれ事情が違いますから、その実情を、なるべく地域に精通したお立場の民生委員、このあたりを窓口にご相談を申し上げながら、どんなことができるのか、片手落ちにならないように、このあたりのこともご協議をしながら、どういう方法で対応させていただくのが一番いいのか、これから前向きに検討させていただきたいということを内部で協議しておりますから、このあたりでひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ご答弁ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

そして、通告させていただいた2点目、GIGAスクール構想について質問させていただきます。

このGIGAスクール構想というのは、名前でちょっとよくわからなくなるんですけど、簡単に言うと、従来から言われていた高速大容量のICT教育を全国的にどんどん広げていきたいと思いますという取り組みのことでございます。実際にこの議会でも、1億円を超える、子供たちにタブレット端末を整備しようという予算案が計上されております。ここでICT教育というのは、タブレットを導入することではないんですね。タブレットを使った全く新しい教育の形というのがICT教育でございます。ここを間違えると本当にえらいことになるんです。結構、全国津々浦々で、タブレットを導入したはいいが、現場におりたときになかなか使いこなせずに、結局物置の中に放置されてしまっていますよという学校が、全国に結構あるんです。そうってはならないと思います。やはり、ちゃんとこれからの時代に合った、これからの新しい学びというのを、現場レベルでも町レベルでもしっかり議論して、いいものにしていく必要が私はあると思います。

そこで、通告させていただいた2点、和気町のICT教育というものをどのように捉えているか。そして、充実したICT教育を施行するために、和気町に必要なものは一体何と考えているかということ、教育委員会にまずお伺いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） それでは、若旅議員の方からご質問があった点について回答させていただきたいと思います。

まず、1点目のタブレットを使ったICT教育をどのようなものと捉えているかという点でございますが、国はGIGAスクール構想の中で、Society 5.0時代、新しい時代を生きる子供たちが、学校現場で、先ほどのタブレット等を使いながら、それを鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとして扱い、社会を生き抜く力を育み、可能性を広げていけるよう、子供たち一人一人に個別最適化された、また創造性を育む教育を提供できるICT環境の実現を目指しております。個別最適化された教育といいますのは、興味、関心、特性、学習状況、また学習の理解度が多様である子供たち一人一人のニーズに応じた教育ということでございます。タブレット等の効果的な活用は、子供たちが社会で生き抜く力をつけるための主体的で対話的、深い学びの実現を大きく後押しするものだというふうに捉えております。具体的には、学習の興味づけ、また課題発見、その課題を解決していく際の情報収集や情報の共有、写真や音声、動画等も活用した作品づくり、またその作品の発信、それから発信された情報や作品に対して双方で交流をする、そういったことが、これまでの紙媒体中心からタブレットを中心としたものになることで、よりスピーディーにより効果的に行えるようになるというふうに考えております。また、AIドリルを活用し、子供たち一人一人が理解度に応じた課題に取り組み、学習履歴を蓄積することで、個に応じた学びの保障にもつながるといふふうに考えております。教科の学習に限らず、様々な場面でICT機器を効果的に活用することは、他者と協働するとともに、創造性を発揮しながら、主体的に学習に取り組む態度を育成することにつながるといふふうに考えております。ただ、先ほど議員も少し触れられましたけれども、タブレットを導入し使えるようになることが目的ではなく、社会を生き抜くための力をつけることが大切であり、子供たちがタブレットを有効なツールとして、適切かつ安全に活用できるよう、情報活用能力の育成も図っていく必要があるというふうに考えております。

それから、2点目の、充実したICT教育を施行するに当たって和気町に必要なものは何かというご質問ですが、まずはハード面の整備が必要であるというふうに考えており、国の補助も活用しながら、児童・生徒一人一人に1台の端末を整備すること、またクラウド活用に必要な高速通信ネットワーク環境の実現、これを目指して、このたび予算を編成したところでございます。また、整備された機器や環境をいかに有効に活用していくということが重要であると、私の方も認識しております。したがって、県教育委員会等が示すICT機器の活用に向けた資料等も参考にしながら、教職員のICTを活用する指導力の向上、これを図っていくことが非常に大切であるというふうに考えております。また、情報モラル教育を初めとし、情報教育を充実させるなど、指導体制の確立に向けて計画的に取り組んでまいりたいと思っております。また、その前提として、教育委員会はもちろんでございますが、学校の教職員、それから行政、保護者の皆様が、先ほど申し上げたGIGAスクール構想が目指すゴールイメージを共通認識すること、すなわちタブレット端末等を当たり前にあるツールとして使いこなす令和の時代の新しい教育へと発想を転換し、みんなで子供たちの学びを支援していこうとする意識改革、これが出発点であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。國定課長と二、三年前ですかね。練習試合とかでよく、当時、一緒におられて、こんな形でまたお会いできるなんてほんと思ってもなかったもので、感慨深いなというか、本当に。H31、赴任されたときに、実は衝撃を受けたんですけども、ああ、國定先生と思って。こういう形でお話できるなんて、もう光栄です、ほんと。

今、ご説明にあったとおり、タブレットを使った新しい教育っていうのが、ICT教育なんですよね。そこで、ちょっと小道にそれなんですけども、私、ちょっと最近危ういなというか、GIGAスクール構想というも

のがすごい誤解されて、これ、恐らくマスコミが悪いんですけども、マスコミの無理解というか。かなり、私、誤解されてるところがすごい多いな、この取り組みって思うんです。これ、なぜかって言うと、このICT教育とコロナ禍に生まれた子供たちへの遠隔授業、リモート事業、これを結びつける報道っていうか、結びつけるような話ってすごい多いんですよ。これ、和気町にも結構誤解されている方がいるんです。例えばタブレットが導入されたら、家で授業が受けれるようになるんやろって、そういうふうに結びつけちゃってる方が結構いらっしゃるんです。私はそれ違うのかなって思う。ICT環境の整備っていうのが、リモート授業ができなくなるわけではないけども、本来の目的は教育の質と方向を変えましょうねっていう話じゃないですか。私はそう思ってるんです。本来、ICT教育とリモート教育というのは別の土俵の話であると私自身は理解しているんですけども、実際にお考えを伺いたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 本当にありがとうございます。実は議員ご指摘されたとおりでして、GIGAスクール構想は、基本的に校内での端末活用が前提となっているものです。今般のコロナによる休校で、家庭とのオンライン教育が非常にクローズアップされる中で、それがイコールGIGAスクール構想というふうに誤解をされていることを私も懸念しております。あくまでGIGAスクール構想は、校内での端末の有効活用とそのための環境整備であるということは承知しております。ただ、今般のコロナの関係で、家庭への環境支援であったり、遠隔のための機材の購入等が補助対象になっておることも事実ですので、そこも踏まえて、今後対応していきたいというふうに思っております。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） そうですね、そこはやっぱり、最初のご答弁の中に、保護者でしたり行政、みんなで共通認識する必要があるよねって。それはそうです。ずっと長きにわたって続いてきた教育のシステムが変わるかもしれないっていう状況ですから、みんな、なれ親しんでない変化っていうのは怖いんですよ。よくわからないっていう。ただ、そこはそこからしっかり丁寧に説明することが、保護者にとっても子供たちにとってもいいことなのかなと思います。

話を本筋に戻すと、友人は教育の畑、今、がががん突き進んでるんですけども、実際に学生のときには授業等とってませんでしたけれども、日本の教育史でしたりとか、各国の教育の現状でしたりとか、そういったものを本当に勉強させていただく機会が、大分、もう七、八年昔とか、そういう時代ですけどありまして、このICT教育って、多分現場にとっても文部科学省としてもかなり一番でかい、今世紀、多分一番でかいような取り組みだと思うんです。なぜかという、教育のシステム自体が本当に変わるかもしれないから。っていうのは本当に私自身は感じているんです。とりあえず、歴史さかのぼると明治時代ですよ。1872年とかです。学制っていうのが発布された年です。今の初等教育だったりとか、今の教育ってものが、今こういう形になりましたよねっていうのが1872年ぐらいだったと思います。発布から150年ほど余りがたったんですけども、当然、教える内容っていうのは時代によって変わってきます。例えば新しい歴史の発見だったりとか、新しい数学の定理の発見とか、新しい科学の定理とか、化学の何か元素が見つかりましたっていう、そういう細かいところで、中身自体は私はどんどん変わっていったと思うんです。それは当然です。150年前の水準と今の教育の中身の水準が違って当たり前ですから。同じだった方が問題がある。ただ、一方で、150年前から、教育のシステム、仕組み自体は一切変わってないんですよ。変わってないんです。そこにすごい大きな問題意識を私自身は持ってるんです。例えば、私は何度も一般質問のたびに言ってますけど、教育っていうのは、子供たちが大人になったときに自分の手で生きていけるだけの力を育てあげること、そのお手伝いをしてあげること、それが教育の本旨だと思うんです。私はそう思ってるんです。社会を生き抜く力です。ってことは、社会が変わったら教育も変わらなきゃおかしいんです、どう考えても。社会を生き抜くために教育を受けるんだから、社会が変わ

るのであれば、教育は変わらなきゃいけない。当たり前の話ですよ。明治時代と今の時代比べて、同じことなんてないですよ。ってか、社会の構造も全然違う。産業も何もかも違うし、同じものを見つける方が難しいんです。さま変わりしてる。なのに、教育の仕組み自体が変わってないっていうことに、私は本当に危機意識を持ってるんです。それを変えるための、多分、ICT教育であると私は思うし、これはしっかりやらなきゃいけない。システム、システムって私申してますけれども、何かって言うと、従来の教育の仕方です。例えば何十人もの子供たちが机を前に椅子に座って、学校の先生と黒板の方を向いて、せっせせっせとノートに板書をとるっていう教育のあり方。これが寺子屋のころからずっと変わってないんです、今に至るまで。今、ちょっとずつ、例えば議論するようにしましょうねってなってますけれども、仕組み自体は大きく変わってはいない。世界的に見ると、これっていびつで異質な教育システムなんです。例えば、記憶、定かじゃない、イギリスはたしか円卓なんです、教室に。円卓で五、六人が囲むんです、たしかイギリスは。イギリスだったと思います。で、その五、六人が、例えば算数の授業だったりとかって、平気でぺちゃくちゃぺちゃくちゃしゃべってるんです。日本って管理教育だから、ぺちゃくちゃしゃべってたら怒られるんです、内申下がるしみたいな。でも、イギリスはぺちゃくちゃしゃべって、誰々ちゃん、ちょっとこれわかんないから教えてくれないとか、ちょっとこれ、もう何分までに10問の数学の問題、みんなで手分けして解けていうから、誰々ちゃん、1から3までやって、俺、4から6までやるからさみたいな。わかんないのあったら教えて、俺、手伝うからとか。そういう学びの仕方がイギリス。フランスは、たしか一つ一つ、日本みたいに机、一人一人あるんですけれども、それがコの字にたしかなってたと思います。アメリカもそうなのかな、たしか。議論とかディスカッションがメインになってますよねっていう話なんです。これって、先ほど課長がご答弁された、これこそまさに主体的で対話的な学びだと思うんです。まさにそれを体現してるんです、海外の場合は。でも、一方日本はどうなのかっていうと、端的に言ってしまうと、まだわからない白紙状態の、白いキャンパスの子供たちに、社会のことを知り尽くした偉い先生が知識を授けるっていう、150年前からの思想なわけです。もちろん先生や学級によっては違うと思います。話し合ってみましょうとか、いろいろやってみたりっていうのは、もちろん個別にあると思うんですけれども、仕組み自体はそうなってしまってますよねっていう。今後の社会とか、子供たちが歩んで行く社会というものを考えると、私、予測できることってたくさんあると思うんです。これ、2年前です。おとし、また一般質問で、覚えてらっしゃいますか、江戸川区のインド人小学校の話っていうのをした記憶があるんです。そのときにも触れましたけど、まず間違いなく子供たちにとってやってくる社会の大きな変化は人口減少です。多分、今、うちの息子は1歳と3歳、2人いますけれども、彼らが中年になるころには、恐らく1億人切ってます。9,000万人とかになってます。そうなったときに、日本は恐らく足りない労働力を2つの方法で補うと思う。それは当時、2年前に私言いましたけれども、AIとロボットで補っていくというのと、もう一つが外国人労働者で補っていかうって。どっちかって議論ありますけど、私は2つ、両方ともとると思います。これ、多分間違いのない、規定ルートだと思います、私は。そうなったときに、今の子供たちっていうのは、海外の子たちと、そういう教育を受けてきた子たちと一緒に共生していかなきゃいけないんです。話し合う、海外の子供たち、議論する教育っていうのを、インド人の小学校もそうですけど、もうたっぷり浴びて育てるんで、旧来の日本的な知識を授けましょうっていう教育をずっと受けちゃうことがリスクになる可能性がとても高いんです。とても高いんです。いわば受動であるから。発信ではないから。もちろん、答案に披露するっていうことはありますよ。ただ、基本的にインプットの仕方がそうなっちゃってるんです。インプットとアウトプットが分かちやってますよねっていう形になってると思います。私はありがたいことに機会に恵まれて、議論するっていう教育を私はしっかり受けってきましたけれども、やっぱり社会に出てみて、日本において議論することっていうのがこんなにも難しいのかって、心折れそうになることがすごい多いんです。多分なれてないからっていうのもあると思うんですけれども、日本人、多分特有だと思うんですけど、意見の否定っていうのを人格の否定か何かと勘違いするん

ですよ。いや違うよ、私はこう思うって言われたら、そうじゃない、あなたはこう言うけど私は違うと思うよ、こう思うよっていうの。普通にそういう教育受けてきた人だったら、ああそうか、そうだよな、ありがとうで終わるんですけども、日本人ってなかなかそうはならない。ぶつすりするでしょ、みんな。ぶつすりするんですよ。そういうもんなん。だから、それが一番怖い。本当に外国人と共生していかなきゃいけないっていう社会になったときに、それが本当に足かせになる可能性が高いということでもあります。なので、その状況を変えて、教育を前に推し進めるという意味でのこの構想っていうのは、とても私は意義深いものだと思います。本当に。タブレットを入れたからといってそうなるわけじゃないんですけど、先ほど充実したICT教育について、ハード面と教員や保護者、行政全体が理解を示すことが必要だよなってご答弁がございました。おっしゃるとおりです。環境を整備することと、なれ親しんだ教育システムを変える手前、そこら辺の合意形成は必要だと思いますが、システムを導入するに当たって、まずここで認識そろえないといけないのは、3つの格差が広がる可能性があるんです。3つの格差、ICT教育で質のいい教育が担保されるっていうものでもないんです、これ。実は3つの格差が起こる可能性がある。その割りは3つです。1つ目が、自治体とか学校間の格差です。例えば和気町だったら、各学校でICTの教育が従来から整備されているか、平時から使われていたかどうか。2つ目が、タブレットの性能の格差。そして、3つ目、これ一番でかいんですけども、学級の格差です。要は学校の先生一人一人のデジタルやITに対するリテラシーの格差。これが恐らく一番でかいです。私は外部から専門の人材を学校に入れる必要があると思うんです、これは本当にしっかりやるのであれば。授業の仕組み自体が変わるため、現場の先生にはかなり負担がかかるんです、これ自体が。めちゃくちゃかかるし、研修とかあるんですけど、なかなか難しいのかなと思います。なぜかという、人間、見たことないものはわからないからです。いや、もちろん私もそうですし、今ここにいる傍聴席の方々も含めてみんな、150年前から変わらない教育の仕組みを受けてましたよね、全員同じ教育を受けてきました。学校の先生たちも一緒だと思うんです。そこから急に新しいものにぼんって変えますよって、口で説明したりとか研修受けても、見たことはないものはわからないはずなんです。そこに教員の方々の負担や苦しみは絶対に起こると思います。絶対起こると思います。なので、私は教員の方々も含めて、例えば授業をデザイン、一緒にしていくような方々っていうのが必要なかなと私は思うんです。今、県の方でもそういう人材をどうしようかっていう話があると私は聞いています。そのことについて、教育委員会、何かご存じでしょうかっていうことと、外部から人材入れることに関してのご見識といいますか、そういったものをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

若旅議員おっしゃったように、本当に今、教育は転換の時期に来ているかと思います。私たちが受けてきた教育と今学校現場で行われている教育には少し差がありまして、実際に学校現場でも、主体的、対話的で深い学びに向けて授業改善が進んでいるところでございます。

先ほど、3つの格差についてですけども、自治体、学校間というところにつきましては、ここで環境は少なくともそろそろわけですので、県の方とも連携をしながら、段階的に研修等で推進をしていきたいというふうに思っております。

それから、タブレットの性能等については、今検討中ですので、予算が通りましたら、しっかりと吟味してまいります。

それから、最後のご質問の点ですけども、学級間格差が大きいということで、当然ICT機器にたけている先生、そうではない先生おりますけれども、県の方でもICT支援員ということで、将来的には4校に1人ぐらいの割合で支援員の配置を考えているというふうに、今のところ聞いております。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。最初のご答弁の中に、他者と協働することっていうことがすごいおっしゃられたと思うんですけども、私なりに解釈しますと、多様性を担保しましょうっていうことでもあると思うんです。多様性を担保するために、ICT教育の使い道っていうのはすごい有意義なものだなと私は思うんです。多様性とか新しい学び方って、すごいふわふわして、何か言ってるようで言っていないですよ、実は。みんなイメージ、ぱっとできないんです。その中で、すごいすばらしい取り組みをされてる小学校が東京都内にあります。固有名詞は伏せますが、とある私立小学校です。とある大学の附属小学校なんですけど、そこで、みんな、最初からタブレット配ってたんです。主体的で新しい対話的な、多様性を担保した学びをしましょうって言って、どういうことをしたかと言うと、体育の授業にタブレット使うんです。ぴんどこないですよ。タブレット、体育の授業にどうやって使うのって思います。それ聞いて、僕、はっと思いました。ほんとすばらしい、子供たち幸せだなと思ったのは、例えば体育の授業って、傍聴席の皆さんも今まで思い返していただきたいんですけども、体育の授業ってできる子、できない子の格差激しいんですよ。駆けっこしましょとか、縄跳びしましょとか、球技やりましょってなって、できる子はどんどんできて楽しい楽しいになるけれども、運動がどうしても苦手な子とか、そういう子はもうどんどんやる気なくしていく。嫌だな、つらいな、体育ってなっていく。これが旧来の体育の授業だったんです。画一的な教育です。みんな同じことをやれるようになりましょね。でも、できない子っていうのはつらい思いをしちゃう。勉強でもそうです。その学校が何をしたかという、例えば鉄棒の逆上がりの授業、逆上がりなんて、できる子、できない子、めちゃくちゃ激しいですよ、小学校ですから。タブレット使って何したかっていうと、まず教室を5人1組に分けるんです。5人1組に分けて、1グループにタブレット配るんです。逆上がりする前に、子供たちがタブレット見るんです。タブレットの中には体操選手の逆上がりの動画が入ってます。みんなで見ます。それを研究します。逆上がりをします。で、逆上がりしながら、例えばA君が逆上がりしてるときに、Bちゃんはその動画を撮ってるんです。終わったら、その5人組で動画を見比べるわけです。体操選手のと自分の。どうかなっていうの、みんな、ああだこうだやって、みんなでできるようになっていこうねって。これ、すばらしいんです。何がすばしいかって、これ、全員に活躍する機会が与えられてるんです。例えば、逆上がりも、50メートル走も全然遅いです、だめですって子が、もしかしたら気づける子かもしれないんです、もしかしたらね。例えば、誰々ちゃん、もうちょっとこうした方がいいんじゃないとか、脇の締めが甘いからこうなんじゃないって、もしかしたら運動が苦手な子がそういうのが得意な子かもしれない。一方で、逆上がり、めちゃくちゃ得意だ、運動神経すごい強んだって子が、もしかしたらそういう分析とか気づきがちょっと苦手な子かもしれない。これが僕、多様性だなんて思うんです。今までみんな平均してならして、みんな同じことができるようになりましょねではなくて、短所はあれども、長所同士でみんなて補い合っとう。こういう社会は、これができる子供たちは、僕は本当に強いと思う。これができる人間は本当に強いし、こういう人間がたくさんいる社会、これは本当に強い社会だと思います。これを本当の多様性だと僕は思うんです。多様性を担保する教育であるのが、これがICT教育。本当にこれ、すばらしい取り組みだと思いますし、学べることたくさんあると思います。そこをしっかりと、我々議会の方も研究しなきゃいけないのかなと思います。私、これが本当の他者の協働することであって、この具体的な取り組み、他者との協働とか、ふわっとした言葉なんですけど、その本質っていうのが、この逆上がりの授業に僕は含まれてると思います。大きく含まれてると思うんです。このGIGAスクール構想、このICT教育を整備しようっていう取り組みに、私、本当に期待してるんです。現場レベルでも、保護者の理解でしたりとか、そういったことに、これからそれを完成させるために、幾多、あまたの困難があるだろうってことは私もあると思いますが、教育の仕組みを変えるという、この大仕事なわけですから、教育長に最後、決意といいますか、お考えを聞かせいただいたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

若旅議員から、いろいろGIGAスクールにつきまして情報の提供なりいただきまして、本当にありがとうございます。また、教育に関するご質問をいただいて、大変ありがたく思っております。今、課長も詳細についてはご答弁させていただきました。先ほども話がありましたけども、今までの授業のあり方、教師が中心になった一斉授業で、長いこと日本では行われておりました。それは知識の伝達という部分については非常に効果的であったと。ただ、先ほどから話が出ておりますように、今の子供たちがこれから大きくなって出ていく社会というのは、暗たんとして先行きが非常に不透明であるとともに、技術革新等が急激に進み、AIとかロボット、自動運転やドローン、そういう技術革新が非常に進む、そういう世の中で生きていくためには、知識だけではなかなか生きていけないと。そういうことで生まれたのがこのGIGAスクール構想でありまして、主体的で対話的な深い学びの実現をすることによって、子供たちがそういう社会で生き抜く、そういう力を身につけると。もちろん、タブレット、コンピューターというのは便利なツールではあると。学ぶ主体はあくまでも子供たちであると。それを使いながら授業をやるのは教員であると。そういうあたりのことも踏まえて、より効果的な活用について、我々教育委員会としてもいろいろな情報を集め、また実践の先進校等からも情報を取り入れ、町内の教職員にもきちっと伝えて、和気町の教育がこういった時代に生きる子供たちの力になるように、今後、頑張っていきたいと思っております。本当に大変ありがたいご質問いただきました。今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、皆さん方の協力もよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 教育長、力強いご答弁ありがとうございます。本当に応援してます。ほんとこれ、大変な、幾多の困難があることと存じますが、ぜひよろしくお願いいたします。

済いません、通告の3点目にしてたポストコロナの時代の話、ごめんなさい、時間がこんなになっちゃったんで、中途半端は嫌なんでやめます。済いません。

通告してないんですけれども、国定課長に教えていただきたいというか、お考えを伺いたいことが。前出た方がいい。

○事務局長（田村正晃君） いや、通告してないことはまずい。

○4番（若旅啓太君） ポストコロナのところで。内容の中で。

○議長（安東哲矢君） 内容が違うんでしょ。

○4番（若旅啓太君） ちゃんと前へ出た方がいい。

○議長（安東哲矢君） 違う内容なら前。

○4番（若旅啓太君） 前出た方がいい。

○議長（安東哲矢君） 前。

○4番（若旅啓太君） 了解です。

○事務局長（田村正晃君） 通告してないことを質問されないように。

○4番（若旅啓太君） 済いません、3点目、ポストコロナを生きる時代に本当に必要な教育とはという点について、国定先生のご見解いただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 国定君。

○学校教育課長（国定智子君） それでは、若旅議員のご質問に対する答弁をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策は、子供たちにとってだけでなく、我々大人にとっても、予想不可能なことの連続でした。子供たちが生きていくこれからの時代は、こういったことが多く発生するというふうには予想されます。その中で、そういった予想不可能なことが起きたときに思考停止に陥るのではなく、変化を前向きに受け止める柔軟性であったり、これまでの経験や知識を生かしながら、状況に応じた対応ができる適応力、ある

いは課題を自分事として捉え、先ほどもありましたが他者と力を合わせて解決に立ち向かう主体性や協調性等が必要であるというふうに考えております。そのための力をつける、推進力となるのが、先ほど申し上げたICT教育になるかと思えます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅議員。

○4番（若旅啓太君） 時間が中途半端になって、こんな時間になってしまったんで、途中でですが、残念ですが終わります。私の考える必要な教育というのは、情報に対するリテラシーの教育、そして私は国語教育だと思います。英語もちろん大切ですが、国語の教育というのは本当に大切なもので、母国語と子供っていうのを大切にしない国や社会っていうのは、古今東西、絶対滅びます。異民族とかでも、大昔でも、征服したところ、まず最初に何やるかっての、文字を変えるっていうことですから、本当に大切なことなんです。そのことに対して、國定先生は国語の先生だということで、この議論をまた今後、9月にもやらせていただきたいと思えます。教育について本当に大切なのは、我々、今を生活している大人が次の世代の子供たちにお金をかけるということがどれほど大切かっていうことを心の芯から理解すること、それがまず何より大切なことだと思います。これからの時代を生きる子供たちがよりよい教育を受けて、将来に活躍するその姿を願って、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで若旅啓太君の一般質問を終わります。

次に、7番 居樹豊君に質問を許可します。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、議長の許可を得ましたので一般質問に入りたいと思えます。今回、質問事項は2件でございます。

1件は、町道等の整備関係でございます。

本町のまちづくり振興計画において、合併後、町民意識ということで調査をやりまして、行政に特に力を入れてほしい、そういう課題の中で、ご承知かと思えますけれども、その中で順位が高かった町民の要望というのが、高齢者福祉の充実、それから医療体制の充実と、それから若者の定住促進、これらがアンケート、いわゆる町民のニーズと申しますか、要望が多かったという中身でございます。それで、今回の道路整備、町道等の整備促進というのは、それに次いで要望が多いということで、それは行政の方も十分承知しながら道路行政に取り組んできていただいたというように認識しておりますが、皆さんご承知のように、和気町は中山間地の、本町というのは、隅々まで、私もたまにトラックで回ってみますけれども、本当に狭隘な生活道も多々ある。これは町当局の方もご存じと知っておりますけれども、確かにこれを全てということは考えておりません。これは大きな財政負担もかかります。難しい行政課題ですけれども、その中で、そういう状況は十分踏まえながらも、以下、質問要旨としてはここに4項目上げてますけれども、これらを中心にお答え願いたいと思えますけれども、1つは町道等の整備に当たっての課題が今、どういう問題を抱えとるかということをお答え願いたいと思えます。

2つ目は、毎年、年1回、行政区、区長方から事業要望が出されてますけれども、その査定なり、その分析、これをどうしているのか。決して形式的にやっているとはいってないですけども、その辺の中身のことをお答え願いたいと思っております。行政区要望も、問題があれば、それも問題だということで、課題で上げていただければと思えます。

それから、3点目は、緊急車両等の通行困難箇所の把握、これはどのようにやっとなかなということ。結構、これは、今、緊急車両そのものが大型化して、かなり旧道と申しますか、これが町道だったのかというような道路がたくさん近くにありますが、そういう意味でのご質問でございます。

あとは、1番、2番、3番、この3つをあわせていけば、4番目は生活インフラ整備に対する予算配分、これはもう少し町民ニーズに応じて、重点要望ということで、予算の配分なんかを少し厚目にと申したらおかしな

ども、その辺の考え方はどうなのかということ、まず冒頭、時間の制約もありますので、簡潔にお願いしたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の町道等の整備促進についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の道路整備の現状と課題とは何かについてでございますが、まず町道の管理延長につきまして、現在、町が管理する町道は、和気、佐伯地域合わせて約366キロメートルございます。多くの町道が幅員4メートル以下での改良が多く、家屋が密集している地域では拡幅が困難な箇所も多く残っているのが現状でございます。平成18年度に合併して以来、国庫補助や有利な起債等の財源を用い、舗装工事を含ま幹線道路の整備を進めてまいりました。先ほど申し上げました、集落内の狭小な幅員の町道整備を進めていくことは課題であると認識はしております。また、道路整備には多大な事業費が必要となる上、国や起債事業では採択条件も厳しく、おこなっている集落内道路の整備が一般財源での整備となり、財源確保が厳しいことも現状の課題であるというふうに考えております。

次に、行政事業要望の査定、分析はどのように行っているかについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、道路整備等の要望につきましては、前年度の10月ごろに、区要望として各行政区から事業ごとに優先順位をつけて提出していただいております。道路整備の担当課といたしまして、12月の翌年度の当初予算要求の締め切りまでに提出されました要望箇所を全て現地確認しており、場合によっては地元区の立ち会いを求め、状況を確認する場合もございます。現地確認後、その事業の緊急度、学区の優先順位、投資効果等を十分考慮し、事業箇所を決定してまいります。予算につきましては枠もあり、地元要望が全て通るわけではございませんが、町といたしましては、できるだけご要望に沿えるよう、財源を確保し、予算に反映できるよう努力をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、緊急車両等の通行困難場所の把握と対応は万全かについてお答えいたします。

近年、大型化しております緊急車両が通行できない道路が町内にはまだまだ存在すると思っておりますが、道路を管理する担当課といたしまして、町内全体を把握しておるわけではございませんが、東備消防や地元消防団では確認されているというふうに判断しております。緊急車両が通行不能な道路箇所につきましては、平成18年の合併以前より、区要望に基づき、部分改良等の整備を進めており、かなり解消してきたと考えておりますが、家屋の立ち退き等が必要な箇所につきまして、整備ができていないのは現状でございます。今後は、地元要望、予算の確保等、十分考慮し、少しでも可能な箇所から整備できるよう検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、町民ニーズの高い生活インフラ整備について、どのように考えているかについてお答えいたします。

平成18年度に行った和気町まちづくりアンケート調査によりますと、多くの町民の方が道路整備の必要性を感じておられました。その後、県営事業では、国道374号線、益原地内のかさ上げ工事や、岡山赤穂線、藤野地内のバイパス化、町では駅西踏切拡幅、和気橋からヤクルトまでの道路整備等に力を入れてまいりました。現在でも多くの道路整備計画を進めており、平成18年度以降も道路整備に多額の予算を計上しており、ある程度は町民の皆様のご要望に応えられたのではないかと考えてはおりますが、現在でも道路整備の要望もまだまだあることから、今後、道路整備予算の確保に向け、努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 一通り答弁をお聞きしまして、現状、ある程度、説明しましたし、課題点も認識という

ことですけれども、1番目からいきますと、まず行政区要望の関係ですけれども、これは一通り、一つの流れを説明していただきました。そのことはいいんですけれども、中身的な、本当の意味の分析、査定、この辺が副町長を中心にやられとるといってお聞きしておりますけれども、この辺が、ややもすると、これは私の見当違いかもわかりませんが、今52行政区あれば、各行政区ごとに、区長は町全体の状況はわかりません。自分とこの中の班長、これが1番。1番の、例えば道路整備なんか、今現在でも多分上位に、やってもらわんとおえんのは、1番に上げとかとなかなかできないということで、何が何でもとは思いませんけれども、上位やね、もう長年の慣行で、大体1番とか2番とかということでないといけないというのが、区長方もよう承知しております。そこで言いたいのは、町の方は行政区の単位で見るとなると、和気町全体を横に見て、1番は1番だけでも、その中の1番の比較というんか、町全体での、これはそういう分析をしないと、本当の意味の、行政区単位では、よく言えばバランスと言いますが、町全体から見れば本当にそれがいいのかどうか。そういう、もう少しきめ細かい査定といいますか、分析。現地をもっともっと、今見ていただいとんで、ある程度把握されとるけども、本当の意味の今の課題なんかでは、狭隘な道なんかも実際、それから緊急車両、これらも的確にはまだなかなか物理的に難しいと思います。消防とか、そういう関係部署等々ですけれども、その辺との今後の、もしよくわからなければ、その辺で、私も今回、狭隘な場所ということで東備消防に電話して、いろいろ総務課長とやったけど、なかなか中身的には、向こうも構えて教えてくれませんでしたけども。その辺が十分把握でき、特に緊急車両等というのは切実な地域の課題でございます、要望でございます。そういう意味で、もう少し、今の長年やるとということ、それはいいんですけれども、ここで私が問題にしたいのは、その辺のやり方を少し見直したらどうかかと。やっぱりお役所の場合は、どうしても長年の前例踏襲、長年同じことを繰り返すというのは、ある程度やむを得んと思っております。ただし、課長、今、町民の方は大きなことを望んでません。自らの生活、身の回りの生活、そういう面で、今この車社会で道が一番でございます。そういう意味では、そのニーズを平たん受け取るんじゃなしに、少しその辺、めり張りのつけた受け取り方、それを関係部署ではその辺をいま一度、副町長等を中心にしてされとんで、その辺も考え方を検討していただければということで、その回答は担当長でよろしい。査定の責任者として副町長どうですか、その辺の考え方。やっぱり予算の最低限な査定の責任者として、本当に町民ニーズにどう答えるかということで、慎重にやられとんだとは思いますが、まだまだ不十分、予算の確保をするということ、言葉で言われとるけど、具体的に、例えば対前年で、予算的に言えば、例えば1割ぐらいは来年度は予算をつけるんだというようなことの、具体的な、言葉じゃなしに数字で、例えばそういう道路関係の予算、特に維持管理というんか、そういうことの、その辺のこと含めて、何か考え方をお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 4点目の町民ニーズの高いインフラ整備への予算配分についてということで回答させていただきます。

ご承知のとおり、今都市建設課長の方からご答弁申し上げたとおり、52区の行政区から出てきた事業要望について、現地に入って行って、投資効果があるか、緊急度があるか、いろんな多方面からの精査をして、予算化をやっているという状況の中で、昔からのやり方を踏襲せずに新たな考え方で予算措置を講じたらどうかということでございますけど、地域が合併して14年目になりますか。そういう中で、佐伯、和気地域ということではなしに、町全体を考えて、投資効果を見ながらやっていきたいと。予算措置も、それぞれの地元の区長からの要望もございますので、そのあたりも細部にわたって予算措置を講じていきたいと。

それから、今後、道路の関係でございますけど、道路つくることも、そりゃあやぶさかじゃありませんけど、今ある道路をきれいに維持していくことが一番重要だと、私は考えております。舗装のやり直しをやって、地域の方々の生活のしやすいようなことにしていきたいということで、今年度も道路維持工事4,000万円計上し

ておりますけど、毎回毎回、願いをして、最終的には補正予算で増額予算になっております。それから、道路保守の原材料費も、当初予算で、今、700万円計上しておりますけど、これもいずれ年度末に近づいてくると不足になってくるということもありますので、こういうことも充実していきたいというように考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、副町長の方から総括的に、考え方、私、以前も聞いたことがありますけど、建物、それから道路等の、これからはもう新たにというのはそういう時代でもないし、予算的にも許さんということだったけど、そこで長寿命化とか、そういうことを言われたと思います。ただその考え方はいいんだけど、今の道路の場合は、こんだけ和気町のこういう田舎道いうたらおかしいですけど、その辺の情報収集が今では唯一というたらおかしいけども、行政区の事業要望が、言ってみれば情報のツールですかね。それではちょっと、もう少しそこは従来からそうなんじゃからええじゃないかという、私はそれじゃなしに、今言う情報収集というのは、地元区長も、行政区要望というたら地元の区の、年に1回だから1番というのは出すけども、それよりもまだ情報というては、地元区長は実際にはほかには、町民のだけじゃなしにいろんな地域の情報、得とると思います。だから、その辺の情報の収集の仕方を、地元行政区の区長との情報共有。特に道なんか、行ってみにゃあわからんですわ。私でもまあまあ、割と暇なもんじゃからぐるぐる回りよんですけども、まあ確かにわしもびっくりしました。もう私も行くときには軽トラで行くんですけども、軽トラぎりぎり。事故でもあったら大変じゃけど、あってからでは遅いじゃけど。そういうことを含めて、全てはできないけども、そういうきめ細かい道路行政、これはやっぱり、お金の使い方の問題ですから。そういうことに少しはお金を重点配分といいますか、そういうことをされとるように聞きますけども、その辺のめり張りのきいた行政といいますか。

それから、緊急車両、これは確かに消防署等が、これはぜひ、行政と行政であれば、ぜひ本当に確実に、どこというのは、地元の消防も、聞くところによるとある程度把握してると。だから、あそこはおえんどという、緊急のときにはそんなこと間に合わんから、やっぱり平生から、ある程度、幹線というんか、消火活動とか救急、そういうときの道というのは、大体こちらの方では把握しとる思うんで、いま一度、その辺の関係機関との情報共有ということで、やっぱり書面でできんところはそういうやり方もあるんで、ぜひともその辺の行政の努力をお願いしたいということで、特に何かありますればお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 先ほども申し上げましたように、我々都市建設課、あるいは担当課の方で、事業要望じゃなしに、こういう路線をこういう形の道路網を敷こうということもありまして、今まで合併して以来、地元要望じゃなしに、町が独自に道路網を整備していこう、ここをこうしようというような幹線道路につきましては計画をして、地元へおろしていったという経緯もありますので、こういう必要性のある道路につきましては、地元要望以外に我々が検討結果、これでいこうというような道路整備があるとしたら、これは進めていきたいと思っておりますので、全て地元要望だけでやりません。我々の考えた道路網も整備していきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） もう副町長の方から統括ありましたんで、1つここで、ちょっと細かい個別の事象とか、言うたらあれなんですけども、町道の分では、道路行政というのは、国であつても県であつてももう、例えばこの距離があったとするか、そうすると何年かにわたってということで、本当に道路というのは開通して初めてあるんで、それはまあ国や県はよろしい。和気町の、ただ1つ具体的に見たあれば、日室の7号線なんかいうのは、たしか真ん中を、両方ちよん切ったような形で2社でやりました。これ、1年、1年。地元業者がやって、いいのつくっとなんですけども、両方もがちよん切れとんですな。今回、日室4号線のJRから下のあれば

一部ということで、これはもう、あの辺は、本来、確かに予算の関係があるから難しいんですけども、本当は、さっきの区別するというんか、例えば1本あそこは集中してもう通すんじゃと、道というのはつながって通れて初めて道じゃから、その辺の予算、国や県はよろしい、和気町独自でそれ、あれつくったら、もうあそこなら、私どもは全部知りません。ただあその場合、端的にいい立派な道路つくつとるけど、真ん中だけつくって、あと両方とも使えません。そういうのをもう少し、予算の弾力性というのかわからんけど、単町、単年度会計じゃったら難しいと言えませまでだけでも、その辺の本当に工期、あの道路は必要だというたら、もうやってしまおうというようなことの、何かもう少し思い切った行政の力を発揮してもらいたいと思いますけども、一言。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） ご承知のとおり、予算の配分によって、年間の道路行政への充当する財源もありますので、道路というのは開通して道路が共有できるということはもう重々承知しておりますので、ぜひとも早急に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 時間配分もありますので、ここで次に入りたいと思います。

次は、予防医療の充実強化ということでございます。

町民の多くの方は十分承知されていないと思いますけれども、実は和気町の1人当たりの年間医療費、これは近年上昇しつつあります。そういう中で、平成30年度には、県下27市町村の中で、人数は別にして、1人当たりの医療費は、42万7,000円ということで、県下一番の高額医療ということでございます。その医療費の上昇の原因そのものは、入院医療費の高額化、それから生活習慣病の悪化、がん等による入院医療費の増加などが大きな要因と考えられております。町民の皆さんの健康増進、それから健康寿命を延ばし幸せな生活を支援することは、行政の大きな使命でございます。そういう意味で、以下の質問要旨に沿ってご答弁願いたいと思います。

まず1つは、町民の健康を守るための住民健診項目、これの拡充の考えはないかなということで、具体的には、担当課長には新聞等の資料で事前にお話をしましたけども、今、脳卒中と心筋梗塞というのが、新聞等でもありますけども、味の素と京都大学の方で開発しまして、アミノインデックスという、そういうスクリーニングの仕方によって、血液をとればそういうことが、要は4年先、10年先にがんの危険性、可能性、そういうものができるということを私も調べて、もうこれ、多少時間が古いですけど、去年の場合は、全国で初めて住民健診にA I R Sを導入した鳥取県南部町では、受診料の一部を助成し、これ、相当受診料が高いらしいです。数万円ということで、その金額の一部助成ということで、いわゆる早期発見と言いますか、そういうことに留意してるということで、それは全額とはいきませんが、一部助成という形でやるとというのがございます。その中で、何とかこの項目を検討できないかなということで、これは検討した結果、必要ないということであれば、これも一つの考え方で、ただこれももうかなり、この新聞なんかもう広まっとなで、他の自治体も、ある程度いいと思えば着手、やっと思えますけども、味の素の開発したそういう血液検査、今でもやっとなです。それに今言うた2つの疾患が追加されたということで、追加可能という、対象疾患ということになったんで、ぜひともその辺も考えていただければというのに、それが1番の項目でございます。

それから、2つ目は、医療費の上昇の原因というのは、重篤な患者の入院費用、これですので、そのために糖尿病予防とその悪化防止、糖尿病で病気を併発というんか、そういうことが、要因はもうわかっとなじゃけども、その辺のことを具体的にどう取り組んでいくんかなということで、これが国民健康保険の委員会なんかでも議論されてましたけども、改めてこの場で考え方をということでございます。こういうことをしながら、これ、1番、2番とも、いわゆる早期発見、早期治療という、そういうスタンスでどう考えておるかということでございます。

3点目は、従来からの特定健診、年1回の11月末、今年から12月末まで1カ月延びましたかもわかりませんが、そういう健診の受診率が、和気町はまことに低いということ。それから、がん検診、これらの受診率向上の策は、担当部局で松田課長を中心としてよくやられております。ただ、それでよろしいというんじゃないに、新たな取り組みは何か考えとんかなということで、これはもう従来やっつとることの説明はよろしい。新たな取り組みが何かないかなということで、そこだけ強調して答えていただければと思います。

それから、これらを踏まえて、1人当たりの医療費抑制の対応の考え方、どうやってこれをやっていくかと。これ、最終的には、町民の皆さんの保険料負担にかかわってくるということで、目先は違いますが、回り回ってはそういうことで、県一本化の中での、これから今後は保険料も安くなることはない。高騰します。そういうことで、みんなで助け合って、少しでも和気町の医療費を、まず個人個人は医療総額を抑えていって、それをトータルしたら、和気町の医療費負担、抑えていくという、そういう取り組みを今現在も健康福祉課を中心によくやられておりますが、その辺のもう少し突っ込んだ考え方があればということで、お聞きするものでございます。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、居樹議員のご質問について回答を申し上げます。

まず、1点目でございますが、健診の検査項目の拡充についてでございます。

現在の健診項目は厚生労働省で決められており、その実施に係る費用の3分の2は国、県から補助金が出ております。それ以外の検査項目については、補助対象外となっております。健診におきましては、主にメタボリックシンドロームを起因とする脂質異常、高脂血症、高血圧の予防に重点が置かれています。したがって、健診は運動不足や食べ過ぎなどの生活習慣を改善し、将来的に重篤な病気を予防するというのが主な目的であり、議員がご指摘します3大成人病と言われる、がん、脳卒中、心筋梗塞についての直接的な検査ではございません。がんにつきましては、大腸がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん等については町で検診を行っております。また、町の健診にはありませんが、脳卒中、心筋梗塞につきましては、脳ドックや心筋梗塞検査などを個人的に受けて予防されている方もいらっしゃると思いますが、健診にかかる時間や費用的な面から、健診を受けられている方は少ないと思います。ご指摘の血液中のアミノ酸濃度バランスを調べることによって、がんや脳卒中中のリスク判定ができるAIRSという検査方法もございますが、費用が1検体当たり3万円近くかかること、この検査ができる病院が、岡山県内では現在10病院しかございません。また、この検査は、直接病気に罹患しているかどうかを判断するのではなく、がんである可能性、将来、生活習慣病にかかる可能性を示すものであり、このリスク結果を基に直ちに治療等につながるものではないということから、現在のところ、町として健診メニューに入れることや補助することは考えておりません。ただ、この検査によって、がん検診を受けるきっかけになるのであれば、今後、検討する価値はあるかと思っております。

次に、糖尿病予防とその病状の悪化予防でございます。

和気町では、糖尿病に占める医療費割合が、県内の他市町村に比べ多い傾向にあり、重症化し、慢性腎不全となり、人工透析が必要とされると、年間医療費が400万円を超える場合があります。医療費の抑制の観点からも、人工透析患者の抑制も大きな課題となっております。また、生活習慣病予備群の、特に生活習慣病対策の入り口である特定健診の受診率の向上が生活習慣病の早期発見、早期治療に結びつく第一歩であると考えております。

特定健診、がん検診などの受診率向上策の新たな対策でございます。

先ほども申しましたとおり、特定健診の受診率の向上については、保健事業を進める上で喫緊の課題となっております。今年度は健診期間を今までの7月1日から11月末までであったのを12月末までと、1カ月延長

し、健診の機会を増やしております。また、来年度以降の話になると思いますが、一層の受診者の利便性を向上させるため、現在の病院で健診を行う個別健診とは別に、移動検診車による集団検診の実施に向けて調整してまいりたいと考えております。また、がん検診につきましては、土曜日や夜間での健診の実施や、複数の健診を同時に行うなど、受診方法の工夫を図っているところでございます。今後は、町民の健康に対する意識向上のため、地域で活動する各種委員に対する研修や、町民に対する生活習慣病予防などの健康に関する講演会などを実施し、取り組んでいきたいと考えております。今年度新たに、町民に対して地区別のがん検診、特定健診受診率のお知らせや、健診を実施する医療機関へ向けた国民健康保険医療費の現状報告を実施し、町だけでなく医療機関とも協力して、特定健診、がん検診の受診率向上に向けた啓発活動に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 一通りご説明をお聞きしまして、全体として、和気町の場合、こういう健康福祉絡み、いろんな、私も町が発行しとるいろんな資料を見ますと、かなり充実しとるというのは、こういう質問せん限りはなかなか平生見ませんけども、結構、検査項目充実しております。今、その中で、それでいいと言うんじやなしに、新たな取り組みということでちょっとありましたけども、できれば、今思いついたんですけども、例えば各行政区で愛育委員などを中心にこういう健康教育というんか、そういうのをいつも町でやりますけども、こういうのは本当は地域地域で、行政区単位で、愛育委員を通じて、その辺を、特定の人に広くみんなに来てもらうということも、ですから行政区で、各区でそういうことを、巡回の健康教育というんか、そういうことも、形式じやなしに実質的に、これ本当に今まででそういう中で聞くと、やっぱり効果が違うと思います。ここへ会合があるから、ほんなら行ってくれと、動員で行ってくると。それじゃあ、余り身につかん。もっともっと、同じ地元で、お年寄りが寄ったらもう病気の話ぐらいの話しかないんで、そういうとこへきちっと的確に。そういうやり方も、従来の転がしじやなしに。つついどうしても行政はどうだと言うたら、いや今までやってますと。私が聞きよんのは、やっどることは知りながら、今のやり方でいいのかどうかということ聞きよんで、次の答えは、新たなこういう取り組みやったら効果がないんかなと思っやっどんだというようなことを、ぜひこれは健康のことですから、これ、もう少し力を入れて。現場へ出かけて、行政区の中でそういうことも考えてみたらどうかと思いますけど。それが本当のきめ細かいあれかもわからんし。それは関係者だけじやなしに、本当にそういうお年寄りの方を、行政区の区長、愛育委員、この人らを中心にぜひ取り組みで。余り効果はないという、入り口論争もあるかもわかりませんが、やってみなわからんので、そういうことも、新しい試みとしてどうかというのを含めて、全体的に担当課長、その辺の具体的な施策については、課長の方で全て計画されとんで、その辺の考えどうですか。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

健康福祉課には保健師や栄養士がおりますので、それぞれできる限り、各地区へ出向きまして、必要な、体を動かすような運動方法であったり、正しい生活習慣に向けた食事等のアドバイスができるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ぜひそういう新しい試みで。それぞれの役員、愛育委員おられますけども、少し行政区単位でのきめ細かいそういうことも、老人クラブなんかで健康講話とかしょっちゅう行くんですけど、私らばあ聞いても、それよりも広くみんなに、機会均等じゃないけども、本当に必要な人に必要な話を聞くような機会を設けることも行政の仕事ですので、その辺も。今までやってないからというんでなしに、やってみようという、別にそれ、失敗したところで大きなあれはないんで、その辺も何でも新しくやってみるということで、余り入り口

論争で、こんなもんやっても効果がない、そんなこと言ようたら、物事、前へ進みません。やもすると、新しいことする場合にはそういうことになりがちだけでも、その辺は、お金もそんなにかからんはずなんで。今、地域でも、年間、いろんな研修ありますが。その一環にそういうことも含めて。今そういういろんなこと、健康には皆さん関心を持つとんで、そういう意味のことを含めて、実のある研修というんか、健康講話的なものを、役場でやって特定の人があるんじゃないしに、ぜひ地域地域できめ細かいそういうことも、新たな試みとして考えてもらえばと思っております。

それから、町民の健康を守るというのが行政の大きな課題でございます。そこで最後に、時間もありませんので、町長には、本当に、これ言わずもがなで、今、和気町の予算の中で国保関係とか、それから介護、これ、相当の医療費、まあ扶助費というのはいつも言われてますけど、毎年毎年高騰してるというのは事実。これ何とかせないけんのじゃけどもなかなかこれ。最終的には個々人の皆さんが、町、行政が何ぼ旗振っても、本人本人がなかなかやってもらわないかんので、その辺の苦労はありますけども、その辺を含めて、町民の健康を守るという立場で、町長、最後に、総括的に何かありますれば。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほど来、担当課長の方からご答弁をさせていただいたとおりでございますが、ただ和気町の今の実情っていいですか、現状が、人口も1万4,000人台を割り込みまして、1万3,900人台になってしまったと。そこへ持ってきて65歳以上が5,600人近く、正しい数字はちょっと今持っておりますが、5,600人近くとなっております。そうしますと、高齢化率もう40%寸前になってしまったというような現状の中で、医療費がうなぎ登りに上がってくると。特に介護保険等についても、予算の中でかなりのウェートを占めてくるというのが現実でございます。町民の健康、長寿を目指すまちづくりを進めていく上で、考えていかんやいけんのは、やっぱり健診率の向上っていうのは一つの大きな課題だと思っております。国は60%目指せという指導があるんですが、なかなかそこまでは行かない。たまたま岡山県では、ご承知のとおり愛育委員制度というのが、全国で岡山県だけしかないんですが、三木知事当時に制定された愛育委員制度があるんですが、ただ愛育委員制度がありますが、前と違いまして、個人情報保護法という法律ができて、なかなか個人の情報が十分つかみにくいという部分がありますから、愛育委員の活動にも制限が加わってしまいます。このあたりのことがあるんですが、健診率の向上を図るために、内部で私が言っておりますのは、居樹議員がおっしゃっておられるとおり、地域へ出ていって集団検診をさせていただく。そのことによって、早期発見、早期治療に結びつけていくと。これがもう大きな一つの課題だということと、それから先ほど居樹議員がおっしゃっておりましたアミノインデックスですか。この検査方法というのもあるんですが、これは1検体当たりかなりの費用がかかります。県内10施設しかありません。この近辺には、どうやらないようなふうでございます。それともう一つは、がん検診で、血液でマーカー検査というのもあります。これもかなり、オプションで人間ドックなんかは対応していただいておりますが、これなんかもうやっぱり考えた方がいいんじゃないかなというのを内部で今協議をいたしておりますが、何にいたしましても、財源が伴う問題でございますので、このあたり、慎重に検討させていただきたいなと思っております。何にせよ、糖尿病で透析始めますと年間400万円ぐらい要るわけですから、このあたりのことも踏まえ、財源のことも踏まえながら、住民の健康を守っていく、社会体育の充実も一つの方法だと思っておりますので、頑張っていこうと思っております。どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、健康の方は、冒頭言いましたけども、町民の健康を守る、これは行政の大きな役割でございます。そういう意味では町長からも話がありましたように、今後そういうことを含めて、体制強化に取り組んでいただいて、健康寿命の延伸といいますか、そういうことに引き続き努めていただきたいということを

お願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5番 神崎良一君に質問を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 議長から許可をいただきましたので、5番 神崎が一般質問をさせていただきます。

きょうの議題は、3点とも全て新型コロナウイルスの感染防止対策及びそれらにもろもろまつわる関係の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染者は、岡山県では、5月12日以来、25人で止まったままで発生はしておりません。お隣の兵庫県、こちら5月17日以来、出ておりません。もちろん和気町では全くゼロと、こういう状況下でございます。こういう状況下ではありますが、第2波だとか第3波だと考えられているこの現状の中で、特に日本人の場合は、感染者数が少ないので抵抗力であったり抗体力、そういうものが育成されてないだろうという中でいきますと、第2波、第3波が起こっても何ら不思議はないという中で、この観点から新型コロナウイルス関連の質問をさせていただきます。

まず1点目、今後の新型コロナウイルスの感染防止対策として、町は何を考えているか、どういうことをしようとしているか、これが1点目です。

2点目、第2波については何らか検討協議をされておられますか。特にそこで思うのは、防疫、つまり疫病を防ぐという意味での防疫ですが、防疫や消毒方法だったり、その資材の備蓄購入等々の具体的な話です。そういうのを考えておられるかということです。

3点目は、万が一、和気町で感染者が発生する、若しくは近隣の赤磐市だったり、備前市等で発生した場合に、それがもし発生して、まだ和気町は出てない、そういうことを想定した中で、今マスコミ等でも言われていますが、スマホを使って、かかった人がどこにおるといことがわかって、その人には近づかない、近づけないとか、そういったソフトを開発しているように聞いてますので、そういったような具体的な防護策等のようなことを考えておられるか、検討されているか、こういうことをあわせて3点目としてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員のご質問の新型コロナウイルス感染症対策について、答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に初めて国内で感染者が確認され、6月14日現在、1万7,429人の感染が確認されています。また、岡山県内においても25人の感染者が確認されました。国は緊急事態宣言を4月7日、7都道府県に発令し、4月16日には全国に拡大、感染拡大防止対策として、外出自粛の要請や、学校や大型施設の使用制限、医療体制の拡充などを行ってきました。和気町におきましては、いち早く2月27日に、町長を本部長とする対策本部を立ち上げ、不特定多数や高齢者が参加する行事、イベントの自粛、公共施設の休館、町内各区へ住民周知用のための回覧チラシの配布、各区へのアルコール消毒液の配布などを行い、町民の感染防止対策を実施してきました。町民皆様方には多大なご負担をお願いしたところですが、町民皆様のご理解、ご協力をいただきました結果、町内から一人の感染者も出ることなく今日を迎えています。

神崎議員のご質問の今後の対策についてでございますが、全国に発令されていまして緊急事態宣言は解除され

ましたが、新型コロナウイルスが撲滅されたわけでもなく、ワクチンが開発されてもいません。全国で引き続き感染者確認のニュースが続いており、感染防止対策が重要となっています。国、岡山県と一体となり、和気町においても引き続き対策を実施していきます。具体的には、新しい生活様式の実践を町民の方々に普及啓もうすることが重要と考えています。2月から告知放送、広報「わけ」、ホームページなどで感染対策の基本である手洗い、うがいの励行、せきエチケットの励行を推進してきましたが、今後、一步踏み込んだ啓発として、一人一人の基本的感染対策として、身体的距離の確保、マスクの着用、石けんでの手洗いを推進していきます。また、日常生活を営む上での基本的な生活様式として、まめな手洗い、手指の消毒、せきエチケットの徹底、小まめな換気、密集、密接、密閉の3密の回避、発熱または風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養するなどの生活様式を推進します。

なお、感染予防のため、4月29日に開始しました次亜塩素酸水の配布については、6月15日までに延べ1,509の方が利用されています。現在、新型コロナウイルスに対する有効性評価が引き続き行われているところですが、中間発表の中で、国立感染症研究所の検証試験において、有効な例が一部報告されていることもあり、ドアノブ、手すり、家具などの除菌のための次亜塩素酸水の配布を引き続き行ってまいります。また、各区において感染予防に活用していただくために、非接触型の体温計の配布を行っており、従前配布しております手指用消毒アルコールとともに活用をお願いしてまいります。

次に、イベント行事につきましては、屋内では100人未満、屋外では200人未満とし、更に屋内施設では収容定員の50%以内、屋内屋外とも3密を避け、手指消毒用アルコールの設置等の対策を講じて、開催可能といたしました。ただし、全国規模のもの、感染が流行している都道府県などから不特定多数の参加が見込まれるもの、高齢者や基礎疾患を持った者が多数集まるものについては、自粛といたします。

公共施設におきましては、手指消毒用のアルコールの設置、カウンターへのパーティションの設置、機具、手すり、カウンター等の消毒の徹底、職員のマスク着用、換気を実施することにより、感染予防の対策を実施してまいります。また、来場者が予想される公民館、図書館、体育館、温泉などについては、特に3つの密を回避するための対策を実施し、あわせて消毒用アルコールの設置など、引き続き感染予防を図って運営をしてまいります。

次に、第2波に対する準備は検討されているかについてですが、何よりも第2波を起こさないことが重要と考えており、先ほど申しました感染対策を徹底してまいります。しかしながら、第2波が起こった場合は、岡山県及び和気医師会と連携を密にし、町民の生命を守るため、全力で対応してまいります。また、感染拡大時に必要となる消毒液、噴霧器、防護服、マスクなど、資材の整備、備蓄を進めており、それら資材を活用して対応を行ってまいります。

次に、感染の疑いがある人の検査体制や、町内や近隣市町で感染者が出た場合を想定して、スマートフォンの機能を活用した感染者との距離を保つ対策などは検討しているかのご質問でございますが、検査体制につきましては、町単独での対策が困難でありますので、岡山県、和気医師会と連携して、体制整備、住民への周知等に取り組んでいく必要があると考えています。検査体制整備の中で、不足する資材があれば、町の備蓄品の中から、例えば防護服、フェースシールド、マスクなどを供給するバックアップを行っていく予定であります。

岡山県の状況でございますが、感染の疑いがある人の検査体制につきましては、現在、県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、県内3施設に検査業務を委託し、1日当たり約80件の検査を実施できる体制をとっています。また、そのほか、新型コロナウイルス外来でも医療保険によるPCR検査を実施することが可能となっています。

今後の検査体制の強化につきましては、国から都道府県に対し検査体制強化の指針が示されており、岡山県も検査体制の強化を進めていくと聞いております。医療体制につきましては、新型コロナウイルス外来として39

の医療機関が指定されており、入院病床が34機関で140床、宿泊療養施設が78室、人工呼吸器517台、ECMO28台、アビガン等の使用可能医療機関が17機関という状況でございます。また今後、岡山県内の病床確保など、医療体制強化の対策として、重症や中等症の患者を優先的に受け入れる重点医療機関の整備などが計画されております。

次に、スマートフォンの機能を活用した対策につきましては、現在、国が6月中旬、今週中を目途に接触確認アプリの開発に取り組んでおります。その内容といたしましては、スマートフォンの機能を利用して、人と人の接触を検知、記録して、陽性者が出た場合に、その本人の同意のもとで、その陽性者と一定期間内に接触した方に対して通知し、接触確認後の適切な行動実施により、感染拡大の防止につなげるというものです。オックスフォード大学が発表したシミュレーションによれば、このアプリが人口の6割近くに普及し、濃厚接触者の早期の確認につながることであれば、ロックダウン等を避けることが可能となる大きな効果が期待できるという研究もございます。6月12日時点で国が概要を発表しており、詳細な情報提供がありましたら、町といたしましても、町民多くの皆様が活用されるよう、普及周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ありがとうございます。基本的な、本当に水際作戦っていうんですか、手洗い、マスク等々の、そういうのは本当に必要なもので、それは徹底してもらいたんですが。

あと、和気町は基本的には今、ウイルス感染者いらないので、どう考えても発生してる東京、大阪から移動される方、この方々が持ってくるというのが一番あり得る可能性ですよ。そのあたり、非常に難しいんですけど、私なんか考えるときに、非常に難しいし、国土交通省だったりいろんなことと関係はするんだけど、各インターチェンジなんかで体温だけとか、そういうのがサーモグラフィーなんかでできないのかなとか、そういう発想をすぐしてしまいます。何でかと言うと、岡山県の入り口が和気インターですから、兵庫県からびよんと来る、大阪からはすぐ来れますので、そういったところなんか、予算との絡みありますが、考えられないのかな。

それから、あと公共施設的に、和気町にもパチンコ店がありますが、それとあと各地区の、公共施設じゃなくても各地区の地区館とか教養館とかコミュニティハウス、こういったところへは、消毒体制だとか何か考えておられたら。もしあればですよ、追加で言っていただけたらと思います。

さっき、スマホは国からの基本方針が出て、情報収集に努めて、非常に効果大きいと考えられるので検討されたいというので、それはもうぜひ検討していただきたいと、それは思います。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） インターチェンジ等での予防はできないかというご質問でございますけど、これ、以前、伊原木知事の方もインターチェンジで体温測定とかを予定されたんですけど、やはり無理だということで、取りやめになった等もございまして、ちょっとこれについては無理と判断しております。

それから、各区への、コミュニティハウス等の予防でございますけど、先ほども申しましたが、各区でご活用いただくように非接触型の体温計の配布をしておりますし、以前から手指消毒用のアルコールを配布しておりますので、行事等があればそれを活用していただいて、感染予防に役立てていただきたいということをお伝えしておりますし、各区長宛てに町の状況等を逐次、文章等でお知らせをして、予防対策に努めていただきたいというご協力依頼をさせていただいております。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 質問は以上ですので、ありがとうございます。

2番目に行きます。

それでは、続きまして小・中学校の教育等へのコロナからの影響、これがどういうものかというのを、次の3点に絞って質問させていただきます。

現在の再開された小・中学校での学習の現状はどのようになっているのか。おくれはどうなっているのか。非常に難しいんですけども、私自身が塾をやってますのでわかるんですけど、ある程度、そこへ来るのは岡山市内の私立中学の子が来るので、彼らは明らかに自宅でもって遠隔授業と言うんですか、これやってました。だから、親御さんでも、そこに行かれてる方はある程度の授業の進めはあったと聞きました。逆に和気中学校だったら、その間、止まっとったんだよねと。どうなってるんだろうなというようなご質問を受けて、私もちょっとそこら、お答えできんし、わからなかったので、そのあたりをお聞かせいただきたいというのが1点目。

2番目としては、そしたらそれはある程度おくれてるというのがわかった場合に、どういうふうにそれを補習、補助、キャッチアップといいますか、やっていくのか。1つは夏休みの期間を短縮するというので、それでもっておくれた授業の勉強をしようというふうには一応聞いております。時間的なものだけでいいのか、はたまた別の何か施策があるのであれば、それをお聞かせいただきたい、これ、2点目です。

それから、3点目、当然、このコロナというのは、さっきも岡本部長がおっしゃられてましたけども、新しい生活様式になると。若旅議員の方から新しい教育、システム的なことがありましたので、その面はいいんですけど、教育環境については、新しいICT機器を使ってやっていくということはいいいんですが、あとクラスの編制です。コロナがおさまったんだから、従来どおりの距離の椅子、席の配置にしますというのでは何か、新しい様式にもなっていないし、そうしてくれば当然のことながら、同じ教室を、今まで40人でやってたのを20人にしないといけないというようなことが出てくるのかどうか。そうなってくると、時間編成だったり、教職員の方の負担等々の割り振りを考えなければならないというようなことも出てくると思います。そのあたり、新しい環境下での教育のあり方はどうなっていくのかなど。これが3点目です。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） それでは、神崎議員の方からご質問のありました3点についてお答えしたいと思います。

まず1点目、小・中学校の学習の現状、またはおくれについてでございますが、和気町立小・中学校では、令和元年度は3月3日から25日まで、令和2年度は4月22日から5月20日まで臨時休業といたしました。休日や登校日を除きますと、昨年度17日間、今年度13日間の臨時休業でございます。5月21日から学校を再開し、いわゆる3つの密を可能な限り避けるとともに、換気、消毒等の感染症対策を行いながら、授業も含め、学校教育活動を行っているところです。昨年度の未学習分につきましては、学校からの報告により、4月当初、及び5月再開後の取り組みにより、全て学校で学習済みであるということを確認しております。また、今年度当初の休業期間中に学習予定であった内容につきましては、7月から8月にかけて予定していた夏期休業期間を短縮し、13日間の授業日数を新たに確保することで補填ができる見込みであることを確認しております。今後、一人一人の定着度を丁寧に見取りながら、対応を進めてまいります。

対応という点ですけれども、2番目のご質問ですが、休業による学習のおくれを回復する方策といたしまして、授業時間そのものの確保、それから授業のやり方の工夫という両面から対応しているところです。1つ目につきましては、先ほどの夏休みの短縮に加え、5時間授業日の6時間授業日への変更、朝学習や放課後学習の実施、また感染症対策で中止、あるいは縮小された行事やその準備、練習のための時間を活用するといったことが上げられます。2つ目につきましては、内容の扱い方や宿題の出し方を工夫することで、より効率のよい授業を展開していくということです。先ほども申し上げましたが、休校分の学習内容については、これらの取り組みにより補填できる見通しであります。しかしながら、休業期間中の学習は、登校日を除き家庭学習によることがほとんどであったため、子供たちの学習内容の定着度には、これまで以上に個人差がみられると予想されます。子

供たち一人一人の学習内容の定着状況を丁寧に把握するとともに、少人数での指導やスクールサポーター等による個に応じた支援、放課後の補充学習等を通して、学習内容の確実な定着に現在努めているところでございます。

また、3点目のコロナ禍の新しい学習環境という点でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業中は、学習面では主に学校からのプリントやワーク配付によるところが多かったように聞いております。しかし、今後来ることが想定される第2波、第3波に備えて、オンラインによる学習や児童・生徒のつながり等も踏まえた新しい学習環境づくりが必要であると考えております。ご質問にありますネット環境の整備については、現在、児童・生徒を通じて各家庭のインターネット環境調査を実施しているところであり、これらの結果も踏まえて、コロナ禍を初め非常事態においても、児童・生徒が等しく教育を受けられる環境づくりを検討してまいります。

また、クラスの人数については、和気町では、小学校において国や県の基準を下回る弾力化を行い、35人以下学級、6年生においては30人以下学級を実現しております。しかしながら、中学校においては学年によっては1クラスの生徒数が40人近い状況も発生しております。例えば和気中学校では、現在配置されている人員でクラスを2つに分け、英語や数学の授業を実施しておりますが、他の教科も含め、学級における密を避けるために、現在、県に対して人的支援の拡充をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ありがとうございます。主要なところはわかったんですが、一言で言えば、時間の確保と授業の効率化といいますか、それでもっておくれたところ等は、当然キャッチアップできると、このようにお聞きしました。最後にちょっとおっしゃられてた、中学校のクラスによっては40人いらっしゃるの、2つに分けたりしないといけないということが起こってきてるのが現状だとお聞きしたので、それについては県教委の方に人的支援というのは、結局先生が足らなくなる、2つに分ければ当然2倍の教職員が要するというのはおかしいですけど、少なくとも同じ授業しようと思えば要るので、その足らないところの先生を補充してもらうように今、要請されてるということよろしいんでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

今のご質問でございますが、もちろん授業のための人的支援ということもございまして、現在、教室の消毒等で、通常業務以上に教職員に負担がかかっている点もございまして。既に学習の支援員、指導員につきましては、一定程度の予算を県の方からいただきましたので、早急に計画を提出し、活動していただけるように、現在努めているところでございます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） ありがとうございます。和気町の教育が、これからの和気町の次世代を担う大きな財産のあるところでございまして、それをしっかりとやっていただくということで、よろしく願いいたします。

それで、つけ加えてじゃないんですけど、今回、特別定額給付金10万円が出ました。私のところにある受けられた方が来られて、和気中学校の授業がおくれてるんじゃないか。だから、私はその10万円を何とか使ってほしいっていう方もいらっしゃいます。それはまた寄附という格好ですればいいのかどうか、相談するということでお引き取りいただいたんですが、そのように和気町の教育を非常に心配されてる方がいるということをごに申し伝えて、かつGIGAスクール構想が、学校内の中でやる構想であって、家とをつなぐものではないという基本的なところはあるんですけども、さっき学校教育課長の方のお話の中で、そうはいつでも第2波、第3波来たときには、場合によっては学校と家とを結ぶオンライン教育的なところにも活用とおっしゃったんで、それ

はぜひ検討していただいて、活用していただけたらと思います。

以上で終わります。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 今、大変ありがたいお言葉をいただきました。今、特別定額給付金の方を教育にという町民の方がおられるということで、そういった声があることに対しまして、教育委員会としましても大変ありがたく感じております。と同時に、教育に期待をしてくださっておるとその思いに応えるためにも、子供たちの力や可能性を最大限に伸ばしていける教育ができるよう、一層、教育委員会としましても努力をしていきたいと思っております。

それから、オンラインのことにつきましても、いろいろ課題はありますし、今もより詳しい家庭の調査、ネット環境等についてもかけております。一度調査したんですけども、それではいろいろ課題があるということで、もう一度詳しい調査をしております。ただご存じのとおり、公営塾等で、これ、先進的に塾生に対してオンラインによる学習支援ということで取り組んでおります。そういったところでのノウハウも含めて、今後、学校教育の中でどのように生かしていけるか、そういうことも研究しながら、子供たちの学びの保障をしていきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 教育長からも今後の政策といいますか、大方針を言っていたいただきましたのでよくわかりました。ぜひその方向で頑張っていたきたいと思います。

じゃあ、続けて3番目、行かせていただきます。

最後、3点目、コロナ禍の中での和気町内での経済的な影響。

これ非常に難しいし、そういう資料が今まであったわけでもないし、どれだけの方が影響受けてどうというのも、なかなか難しい中において、それでも何がしかの情報、それから和気町の中で経済活動を営まれている方だったり、家庭生活をされている方々の経済的な環境については把握をしていただきたいというようなことで、次のような3つの質問を用意しました。

まずは、町民の方々が実際にどうなってどのような影響を受けておられるのかということがわかれば、おっしゃってください。

2番目は、今度は町の財政です。当然、収益が減れば、税の縮減というか、少なくなると思われますし、それが金額的にどのくらいを今期、見込まれるというか、悪い方ですけど、税収が減るなどというようなことを思われているのかというのが、2番目の質問です。当然、その金額が大きければ大きいほど、それに対して今からでも手を打つか、どう考えられるか、それをどうやって補っていくのかというような対策を考えておられれば、そこまで言及していただきたい。

以上、3点です。お願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 神崎議員のご質問にお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、町内におきましても、中小事業者の方を中心に影響を受けていると聞いております。具体的には、2月の下旬ごろから、飲食業の方を中心に売り上げの減少が目立つようになりまして、4月以降からは製造業の皆様の売り上げにも影響が出てきております。現時点で把握しております町内の中小事業者の状況でございますが、金融機関によりましてセーフティーネット4号に基づく資金繰り支援の認定申請数が12件、それからセーフティーネット5号に基づく認定申請件数が4件、危機管理保証に基づく認定申請件数が20件というふうになっております。商工会の方で行っております融資申請の件数でございますが、日本政策金融公庫の小規模事業者への経営改善支援、通称で言いますとマル経融資という無利子融資

への申請につきましては18件、それから生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付という申請が17件というふうになっております。また、社会福祉協議会が窓口となっております、一般的な生活維持の個人向け緊急小口資金などの特別融資についてでございますが、これにつきましては相談件数が33件ありまして、実際に申請をされた件数は18件ということになっております。それから、国の持続化給付金の申請につきましては、相談が17件ありましたが、この申請につきましては、各事業者、それから個人事業主ごとにインターネットによる電子申請ということになっておりますので、実際の申請件数につきましては把握しておりません。その後、新型コロナウイルスの影響によりまして、様々な業種、それから個人の方、法人の方、業務内容やいろいろなことで多くの方がお困りになっておられます。国の二次補正の内容も踏まえて、商工会や、先ほど申しあげました社会福祉協議会、そういったことも連携をとりまして、今後の支援策を検討する中で、様々なところに対応するよう、必要に応じて可能な限り状況を把握しながら、どのような支援がいいのか検討させていただきたいというふうにも考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） それでは、私の方から2点目のご質問、町財政への影響は、金額的にどれぐらいの影響を見込んでいるかについてお答えをいたします。

本町においても、現段階におきましては具体的な影響をつかむことはできません。個人住民税、あるいは法人住民税の減収などが、来期、歳入減少が想定されるところでございます。また、体育施設等を初めとする各種施設の使用料収入が減少等も懸念されるところでございますが、中でも和気鵜飼谷温泉への影響は甚大でございます。今回の新型コロナウイルスに起因する経済危機では、想定できない未曾有の事態となったため、一般会計からの支援をお願いしているところでございます。

このような中でありますが、町財政の金額的な影響というご質問でございますけれども、影響は多岐に及び、相当な期間を要することは想像いたしておりますが、具体的な金額等について、現時点でお示しすることは困難な状況でございます。ご了承願いたいと思います。

続いて3点目、その影響が大きい場合、その対策をどう考えているのかということでございます。歳入面での増収が期待できない現在の局面におきましては、歳出削減によることでの財源確保するしかないと考えております。これまでも予算編成事務執行については、緊急性、必要性を十分精査した上での予算計上執行してまいったわけではありますが、一層の精査の必要があるかと考えております。一方、新型コロナウイルスに対する町内企業、あるいは住民等への経済対策等は、最優先で実施すべき事業でございますので、限られた財源の中で、国・県の補助金等の利活用とともに、基金の取り崩しも含めて、積極的な施策展開への備えをしまいたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 新型コロナ感染対策はこれからの新しい生活様式をつくり上げていくものだと強く思っております。そのため、感染者が出てからでは当然遅いので、事前の対策に全力を投じていただきたい。そして、その対策に町民が一丸となって協力して、絶対に新型コロナウイルスの感染者を出さないということを強く願っております。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番 太田啓補君に質問を許可します。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 議長に許可をいただきましたので、質問の通告に準じて質問させていただきたいと思いをします。

まず1点目です。学校給食についてですが、学校給食の歴史は、1954年に戦後の食料難による欠食児童救済のために始められたというふうに言われています。私は1958年生まれで、戦後13年後、生まれたわけですが、そのころは学校給食もまだまだ十分なものではありませんでした。その後、日本は高度成長を遂げて、飽食の時代を迎え、消費こそが美徳であるという風潮さえ生まれました。そのような状況の中で、学校現場でも大量の残飯が発生をするという、今では異常な光景が当たり前になっていたわけです。当時のあしき学校給食の事例として、小麦や食肉は輸入品に頼っていたということや、学校給食が政治問題化することもありましたし、給食物資を輸入する業者間の問題もよく取り沙汰されていました。その後、1990年代に入り、腸管性出血性大腸菌O157やサルモネラ菌による学校給食における集団食中毒問題が多発をして、死者が出るほどの事態に発展をしています。学校給食はそのような歴史を通じて今日に至っていますけれども、学校給食本来の目的は何か、また現在の状況はどのようになっているのか、更に今後、どのように進んでいくべきなのかという点について質問をさせていただきたいと思いをします。

学校給食の目的の問題でありますけれども、現在は文部科学省となっておりますけれども、当時の文部省が発行した学校給食の手引きには、給食ができるまでに多くの人々が汗を流して働いていることを理解させることや、生産物を給食に利用することを通して、自然の恵みや働く人の感謝の気持ちを育てることもできますというふうに書かれています。私は、学校給食とはまさに食育そのものではないかと思いをしますが、教育委員会としては、学校給食の目的についてどのように考えられているのか、ご教授をお願いします。

次に、現在、和気町の状況ですけども、私が小さいころには、当然にも各学校に調理場があって、調理員のおばさんたち、言葉は適切ではありませんけれども、その方々が給食をつくっている姿がよくわかりましたし、できたての温かい給食を自分たちで教室まで運んで配膳をして食べていました。まさに給食のありがたさを感じながら食べていたということを記憶をしています。現在、本町では、佐伯共同調理場、本荘調理場、和気共同調理場という、3つの調理場で給食をつくっていて、ある意味、センター方式となっていると言えます。そこで、共同調理場、いわゆるセンターと、また学校の自校方式、各学校でつくる自校方式、そういったもの、それぞれのメリットやデメリットについて教えていただきたいというふうに思いをします。どのようにお考えになっているのかという点でございます。

また、共同調理場である以上、統一献立、一括の購入、食材がそのようになっているのではないかなということも心配をされますけれども、どのようなものをどのように調達をされているのかという点についてもお示しをいただきたいというふうに思いをします。

そして、統一献立があるがゆえに、アレルギー対策ができていないのではないかな。アレルギー体質の児童や生徒にはどのような対処をしているのか、お示しいただきたいと思いをします。

和気と佐伯は共同調理場ということで、小学1年生から中学3年生までの年齢的にも体格的にも大きな隔りがありますけれども、統一献立となると、同じものを子供たちの成長とは別に提供しているのではないかなというふうに予測もされます。その点についてもお示しをいただきたいと思いをします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

それでは、太田議員の学校給食について、センター方式と自校方式のメリット、デメリット、食材の調達方法

について、アレルギー対策をどのようにしているのか、体格、年齢差の配慮をどのようにしているのかについてお答えをさせていただきます。

まず、センター方式と自校方式のメリット、デメリットについてであります。センター方式のメリットといたしましては、施設、設備、人件費や給食事務を合理化して経費を節減できる。デメリットといたしましては、各学校までの配送経費が必要になることが考えられます。自校方式のメリットといたしましては、自校で調理するので配送コストが不要である。短縮時間等の場合でも柔軟に対応できる。デメリットといたしましては、設備投資のために多大な初期投資を要する、人件費や維持管理などに多額の費用を要する、給食室の運営管理のため、各学校の事務負担が増大することが考えられます。

続いて、食材の調達方法についてであります。岡山県学校給食会を通じてと地元業者から調達をしている現状でございます。また、児童・生徒に地元でつくられた安全で新鮮でおいしい農作物を食べさせたい、農業の必要性を実感してもらいたいという食育と地産地消の推進を図る目的で、和気町学校給食地産地消推進協議会を立ち上げ、産業振興課が事務局となり、農協、農家、学校給食関係者が連携をとりながら調達することも実施しております。

次に、アレルギー対策をどのようにしているかであります。文部科学省の示す学校給食における食物アレルギー対応指針に基づき、食物アレルギーの事故防止を図っています。近年、食物アレルギーを有する児童・生徒は増加の一途をたどり、またアレルギー食材も複雑化しております。そのような中、大量調理を実施する学校給食では、除去食対応を行うための調理員の確保が困難な上、個別調理に対応していない等の理由により、除去食対応の実施はしておりません。食物アレルギーを有する児童・生徒については、栄養士が給食食材について詳しく記した献立表を作成し、保護者の責任において、食べられないものを選んだり、場合によっては代替りの食事を持たせるなどの対応を行うとともに、学校においても教職員が連携しながら、児童・生徒の誤飲、誤食事故防止に努めております。

次に、体格、年齢差への配慮をどのようにしているかについてであります。給食献立作成において、学年に応じた主食、主菜、副菜の量を算出しております。学校内では、体格や個人の特性、またその日の体調に合わせて配食量を調整できるよう、担任が配慮をしているという状況です。

最後に、学校給食のあり方はこの質問がございましたので、学校給食は、児童・生徒にとって大切なコミュニケーションの場であり、健康の保持増進や食に関する指導での活用に加え、伝統的食文化や食事マナーの伝承、食べ物の知識や感謝の気持ちを育む場であります。また、みんなで一緒に食べることで、知識、心、体を育む、生きた教育の場として、学校給食への期待や役割は大きくなっているというふうに感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まず、最初お答えいただきましたセンター方式と自校方式のメリットやデメリットについて、お答えをいただきました。確かにセンター方式にすると合理化をして、調理員の方々の数も減って、節約ができるということですが、ある程度の、配達に時間がかかるだとか、デメリットもあるということです。それから、自校方式ですと、柔軟な対応ができて、衛生面もいいというようなことですが、初期投資が要ることや、事務負担もいろいろかかるということのようです。この事務負担のどこについては、次の質問で少し触れさせていただきたいんですけども、この自校方式については、次の質問とも絡むんですけども、結局アレルギーの児童・生徒の方々のことを一番心配をしているということです。にこにこ園などは、それぞれの園に調理場があります。したがって、そういう中で、それぞれ個人に対応した給食ができてるといふふう聞いています。それは食材の抜き取りなどを行って、除去することによって個人個人に対応ができていっているということをお聞きしています。今、万代次長の答弁では、除去するのはなかなか困難だということで、当然、共同調理場

ということをつくる量が多くなれば、それだけそういう手間もかかるということですから、したがって、自校方式、初期投資は要っても、そうしたことを考えていただければありがたいなというふうに私は思っているところです。栄養士が献立を周知をして、自分が体に合わない食材がある場合には、恐らく弁当を持っていったらというふうに思うんですが、何か周りは給食を食べることができるのに、自分はやっぱり弁当というとなると、保護者の方々の負担も多くなるでしょうし、それだけまた給食費の集金にも手間がかかるというふうに思いますけれども、自校方式の考え方について、再度お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

アレルギー対応について、自校方式にした方がアレルギー対策の手だてが打ちやすいのではないかとご質問だと思います。本荘小学校が今現在単独校でございますが、大量調理を実施しております。そういったことと、あと調理員の確保、それからあと個別調理に対応しとる施設かどうかということが一番大きな点かなと思っております。そういった施設整備が必要になってくるということなので、今の現状ですと、センターもありますけど、ちょっと難しいというお答えになります。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 現在ある3つの調理場を、各学校に、5つにということになると、言われるとおりで、なかなか難しい要望だろうというふうに、それは私も理解はしているんですけども、そういう中でも、そうした安心して安全に食べられる給食を提供するという観点はしっかり持っていていただいて、対応をお願いしたいというふうに思いますので、将来に向けて、給食の問題はどのようにするかということは常々お考えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、2点目の質問に移らせていただきたいと思います。

給食費の扱いと補助制度についてという点であります。

まず、給食費を公会計化することは無理なのかという質問であります。

公立学校における教員の長時間労働は看過できない深刻な状況であると報告をされており、本町においても、給食費の徴収管理にかかわる教職員の方、主に事務教員の方だと思うんですが、その方の業務負担は多大であるというふうに認識をしています。このような状況の中で、昨年1月に中央教育審議会でもまとめられた学校における働き方改革の具体的な方策の一つとして、学校給食の公会計化が提案をされました。その答申では、学校給食については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとして、文部科学省によって給食費の公会計化導入や徴収業務を、学校教師ではなくて地方公共団体が担うようにするためのガイドラインが、昨年の7月に策定をされています。

そこで質問ですけれども、給食費の徴収にかかわる教職員の労働実態をどのように把握をされているのでしょうか。食材調達に関する予算運営や会計管理、更には給食費の滞納家庭に対する督促業務など、本来業務を圧迫するほどの負担になっているのではないかとというふうに危惧をしているところです。その点についてのご見解をお示してください。

2点目が、文部科学省のガイドラインをどのように捉え、今後、給食費を町の会計に組み入れる、いわゆる公会計化にする検討はされていますか、その点についてご答弁をお願いします。

ガイドラインによれば、公会計化することによって多くのメリットが書かれていますけれども、教員の業務負担の軽減や保護者の利便性の向上、自治体が数多くの金融機関を指定することによって多くの金融機関で引き落としができるというようなことです。あと学校給食の徴収管理業務の効率化、自治体の財政会計システムの中に組み込むことによってそうしたことができるということ。学校給食の管理における透明性の向上、学校給食の徴

収における公平性の確保、学校給食の安定的な実施、一時的に財政不足にはならないというようなことも含めて多くのメリットが語られていますけれども、デメリットがあるとすればどのようなものがあるのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

続けて、大きな質問の2点目ですけれども、給食費についてですが、現在、小学校、中学校の給食費は保護者負担となっていますが、何らかの変更をする考えはありますか。例えば、備前市も行っていますけれども、給食費の補助制度などの考えはありますか。備前市では、第2子は半額、第3子以降は全額補助という独自の制度を設けているようですけれども、今回は小学校、中学校の給食費に限定をしてお尋ねしますので、本町の考え方をお示しいただければというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

それでは、給食費の取り扱いと補助制度について、給食費の私会計から公会計化へ、給食費への補助制度についてお答えをさせていただきます。

平成31年1月25日、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についての中央教育審議会の答申において、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされました。このことを受け、文部科学省において、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収、管理業務を地方公共団体から自らの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的に、学校給食費徴収管理に関するガイドラインが作成されております。県内では鏡野町と久米南町が既に取り組んでおり、真庭市も令和2年度から取り組みを始めたと聞いております。当町では、学校給食事務のうち大半の事務は、各学校に配置しております事務職員と教員業務軽減のために配置した業務アシスタントが担っており、現金ではなく金融機関での自動払い込みにより処理され、現状では滞納がないと聞いておりますが、年度中途では、口座から残高不足により入金がない場合等の払い込みがない場合は、担任の教員や教頭が対応するなど、苦慮するとの声も聞いております。ガイドラインによりますと、公会計化を行うことで、教員の負担の軽減、保護者が納付できる金融機関が増える、滞納者への対応について、税等のほかの債権を含めて一元的に管理が可能、給食費の管理において透明性が図れるといったことがメリットとして上げられております。しかしながら、これまでなかった報告事務の発生や、未納保護者との信頼関係に基づく徴収折衝がなくなるなどの課題もあると考えています。また、新たな事務職員や納付書等の発行や、管理する業務システムなどが必要となると思われしますので、費用対効果も含め、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

続いて、給食費への補助制度について回答させていただきます。

現在、小学生507人、中学生298人で、小学生では1食290円、中学生では1食340円の食材費を給食費としていただいております。年間で小・中学生合わせて約5,000万円です。給食をつくるための人件費、光熱水費等は公費で支出されており、安心・安全な給食を安価で提供できていると考えております。また、所得の少ない方には、就学援助として給食費の扶助も実施をしております。近隣では備前市が、多子世帯の子育て支援策として、第2子半額、第3子全額の助成をしていると聞いておりますが、現段階では給食費の助成は考えていないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓輔君） 給食費の徴収の関係なんですけれども、事務職員の方と、それから業務アシスタントの方ということです。よくそこがわかんないんですけど、支援員と通常言われよう方々のうちのどなたかなんですか。ちょっとそこらがよくわかりませんが、業務アシスタントの方とで行っているということになっています

が。まず、私会計になると、食材だとかそういうものの調達も学校の給食委員会みたいなもので行われて、それから給食費も自治体の監査なんかはないわけで、給食の委員会みたいなところで報告、PTAにも報告して監査を受けたりするというので、結構不透明な部分があるんじゃないかなというふうに思います。そこらをもう少し簡素化できたらいいなというふうに思ってお提案をさせていただいています。県下でも2つか3つの市町で行われているということもありますから、無理なことではないなというふうに今感じました。移行することが無理ではないということは思ったわけで、それに対する業務システムの改善だとか、そういったものが必要になるということのようです。公会計化の関係で、教職員の方々、滞納があると保護者の方に督促をするという、非常に保護者の方と教員との関係が、早う言えば悪くなったりして、学校の教育、子供に対する影響も出てくるんじゃないかなというようなことも危惧をしています。そういったことの事例は、私本人は承知はしていませんけども、そういったことも危惧をされますし、スムーズに徴収ができて、ほかのところの、変な言い方すれば差し押さえみたいなことで、滞納も減るといようなことも先ほど言われてましたんで、そういったこともございますので、その点について、もう一度、国の方もそういう方向にかじを切ろうとしているわけですから、和気町としても、もう一度どのようにするか、そういう点についてももう一度お答えいただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 今回のガイドラインの目的は、教員の働き方改革が主な要因でございまして、教員の業務負担を軽減することが第一の目的でございます。現状では、教員が滞納のある方と折衝等していただいて、教員にも負担になつとると聞いております。そちらについては、ぜひとも解消したいという考えがございます。ただ、全体を踏まえて、今後も調査研究を進めてまいりたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 教職員の方に負担がかかっているということは承知をされていると、教育委員会とすれば、そのように思います。したがって、そこのところを、それ以上の多分、答弁はないんだろうというふうに思いますので、そういうところを緩和ができるようなことを考えていただきたい。担任をされてる教員だとか、現場の方ではなくて、校長や教頭か、そういう方がお願いに行くだとかということを考えて、当面はですよ。当面はそういうことを考えていただいて、あと公会計化に向けての検討をお願いをしたいというふうに思います。

それから、学校給食費について年間5,000万円ほど、町の財政として給食費そのものに補助をしているということのようであって、財政もなかなか、高額になるということもあって、今のところ何かの制度をする考えはないということのようですが、現実、そうした低額所得者の方に対する給食費の扶助というような制度もあるというふうに、今さっき言われてましたけども、どのくらいの方がおられるのかなということはあるにしても、和気町は子育てに力を入れてるということを標榜しているわけでありますから、ぜひこれは何かの手だてをを考えていただいて、子供が今のところ2人なんだけど、もう一人ぐらい、給食費も要らなくなるし、医療費も18歳まで要らないしというようなことで、そういう思いでまたお子様をつられるような方も増えるようなことも予測もできますので、その点については何かの方策を考えるということをお願いをしたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） いろいろ貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございます。先ほども出ておりましたけども、業務アシスタントといいます制度につきましては、先ほど出ておりました教育職員の勤務負担軽減ということで、ある一定数の教員がおる学校には県費で、そのほかのところにはそれぞれの自治体で考えて、ぜひ教職員の負担軽減を図ってほしいという制度であります。和気町の場合は、これに該当するのは和気中学校のみです。本荘小学校の場合は、2分の1を県で支援して、県の方から補助金が出るという形ですけども、和気町の場合には、全ての学校に県費は和気中と本荘小のみ、そのほかの学校には町費でこの業務アシスタ

ントを配置をさせていただいております。それによって、教職員の負担軽減、もちろん先ほどもありましたように、給食事務の負担軽減にも町としても学校を支援しておるというような状況があることをつけ加えさせていただきたいと思っております。今後、この公会計化、どのような形で進むかわかりませんが、学校現場の意見も聞きながら、よりよい学校の負担軽減について、教育委員会としても研究してまいりたいと思っております。ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 3点目の学校教育についてということで、これは同僚議員の方2人がもう先にされて、そういうところをはしょって、時間もありませんので、質問させていただきたいというふうに思います。

緊急事態宣言が発せられて以降、それが全国一斉に臨時休校をするという、臨時休校の方が先なんですけども、安倍首相の判断で臨時休校が行われて、和気町もそのことによって、3月2日からでしたか、3日からでしたか、そういうところから臨時休校がされたということで、先ほどの同僚議員にもありました、学習のおくれをどのように取り戻すのかということで、国定課長の答弁の中で、年度内が17日間でしたか、それから4月以降が13日間と言われましたか。その前段はもう既に十分やれたんだということで、この13日間を夏休みを短くして取り戻すということで、そのような答弁がされましたけれども、言われたように、時間を設けてやれば、それがもとへ戻るかということとはまた別ですので、1点、そこは学習をするという習慣の低下が見られないかどうかということですか。同時に、夏休みがなくなると、うわあ、また夏休みまでもうというようなことを考える子供たちもいるかもしれません。そういった習慣の低下をどのように食い止めるかというふうに、その点を1点、考え方をお聞かせください。

それから、GIGAスクール構想の関係で、ICT教育の関係なんですが、同僚議員が言われたように、タブレット配ったらそれでいいというもんで、当然ないというふうに私も思います。教職員の方々、私はもう退職する年なんですけど、50ぐらいの方々が、これからまた新しくそうしたことを勉強して、子供たちにどのように教えようかということはかなり負担になるのではないかな。でも、それはやらなければならない課題でもあります。教育のそうした教員の質を高めることと、それから外部講師の導入のことも言われてました。そこをどのような形で、ICTの支援員、4校に1人というようなことですが、それは県費ではそうかもしれないけれども、町費を使ってでもまた何人か増やしてやるというふうな思いがあるのかどうか。その2点についてお聞きをしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

太田議員の1点目の質問、学習習慣の低下をどのように食い止めるかという点でございますが、この点につきましては、コロナによる休業以前からの大きな課題でもありました。教育委員会といたしましても、いかに家庭学習のあり方、あるいは評価の仕方を変えていくのかという点が重要であるというふうに認識しております。具体的に申し上げますと、授業で習ったことを活用した家庭学習、あるいは家庭学習が次の授業につながるような、そういったサイクルを形成していくことによって、児童・生徒がやってよかった、やっただけ自分の力になったと実感できるような家庭学習のあり方を研究してきております。そういった点で対応していきたいというふうに思っております。

2点目の教職員への負担軽減についてであります。まずは長期的なスパンでの教員研修を考えております。4年間をめどに、県の方からも教員の授業観や授業スタイルを変えていくようなロードマップのようなものが示されておりますので、それにのっとり、特に1年目、2年目につきましては、丁寧にそういったICT活用の場面を実感していただくような具体的な研修に取り組みたいと思っております。

支援員につきましても、現在もスクールサポーター、先ほどのアシスタント等たくさん教育のために支援員の

方をつけていただいておりますが、非常にここ、重要なところでありますので、また教育委員会といたしましても、適正な人数の支援員が配置できるよう、検討してまいりたいと考えております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで太田啓補君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番 從野 勝君に質問を許可します。

3番 從野君。

○3番（從野 勝君） 議長の許可をいただきましたので、3番 從野、一般質問をさせていただきます。

ちょうどコロナが始まって大変なときに開かれました3月議会で、佐伯の共同調理場廃止の条例を出されたやつを、地元区長の要望を受けてその条例が廃止されました。その後、皆さん、いろいろと話を伺いましたけれども、やはり佐伯地域の区長の、もうこれ以上、佐伯の疲弊を何とかしなきゃいけないと、そういう本当に、何といえますか、心のおもりにみたいなものを感じたわけです。中国の春節を受けて、中国の旅行客が来て、北海道も大変なことになった。武漢で始まった新型肺炎のさなかで、それこそ今まで経験したことのない社会的にも、学校の教育現場も一緒ですが、大変心労の多い、それで先の見えない、本当に不安な状況で今日まで来とる中で、教育長におかれましては、今までに経験されたことのないご心労があったんじゃないかと察するに余りあるものがあると思いますが、その時期にあえてこの佐伯の共同調理場、今後、どういうふうにしていくのか。もう一つ、いつごろをめどにどういうふうにしていくのかというようなことをお尋ねをしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

從野議員の質問にお答えをさせていただきます。

3月議会において、和気町学校給食共同調理場等条例の一部を改正する条例についてを上程し、反対多数で否決されました。この条例の内容は、より一層安全・安心な給食を児童・生徒に提供するため、佐伯学校給食共同調理場を廃止することとし、本荘学校給食調理場を有効利用するための改正内容でした。佐伯学校給食共同調理場の現状は、平成2年に稼働し、30年が経過し、現在の学校給食衛生管理基準に至っていない施設ではありますが、できる限りの修繕を行い、調理員の細心の注意や努力により衛生的に保たれているのが現状です。佐伯学校給食共同調理場をその後、どうする予定かのご質問であります。昨年度生まれた子供が中学生に進学時の佐伯中学校生徒の見込み数が28名と、今年度の半数になるなど、今後より一層、児童・生徒の減少が見込まれる中、施設の新設や改築は現実的ではないと考えております。引き続き調理員の細心の注意や努力により衛生的に保ち、必要な修繕があれば実施していき、当分の間、佐伯学校給食共同調理場を利用し、子供たちに安全な給食の提供を続けてまいりたいと考えています。

また、佐伯地域の区長15名から提出のありました、和気町佐伯学校給食共同調理場の存続充実を求める要望書については、重く受け止めております。これまで学校給食運営委員会での協議や、佐伯学区の保護者の方に説明を行い、事業を進めてまいりました。3月議会終了後に佐伯地域の区長にお会いをし、今後も安全には留意し、現在の施設を利用して給食を提供していくとお伝えをしております。また、保護者には、学校を通じて文書で今後の給食提供方法についてお知らせをしております。引き続き、保護者の皆様や区長にご理解をいただけるよう、説明をしていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） まず、私は教育次長に答弁してくれというて頼んだ覚えはない。どういうことなんですか。それ、ちょっと説明してください。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

次長にということで、詳しい内容については次長の方がよく知っておりますので、ご答弁をさせていただきます。私の方からも、直接私の方ということで、ご答弁をさせていただけたらと、そういうことで了解をしていただけたらと思っております。先ほど従野議員から佐伯学校給食共同調理場をその後どうする予定か、教育長の考えということでお尋ねがありましたので、私の考え方でご答弁とさせていただけたらと思っております。

先ほど、教育次長からその詳細についてはご答弁をさせていただきましたが、議員もご承知のとおり、本荘学校給食調理場の衛生基準が高い施設であるということで、また調理のキャパシティに十分な余裕があるということで、町内施設の有効利用を行うことが最適と考え、さきの議会でご提案し、ご審議をいただいたと。その際、何度も私の方からお話をさせていただいたとおり、佐伯の学校給食共同調理場では、現在の施設で十分な給食が提供できておるといことはご説明をさせていただいたとおりであります。前回の議会に佐伯学区内の15名の区長様から存続充実を求める要望書が出されたこともあり、議会終了後、佐伯学区内の全区長様と直接にお会いし、共同調理場に関する考え方や思いを伺っております。その際、お聞きした区長様方の思いというものに心を置きながら、今後もより一層安全に留意して、現在の施設で安全でおいしい給食の提供に努めてまいりたいと教育委員会としても考えております。

なお、次長の答弁にもありましたように、令和2年5月1日付の資料によりますと、本年度の佐伯小・中学校での児童・生徒数の合計は144名です。昨年度より、残念ですけれども8名減少しております。令和8年度には111名になることが推定されます。町全体を見ても、本年度の児童・生徒数の合計は町内全体で837名でございますが、令和8年度には715名になるという数が出ております。また、令和14年度、先ほど次長が言いました、佐伯中学校の生徒は28名になると、和氣中でも165名となることが予想されております。更に、児童数の方ですけれども、現在の減少率、計算しますと、その減少率で今後も推移すると考えると、令和14年度には、佐伯小・中学校で合計で100名を大きく割り込むという数字になります。また、和氣町全体でも600名を割り込むことが予想されます。このような状況を踏まえて、議員が言われました、今後、どのように考えるのかということ、議員の思い、考え方も十分に私もわかっておるつもりではあります。このような生徒数の推移も踏まえ、和氣町にとってどういった施設や規模が適当か、これらの新たな計画を立てる必要もあるのではないかなと思っております。ただ、今すぐというわけではなくて、長いスパンで、ある程度、児童・生徒の推移、あるいは他の施設との関係、そういうことも踏まえ、また佐伯学区内の皆さんの思い、考え方にも心を置きながら、研究をしてまいりたいと。また、そういう計画ができたときには、改めて議会にもお示しし、皆様方のご意見を伺って、和氣町の施設として、皆様にご審議願えるような、そういうときが来るのではないかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今、教育長と教育次長が答弁してくれたんですが、いわゆる子供たちが減少しておるからやむを得んというふうな答弁があったわけじゃけど、このところ、佐伯地域に若い人が移住してきょうります。ここ半年ぐらいの間に2世帯、来とるわけじゃけども、その人たちは30代の後半から40代。子育てをす

るのに和気町は非常にええと。特に子供たちを持つとる親たちは、今、佐伯の小学校へ、両方とも一人ずつかな、通わせとる。ほいで、佐伯の小学校の雰囲気がええんじやと。1人は塩田の住宅に落ちついたと。もう一人も、今、神奈川県から来ておる、これは40代のご夫婦じゃけど、非常にしっかりした考えを持った夫婦で、男の子が2人おって、1人は佐伯の小学校へ行つとる。それで、佐伯の、どこへほんなら住むようなことを考えとんならと言うたら、できたら佐伯の地へ家を探したいんじやと。ほんで、二、三日前から佐伯地区を物色されとったみたいなけど、きのう、神奈川へ帰るんじやと。お、もう帰るんかと言ったら、そうじゃなくて、要は神奈川にある荷物を整理して引っ越してくると、こっちへ。いよいよもう住む気になって、ほいで家はどっか目星がついたんかと言うたら、サエスタがあるちょっと奥側になりますけど、あの辺にいい物件があるんだと言うて、きのうも話したばかりじゃけど、佐伯地域にはサエスタがあり、そういうとこで子育てができれば非常にいいと。確かに人は減ってますよ。教育長、減つとるからそのままにしとったら、和気町のうなるんじや。そんなことはわかるんじやろうな。あんた、わしに断る口実のためにいろいろ言よるけども、そんな消極的な回答ばかりを、何かどうも教育に携わつとる方というのは自分を守るんが趣味なんか、何かようわからんんじやけど、もう少し。島根県の邑南町の町長やこうは、学校は絶対閉鎖せんと言よる。本当に。そういう町長も。ほんで、あそこの邑南町、話がちょっと横道にそれるけども、大阪方面から予約して、飯を食いにくるレストランがある。要は人間、考え方、発想の転換、もうきょう午前中に先輩議員がいろいろと子供たちの話をされとった。非常に立派な話をされとるなと思うたんじゃけど、本当に子供たちに金を使わんでどこへ金使うんで。子供たちのために金使うことは、和気町の将来に向かって貯金しょんじやないですか。当然、この和気町、これから先、どうなるかわからんというような町になりかけとるやつを、どうして建て直すか。これはあれでしょう。子供たちに貯金をして、働く者に貯金をして、それで和気町よかったなというふうにさすのが、皆さん、前におられる方の責任なんじやないですか。だから、確かに現実には人も少なくなってきたし、いろいろ問題もあるでしょうけども、この廃止の条例が出るまでは、危ない危ない危ないって、さんざん言われた給食センターを、そりゃあ建て直すとかというのほもってのほかかもわからんけども、とりあえず、今まで皆さんが指摘されとった危ない部分だとか、不備な部分は、せめてそのくらいは改善すべきなんじやないですか。それが子供たちに対する教育長の責任なんじやないですか。教育長も長年、教育に携わって、へえで二度目の仕事なんかもしらんけども、そりゃあ子供たちに、あの教育長は本当にええことしてくれたと言うんか、いやあと言われるんか、二つに一つじゃな。子供たちは確かに少なくともなってきたし、しょうるかもしらん。しかしながら、都会から佐伯の地の小学校いい、ここで住みたいというて来てくれよんじやから。その人たちを失望させるようなことは、これは余り大人がするようなことじゃないと思います。ぜひ、いろいろ問題もあつたりして難しいとは思いますが、でも、少なくとも今まで、特に教育次長、いろいろ言よったな、危ねえ、やれ何だというて。そういう点については、少なくとも改善してやるべきもんじゃないんですか。それはどう思われます。ちょっとその辺、教えてください。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 議員のお話にありましたように、現在の調理場については、安全な給食を提供することが我々にとっては責務でありますので、もしもその安全に支障を来すということが予想される場合には、すぐ修理修繕はやっていくということはお約束をしたいと思います。

それから、先ほど私の舌足らずな答弁で議員の方に誤解を招いたらいけんのですけども、子供の数が多からいい、少ないからよくないということでは全くありません。教育にとっては、それぞれの環境でできる適切な教育というのがありますんで、佐伯の場合の教育の仕方っていうのも我々はいろいろ考えております。今も言うていただいたように、移住で来られた方が、佐伯を非常に子育て環境がいいとか、佐伯小学校の雰囲気が大変いいということ言うてくださったということで、大変ありがたく思っております。佐伯の小学校、中学校、子供の数は減っておるんですけども、減っておる中でできる、そういう人数でできる教育のあり方ということについ

ては、我々もいろいろ、事務局内でもそうですし、教育委員にもいろいろ意見を聞きながら、今後のそれぞれの学校の教育のあり方を研究をしております。また、具体的にになった時点で、皆様方にもご意見を聞かせていただけたらと思っております。和気町の宝である子供たちの、和気町の将来を担う子供たちの教育をつかさどっただという責任をひしひしと感じ、日々の教育推進に事務局一丸となって取り組んでいきたいということをお約束をしたいと思います。またいろいろありましたら、ご遠慮なくいろいろご指摘をいただけたらと。我々も子供たちの教育というのを、和気町の子供たちのすばらしさを伸ばしていきたいという強い思いがありますので、ご理解をいただけたらと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 最初からそういうふうに言うていただければ、何も言うことはねえんじゃけど。やはり、本当に今、いっとき移住して来られる方が和気の方へ、特に日笠地区へどっと入られました。ほんで、日笠の方はもういっぱいになって、もう住むような家がなくなってきた。ほんで、今後、その後、田土に入ってきたんですが、田土もなくなってきた。ほんならと言ったら佐伯に移りつつあるんですが、一番最初の方に来られる方は、夢みたいな話をされて来られる方が結構おられました。しかし、最近来られる方は、確かにコロナもあるけども、東日本の震災があり、いろんな意味でこの震災のない、そして雨も少ない、それからやはり和気町の風土、これが非常にいいと、人が優しくて親切だという形で、今、来られとるわけで、これから恐らく、まだまだ佐伯地域には空き家が十分あります。それで、割かし平地に結構立派なうちがいっぱいあるんですよ。そりゃいろいろおられますけども、結構来るときにお金持とる人もおるんです。お金をね。本当に子供たちの教育と、それから育てるのに伸び伸びとゆったりと子供たちを育てたいと言われる方は、本当に、今お試し住宅におられる方なんかは、自分から率先して、お試し住宅の自分たちが住んだ周りの草取りするんですよ。初めてです、今までで。それも奥さんが鎌持ってね。旦那は一生懸命スコップ持ってね。そういう、田舎に来てくれて、もう本当にありがたいっていうような人が来られるわけなんで、そのときに学校がない、そういう設備がない、それは非常に受ける側ももったいないじゃないかと思うんです。申しわけないし。だから、ぜひ教育長、何も新しいやつを大金かけてやるばかりが能じゃなくて、今問題になるところをきちっと変えてやって、それで調理する人にも楽にできるようにすることが一番大事なことじゃないかと思えます。だから、先ほど教育長が言われたように、ぜひそのあたりを気をつけて、佐伯地域の区長あたり、それから子供たちを失望させないように。せつかく今来とる教育長はええと言われよんじゃから、ぜひ、教育長よかったなと言われるように、もうご尽力をお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 共同調理場の件でいろいろとお願いなり、質問をいたしました。本当にありがとうございました。これで終わります。

○議長（安東哲矢君） これで従野 勝君の一般質問を終わります。

次に、10番 西中純一君に質問を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私は、まず1番目に、今後の避難所のあり方、TKB48大作戦に学ぼうということで質問をさせていただきます。

これは、実はNHKのBSだったと思ったんですけど、土曜日あたりにいろいろな、お医者さんだとか、避難所のいろいろ研究してる方のお話等が、識者が3人ぐらい出ていろいろと話をしてやっておられました。それこそ災害と言えば、あの関東大震災というのが一つ、1923年にありました。それからもう100年もほぼたっているわけでございます。私もこの間、東日本大震災でも、岩手だとか、福島地域も2日か3日にわたって、この町議会の議員じゃないほかの議員と一緒に現場を見て、それからお米とか野菜等持って、見舞いというか、

そういうふうなことも、2年後でしたか、2013年に行ってまいりました。いろいろと見てみますに、今の避難所のあり方っていうのは、この100年来、ほとんど変わっていないということのようでありまして、最近では、真備町だとかほかの、熊本の地震もありました。長野の災害もありました。避難所のあり方について、かなりいろいろと改善すべきだということも出てきてるということでもあります。福島では、地震が起こったときの死者が大体1,614人、去年2019年12月までで。それから、それ以後の災害関連死、その災害がもとでいろいろと病気になる、精神的な疾患を患う、そういうなのを含めて2,286人だと、そういうふうな説があります。ですから、即、災害で死ぬよりも、その後の関連死というのが非常に多くなっているということがあるわけでございます。それから、今回、こういうコロナの問題が起こって、なお大きな感染症の問題についてもいろいろと解決しながらやらなければならないという事態が起こっているわけでございます。東日本の震災でもインフルエンザがはやったとか、それから熊本ではノロウイルスの感染症がはやって、その対策に困ったという話も出ておりました。このTKBというのはトイレです、1つはトイレ。トイレと、それからキッチンです。食事です、言い替えると。それからベッド、それから48というのは48時間以内にそういうものをある程度そろえるという考え方が、特にヨーロッパを中心に出てきているということでもあります。これは法律によってそのように規制されている国もあるそうでございます。トイレだとかも水洗を、移動車みたいなもので持っていかとか、キッチンなんかもそういう持っていくという考え方が出てきている。それから、ベッドについては、ご存じのように真備町とかいろんなところで段ボールを使ってベッドをつくるとか、そういうのもあるわけでございますが、あるいは屋外のテント、そういうなものを使って、その中にまたベッドを入れるとか、そういうふうな方法もあるようでございます。まず、そういうことで、これからはコロナの発生、そういう感染症を防ぐという意味で、避難所のあり方、大きく変えなければならないと思いますが、どういうふうにお考えがあるのか、それがまず1点。

それから、避難所の面積、これについても、ベッドとかそういうものを考えると、2メートル掛ける2メートル、4平米ぐらいが段ボールで敷き詰めてもいるんじゃないかとか、そういうふうなことも言われておりました。その辺についても、避難所の面積を大きくする、あるいは場所を、今まで考えてる学校だとか体育館だとか、そういうところだけで、場合によったら今後は足りないかもしれません。いろいろ、民家も利用するだとか、そういうふうなことも出てくるかもしれませんし、そういう点について、改善すべき点はないかということで、まず第1番目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

西中議員の今後の避難所のあり方というご質問にお答えをいたします。

町では現在、町内20の施設を指定避難所として指定をしております、そのうち9つの施設について、災害の発生が予想される際には職員を配置して、指定避難所として開設をしております。いずれの避難所も、感染症対策を意識した開設方法、それから運営方法を今後、予定しております。5月21日付で国の方から新型コロナウイルス感染症への対応について、避難所のレイアウトの例でありますとか、必要とされる資機材が示されたところでございます。これを受けて、町内指定避難所の確認を行いまして、開設時の使用範囲について、施設管理者と再調整をいたしております。昨年度、本町が策定をいたしました避難所運営マニュアルでは、居住スペースは1人当たり2平方メートルとしておりましたが、スペースにつきましては、家族単位で考えることといたしまして、1家族当たりの距離を最低1メートル以上あけること、できるだけ避難所内の換気を行うこと、それから避難スペース、入室前に要配慮者の方や障害者の方に加えまして、発熱者や体調不良者の問診や検温によるスクリーニングを十分行うことといたしております。更に体調不良者や発熱者には専用スペース、別室が望ましいということにされておりますが、確保する必要がございますし、トイレなど、共用部分の区別や動線の確認、それ

から消毒の徹底など、できる範囲で最大限実施することとしております。同時に、マスクや消毒液、それから使い捨ての手袋や感染防止のガウンの整備、避難者にわかりやすい会場のサインや表示等、新型コロナウイルス感染症へ対応したものとすることとしております。本町では、昨年度から避難所の環境の整備に取り組んでおまして、避難所運営マニュアルの策定とあわせまして、トイレの洋式化や床マット、それからプライベート空間確保のためのパーティションの購入などを計画的に進めているところでございます。各区のコミュニティハウス等で開設をしていただきます、指定緊急避難場所につきましても、必要物品の配布を事前に行うなど、可能な限り、新型コロナウイルス感染症対策に対応したものとなるよう、依頼していきたいというふうに考えております。

今年度、和気町体育館、それから和気鶴飼谷温泉、あと佐伯小学校、この3つの施設を指定避難所の方に追加をさせていただきました。また、今年度、岡山県が実施する新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設訓練というのがございまして、これを本町でぜひ実施していただくよう要望しておりましたところ、夏の時期にすることに決まりました。この機会に、避難所の担当職員もあわせまして、訓練と、実際に避難所を使って開設訓練行うわけですから、訓練と確認をしたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） そういう、一定コロナが出たということで、改善点が家族単位で場所をつくるとか、間をあけるとか、体調不良者に別室を用意するだとか、それから消毒方法等々出たんですけど、いわゆる肝心の食事は温かいものだとか、トイレも水洗をだとか、そういうふうな、そこまではまだなんですかね。その辺の実現性っていうか、今までであれば、パンだとかおにぎり、そういうものを用意する。この間の塩田の災害のときには、温泉に行ってもらおうとか、あるいは雇用促進住宅をあっせんするとか、そういうのも非常に応用してやっていたんですけども、これからどういう場所で起こるかわからないわけなんで、その辺のキッチンを用意するとか、トイレ用意するだとか、新たな発想の考え方っていうか、その辺はどうなんですかね。自治体関係者でその点についてはもうかなり知られていることなんですか。それだけちょっと教えてください。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 避難所のトイレにつきましては、昨年度から全て洋式化をしておまして、このたびの避難所運営マニュアルの方でも、特に感染症を意識した消毒をしっかりとするというふうなことが盛り込まれております。プラスといたしまして、先ほどパーティションとかそういったものの購入を進めているんですけども、その中に簡易トイレの購入も進めております。これは消毒作業ができるかどうか確認中なんですけど、そういったトイレの整備も進めているところでございます。それから、キッチンというか、食事の提供についてです。これも、とにかく避難所の、西中議員言われたトイレ、それから食事、それから居住空間です。これを48時間以内に快適なというか、確立されたものにする努力はしております。これは、本町だけではできない場合は、岡山県の相互応援協定というのもございますので、そういったところもあわせて取り組んでいるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 大体、じゃあそういうほかの団体等の協力も得ながら、なるべく住環境に近い形に改善すると、そういう考え方というのはかなりもう出てきているということなんですよ。その辺だけはちょっと安心をいたしました。今後、そういう新たな生活がなるべく日常に近いような形で避難生活ができるように、ぜひとも今後とも検討の方をよろしく願いしたいというふうに思います。

大体質問できたんですけど、1つだけ、予告はしてないんですけど、発電機をいろいろと用意するだとか、これは避難所と別になるのかもしれませんが、その他、何か、これからいろいろ改善しようというふうなの

が、この年度内にありましたら、それだけ教えていただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 発電機の整備と配置につきましても、指定避難所には全て配置の方が完了しております。それから、各地区で指定緊急避難場所として設けていただくコミュニティハウスの方へも、補助制度がございまして、そちらを活用していただいているところでございます。今年度、新たな取り組みといたしまして、停電対策がございまして、本庁舎の方は災害対策本部になるわけで、そちらの非常用の電源の整備は行いますし、それから各地区のコミュニティハウスにつきましても、発電機を建物の電源に変換できるような、そういった助成制度を今年度からつくっております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 新型コロナということで、新しい感染症ということで、スペースをあけるだとか、あるいは体調不良者には別室を設けるだとか、いろいろと改善点を見つけているということだろうというふうな今、お聞きしました。それから、トイレとか、そういう面もなるべく水洗があるところというふうなことで、あるいは簡易トイレも用意するというので、なるべくそういう避難者の生活が悪くならないように、ストレスがかからないように、ぜひともいい避難所ができるように、今後とも努力をお願いしたいと思います。

次に参ります。

2番目は、今のコロナ対策と言いましようか、コロナが起こったことにより、先ほどもる説明もあったわけですが、いろいろと学校の先生方は努力をされていると。特に学童保育にも行かない方は学校に来てもいいというふうなことで、いろいろと面倒を見ていただいているというふうなことも聞いております。それから、家庭訪問しなければならない場合もあったというふうなふうに思います。和気町ではそんなにないというふうなことだろうと思いますが、和気中が一部、今後もし起こった場合は学級を分けるというふうなことも言われておりました。1学級当たりの人数を減らすということで、これ、学校の教員を増やさないとこれはできないわけなんです、いろいろとうちの共産党政策としても、10万人以上学校教員を増やせというふうなことを今、提案もしているところでございますが、まず一番に気になることっていうのは、その中でふだん、仕事で会社行ってやってくる方も、お父さんも一緒に生活するとか、そういうふうなことがあったりして、逆にいろいろと生活がぎくしゃく、親子関係が悪くなるとか、いわゆるDVとか、いろんなことが逆に起こってきてるとか、そういうことも全国ではいろいろ出てきているというふうなことだと思います。何が言いたいかと言いますと、子供の精神の安定というか、そういうものが学校教育において一番重要だと思います。不適応っていうか、そういうふうなことはなければいいんですけど、その辺の状況っていうか、その辺はどうなのか、まず一つはお聞きしたいというふうに思います。

それから、文部科学省の方からカリキュラムの内容について精選をしてというふうな指示も出てきているのではないかと思いますので、それについてもどういうふうなことが出てきているのか。ことしから英語が5年生で教科化になるとか、プログラミング教育というのもあると思いますし、それから学力テストが春に予定はされていたのではないかなと思います。その点も含めて簡単に、このカリキュラムの精選を実施していく必要があるのではないかとということで、お答えをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） それでは、西中議員の方からご質問がありました2点についてお答えいたします。

まず1点目の児童・生徒の心の安定についてでございますが、休校の影響といたしますと、どうしても学習、学力面のことが取り上げられがちですが、充実した学習活動のためにも、議員がおっしゃったとおり、子供たちの心身の健康や安定というのは非常に大切であるというふうに承知しております。5月21日の学校再開後、感染

不安等で登校を見合わせていた子供たちもほぼ登校できております。しかし、今回の断続的な学校の臨時休業は、子供たちにとってこれまで経験したことがないものであり、臨時休業が続くことにより生活リズムが乱れたり、楽しみにしていた学校行事の中止や延期、友達と長期間会えなかったこと、学校内での活動の自粛や制限等により、ストレスを抱えたりしている児童・生徒が見受けられることも十分予想されます。学校再開後も、通常とは異なる学校教育活動が続いていることから、現在、学校で実施されています教育相談やアンケート等を有効に活用し、学級担任を初めとする教員やスクールサポーター等の支援員によるきめ細かなかわりとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門家の力もかりながら、引き続き児童・生徒の心の安定に努めてまいりたいと考えております。

また、2点目のカリキュラムの精選についてでございますが、現在、学校行事や特別活動等については、感染症防止と活動の目的、効果の観点から、既に見直し、精選を行っているところです。教科の学習につきましては、今年度の臨時休業期間は、これまでの学習内容の復習課題だけでなく、教科書を使った予習的な学習課題を課す等の工夫も行っており、休業によるおくれは、午前中も申し上げましたが、8月末には取り戻せる見込みです。また、現在の学校での授業につきましても、密が重なることが避けられない内容については、中止をしたり順番を入れ替えたりして、カリキュラムを修正しながら実施をしているところです。しかし、今後来ることが想定される第2波、第3波に備える観点からも、例えば学校の対面授業において重点的に学習すべき内容と、家庭学習でも学習が可能な内容を精査していくと、これまでのカリキュラムを見直すことも想定した対応が必要になってくると考えております。

それから、最後の学力テストでございますが、全国の学力・学習状況テストにつきましては、資材の方は配布をされますが、全国的な実施は中止をするということですので、活用の仕方は学校に任せられているのですけれども、資材を活用して学力の定着状況を図ったり、学習に生かしていくというふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 生活リズムが乱れるとか、それが定着していない児童・生徒もいらっしゃるということでございます。ぜひともスクールサポーター、あるいはカウンセラー、そういうふうな職員も活躍していただいて、きちっとしたフォローができるように、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

カリキュラムの精選についても大体わかりました。よろしくお願ひします。

最後に、これはちょっと難しい法律の問題で、私も余りよく、法律そのものが難しいところもあるんですが、教員の働き方、先ほどの同僚議員の給食費の集金等は、そりゃあ会計がなれば、恐らくそれによってかなり、役場で集金の方をしていただけるということになるんで、一部、仕事がやりやすくなるように思います。ぜひそれはお願ひしたいと思うところでございます。この教員の1年間の単位の変形労働時間制というものは、今までの法律体系というのが、公立教員の給与特別措置法というのがあります。それ、1971年にできておまして、給与の4%を手当をつけて増額すると、その代わりに残業代は払わないと。それが長時間労働の要因の一つとなっておって、普通の民間職場では労働基準法第37条、残業代を支払うということで、長時間労働を防ぐ重要な制度であるわけでありまして、この公立学校の教員に限っては適応除外としているということで、長時間労働の一つの要因となっているということのようでございます。何度か学習しましたけれど、ここへある例の、ある中学校の先生ですが、朝7時に朝学習、授業プリントの印刷をして、それから7時半には学校へ行って教室整備、情報共有して、8時に主任の打ち合わせ、それから途中省略しますが、昼は給食指導、最後に仕事が終わって帰るのは、結局2時45分というふうなのが出ております。非常に教員の長時間労働っていうのは、物すごいものがある。昔言われてた、平均週1時間14分と言われてたんが、その十数倍に達するほど、1日十数時間で、そのような現実が物すごく乖離しているというふうなことでございます。これに対しては、やはり教員の

定数増だとか、不要不急の業務の削減、残業代ゼロ、そういうふうな法律を制定するとかして、実際に行政研修をなるべく省くだとかというふうにして、休日出勤や超過勤務に対して代休確保を厳密に実施するとかっていうふうなことで、かなりいい体制になったというのが、岐阜市などで16日間も公務閉庁日が実施して、休みがとれるようになって歓迎されていると、そういうふうな例があるようでございます。なかなか学校職場っていうのは本当に忙しいということで、言われているのが、忙しいときには忙しいように、暇なときには暇なようにっていうふうな変形労働時間制というものなんだそうでございますが、でもそれをやると、逆に午後6時から会合するとか、そういうふうな例が忙しいときには出てくると。逆にそれで教員の時間を縛って、過労死というか、そういうふうなものが、際限がなくなるというふうな考え方もあるということでございます。

いずれにしても、各団体で条例化をしなければできないということでもありますので、そういうのは返って本当に多忙化に拍車をかけるので、そういうことは控えた方がいいんじゃないかなと思いますので、和気町ではどういうふうな、これ、考えていくのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼いたします。

先ほど西中議員から、教員の変形労働時間制について、条例化をするつもりはあるか、多忙化に拍車をかけることになり、やめるべきではないかというご質問をいただいておりますので、ご答弁をさせていただきます。

議員もご承知のとおり、教職員の多忙が社会的な大きな問題となっており、その解消が喫緊の課題となっております。このような現状を踏まえて、教職員の働き方改革が、現在、進められております。その取り組みの中で、職務内容の見直しや時間外勤務の縮減等に取り組んでいるところでございます。和気町におきましても、本年度より和気町教育委員会、和気町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則、こういう規則で時間外勤務時間を1カ月45時間以内、1年間360時間以内と定め、教育活動の全般の見直しを、現場の教育職員とともに取り組んでおり、またその趣旨の周知と徹底を図っているところでございます。議員からお話がありました変形労働時間制とは、先ほどの説明にもありましたとおり、忙しい時期の平日の勤務時間を延ばして、夏休み等の長期休業期間の勤務時間を短くする、あるいは休日のまとめ取りができるようにする、そういった制度でございます。教育職員の職務の特殊性に鑑み、年単位で勤務時間の平準化を図ることができるということで、令和元年度12月に、先ほど言われました、いわゆる給特法が改正された際、地方公共団体の判断により、来年令和3年4月1日より、条例を定めることでこの制度の適用を可能とするものでございます。議員のご質問にもありましたように、学校現場は多忙をきわめておりますが、この制度を適用した場合、教育職員の働き方改革、すなわち勤務負担軽減につながるのか、私も学校現場にありましたので、学校現場の声を聞く必要があると思っております。そういった学校現場の声を踏まえ、条例化については判断をしまいたいと考えております。まずは、本年度より取り組んでおります時間外勤務時間、1カ月45時間以内の徹底を図り、教育職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 働き方改革ということで、教員の労働時間を短縮するというか、そういう考え方に立って、今、調査をしているというふうなご答弁だったと思います。感じとしては慎重にそこは判断していくというふうな形にとれたと思いますので、ほかの自治体の様子も見ながら、私としては余りいいことじゃないというふうな、私個人的には思ってるんですけど、ぜひ慎重な対応でよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。終わります。

○議長（安東哲矢君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、6月18日午前9時から引き続き行います。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時05分 散会

令和2年第3回和気町議会会議録（第8日目）

1. 招集日時 令和2年6月18日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年6月18日 午前9時00分開議 午前11時21分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教育 長 徳永 昭伸	総務 部長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一	財政 課長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一	民生福祉部長 岡本 芳克
産業振興課長 河野 憲一	総務事業部長 今田 好泰
教育次長 万代 明	学校教育課長 國定 智子
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 6番 山本 稔 2. 1番 尾崎智美 3. 9番 山本泰正	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、17日に引き続き一般質問を行います。

なお、昨日、8番 万代哲央君から一般質問の取り下げ申し出があり、議長権限でこれを許可いたしておりますので、ご了承願います。

それでは、6番 山本 稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

私の方からは、人口減対策で補助金を考えてはどうかということと、新型コロナウイルスの対策の今後ということでお聞きしたいと思います。

まず、人口減対策でございますが、現在、和気町では教育の先進地であるということから、移住が大変増えて喜ばしいことではございますが、旧佐伯町の時代にはUターンして帰ってきたら補助金を出すと、それから地元企業に就職したら補助金を出すと、そういうふうな人口減の対策をいろいろと考えて、とってきておりました。補助金を出すということは、出す基がないと出せません。旧佐伯町のときは、ふるさと創生というのか、1億円を各市町村に配られた、それを基にしてやっておりました。しかし、現在はふるさと納税のお金の方が財源として使えるのではないかと、こういうふうな補助金を考えて、少しでも和気町に若者が帰ってくる、そういうふうな対策を講じてはどうかということで、お聞きしたいと思います。

従前、和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略でいろいろと考えられて、教育のまちということのを推し進め、成功に至っているわけですが、この時期にいろいろと考えられて、こういうことも考えられたのかもわかりませんが、もしそこら辺で何か不都合というんですか、これはちょっとだめだというようなことがあって、こういうことを考えなかったとかそういうことがありましたら、そこら辺もちょっと聞かせていただきたいと思います。

また、同居する3世代の住宅に若い世代が同居で帰ってきたら、昔、2世帯住宅とかで補助が出ておりました。今、核家族化が進んで、若い人が結婚しても同居しない。近くには家をつくるんだが、古い家は嫌だということで、古い家がだんだん空き家が残ってきている。そういうふうな対策にも少しでもなるんじゃないかと思っておりますので、3世代の同居している若い夫婦には、ある程度の補助をしてはどうかというようなことも考えてみたんですが、どうでしょうか。

いろいろとお金を出せば済むというわけではないんですが、少しでもきっかけとか、和気町の魅力づくりに役に立てば、何とかこれから若者が外に行って勉強して、また和気町のために帰ってきて、頑張ってもらおうという助けになるのではないかと思いますので、ここら辺の考えをお聞かせください。よろしく願います。

○議長(安東哲矢君) まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長(寺尾純一君) 失礼いたします。

先ほど山本 稔議員からいただいた人口減対策に関する補助金事業の質問につきまして、Uターンの関係とあと3世代同居、あわせた形でお答えさせていただければと思います。

現在、本町で実施している人口減対策に関連した補助金事業としては、新婚世帯への住宅物件の購入または賃料等、あと引っ越し費用に係る費用に対して支援する和気町結婚新生活支援事業費補助金や町外からの移住者が空き家改修を行う費用に対して支援を行う和気町空き家改修補助金、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県といった東京圏から和気町へ移住した者に対する移住支援金等が上げられます。

支援の内容といたしましては、和気町にゆかりのある方に対する支援よりも、町外からの新たな移住者を獲得するという、そういう要素の強いものが多くございます。

他市町の状況を調べたところでは、Uターンや3世代のみに対象を絞った補助金制度を整備している自治体は余りなく、多くはUターンや3世代同居を含めた広い意味での移住・定住、そういったことを目的とした補助金の制度となっております。内容については、補助金額の多い少ない、それから対象の要件、そういったものにやや違いはありますが、多くは本町と同様に住宅購入、住宅改修、家賃、引っ越し費用等に係る費用への一部補助というイニシャルコストに対する単発的なもの、あるいは補助期間が1年、2年、3年といった一定期間のみといったものが多数でございました。

長期間にわたっての補助制度といたしましては、先ほど議員がおっしゃられたように、過去に合併前の佐伯町で3世代同居の世帯にしあわせ年金という名称で、ひと月当たり1,000円の補助金を支給する制度がありましたが、現在、同じような種類の補助制度を実施している市町村は、まち経営課の方で確認した限りでは確認することができませんでした。また、そういった3世代同居を条件とした継続的な補助制度の導入を考えた場合、同居の実態をタイムリーに行う必要が生じてくるということが想定されます。

個人情報取り扱いは非常にデリケートな事柄となりますので、転入、転出、転居、出生、死亡等、世帯員の変更に伴う補助要件の適否を正確に把握しながら、その制度を適正に実施していくことは、現状では非常に困難であるというふうに考えております。とはいえ、合併当時1万6,500人程度いた人口が、今は2,500人以上人口減となっております。人口減少が深刻さを増す本町においては、移住・定住の促進というのは、将来の和気町を守っていくための最も重要な課題であるとも考えております。

また、コロナ禍という世界的な危機の中でリモートワークの普及が進んだことや、密閉、密集、密接という、いわゆる3密を避ける意識が強まったことなどが要因となって、今後は地方への移住の流れが加速することが見込まれております。当課といたしましても、コロナ禍を経て生じてくるこの流れを逃すことなく、今後の移住・定住対策のあり方を見きわめた上で、町のホームページ、あとその他各種マスメディアを利用した和気町の魅力の積極的な発信とあわせて、新たな補助制度の創設や既存の補助制度の拡充等について、財源を含めて検討を行い、人口減少対策として効果的な施策を素早く講じていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

いろいろと調べていただいて、ありがとうございます。それで、和気町においては職員もそうですが、新婚の世帯が町内にとどまるという人もおられますが、町外に残念ながら住まいを構えて通勤されているという方がおられます。職員でさえそうでありますので、一般の若い人はなおさらだと思います。ですから、何かそこら辺の和気町に住んでもらうというような対策を何か考えてほしいと思います。ですから、今私が言いましたように、和気町に帰ってきて和気町に住む、それから和気町に家族を連れて帰ってきて一緒に住むとか、そういうふうな世帯が増えれば、おのずと子供もついてきますし、そういうふうな途中から東京、大阪圏から30代、40代の途中から来られた方より、まだ最初から長く住んでいただいた方がお金の方も長きにわたり優遇が受けられるような感じになると思います。住む人も得でありますし、それから町の方では人口が増えれば、それだけ財政面も少しでも逼迫がおくれるんじゃないかと思っておりますので、そういうふうなことを今すぐできるかどうかはわかりま

せんが、いろいろと考えて皆さんと相談しながら、今までとちょっと変わった方面からアプローチをして、人口減対策に役立ててみてはどうかと思いますが、そこら辺の考えを少しお願いします。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

先ほどのご質問についてですが、実際Uターンの補助金をほかの各市町で見ますと、単身で3万円、家族があって5万円というような形で、金額的にも余り大きなものではないというふうなものがほとんどでございます。そういったものになりますと、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、それそのものがUターンに直結するようなきっかけにはなかなかかなりにくいというふうなものになっております。

実際に、町に例えば移住される方とかを見ると、内容としては子育てのしやすさとか教育環境、それから防災、安全というようなこと、そこらあたりのところがやはり重視されるというような傾向にあるように見受けられますので、そういったあたりのことを町外のみならず、町内の方にもしっかりアピールをさせていただくと。やはり余り知られてない方というのも一定数いらっしゃるんじゃないかなというふうに考えておりますので、そういった情報提供もしっかりしてまいりたいと思いますし、あと補助金という制度でなくて、実際にほかの通常の支援ですね、福祉とかそういった面の方も充実をすとか、そういったトータルの部分で和気町をブラッシュアップするといった形の事を考えていかなくちやいけないんじゃないかなというふうに考えておりますので、そこらあたりのところで今後の人口減対策の方を考えていただければなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 通常の対策で考えていきたいということで、これは地道に少しずつかけていけないと思いますが、今まででもそうですが、情報の発信ということが遅いというんですか、発信の能力ですね、少しのところには伝わらないというのが今までの情報発信のあり方でありました。和気町の方も今はホームページも大分よくなりましたし、それから情報発信もいろいろなところでやるようになって、大分発信能力はあると思いますが、まだやっぱり知らないということが多いということは、その情報をどういうふうに皆さんのところに届けるかということが一番ほんなら課題になるんじゃないかと思います。ここら辺の課題をどうクリアしていくのか。今までどおりではちょっと難しい。ですから、いろんな区長、それから会社、そういうふうなところを通して、ふだん和気町にいないような人もおられますので、そこら辺の人にどういうふうにしたら周知ができるのか、考えていってほしいと思います。

これ、どういうふうにしたらええとかというのは、私の方も今浮かびませんが、少しでもお力になればと思います。うちの息子がまず最初、佐伯町のときに結婚して地元就職しました。お金をもらっております。よかったです。結婚した当初は、岡山市と比べると医療費も安くて、大変和気町は住みやすいと言っておりましたが、そのうち岡山に住むようになりました。なぜかという、やっぱり自分の生活スタイルが岡山の方がいろんなものがそろって便利だということで、夫婦ともどもやっぱりそちらの方がいいということで、そちらの方に家を買って出ていきました。私としては、少々不便でもちょっとしたら岡山まで行けるんだから、こちらに住んで通勤してほしいということを言いましたが、若い人はなかなか思うようにいかないのが実情です。

そこで、よそと比べて和気町がどんだけいいかというのを、そこら辺もアピール度に、和気町だけでなしに、よそよりもここら辺がすぐれてるんだよということをしっかりとアピールしていただきたい。ですから、若い世代、それから若い新婚夫婦の方等にそこら辺がわかるようなパンフレットとか、wake s u k uなんかはよそから来た人とか子供たちの親の人にはわかりやすく書いてありますので、そういったことを和気町に来て住んでいただく、それから帰って住んでいただく人に向けて、そういうふうなパンフレット等をつくって周知とかをしてはどうでしょうか。そこら辺のことをもう一つ、考えをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 今、山本議員の方からお話がございます例のUターンの関係、それから社会動態、実はご承知のとおり、ここコロナの影響でちょっと止まっておるんですが、このあたりもコロナが何とか終息をしますと、かなり日本の国内も生活環境が変わってくるんじゃないかなと、そんなことを思いながら内部では協議をいたしておりますが、以前に東京の方で山手線に中づり広告を出した、これの反響が非常に高くなっております。ただ、これには費用がかなり要るんです。ですけど、今話しておりますのは、何とかコロナが終息すると、できれば東京23区でキャンペーンを張っていこうじゃないかと、先手必勝だというような話もいたしております。そのあたりのことも本気で取り組んでいくことによって転入者を増やしていきたいなと、そんなことも思っております。

それともう一つは、今のUターンの関係ですが、Uターンの関係にしても和気町へ住んでいただいて、何とか就職の問題が一番だと思っております。佐伯の工業団地につきましても来年の3月末には完成をしまして、誘致事業も早急に優秀な企業を誘致する段取りをしていかにかいけませんから、このあたりのことも含めて、かなりPRをしていく必要があるんじゃないかなと思っております。特に受け入れ態勢につきましても、先ほどからおっしゃっておりますように子育て環境の整備、このあたりは非常に重要なことでございますから、このあたりの整備も本気で考えていきたいと思っております。

それから、住宅政策につきましても、宮田団地17区画、70坪ぐらいな区画で若い人にお住まいをいただこうと。その若い人にお住まいいただくためには、それなりの優遇的な条件をつけさせていただいて、分譲地で考えさせていただこうと、いろんな施策を考えながらおるところでございますが、いずれにいたしましても特に職員の町外の居住の問題をご指摘をいただいたんですが、これは特に一番身近な地方公共団体でございますから、緊急の場合、すぐに役場へ駆けつけて対応ができるというのが基本になってくるわけでございますので、いろんな諸条件はあるとは思いますが、そのあたりのこともご理解をいただいて、町内でお住まいをいただくように、そういう意識づけをしながらやっていきたいと思っております。個人面談も私もさせていただいたりする中で、それなりのお話もさせていただいておるところでございますので、このあたりも職員の皆さん方一人一人の考え方でございますから、これはどこに住んでも自由でございますが、何とか町内で、町の職員として、一番身近な町の職員として意識を高く持っていただこうと、こんなことも職員と話しております。一遍に解決はできないかもわかりませんが、徐々に解決をするように努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

いろんな助成制度、補助制度、このあたりのことにつきましても、前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、ご協力方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

町長が答弁をさせていただいて、これからいろいろ考えるということで、私たちが少しでも力になりたいと思っておりますので、その際にはいろいろと協議の方をよろしくお願ひします。

次に、新型コロナウイルス対策の今後はということでお聞きしたいと思います。

先日、全員協議会の方で同僚議員が商工業者に対するの援助ということでお願ひ等をされたと思っておりますが、これのことでそこら辺のことを少しはわかりました。

それから、きのうも同僚議員の質問の中に、今後の備蓄とかいろいろと対策ができていんだなあというのはわかりました。ですが、ここで更にもうちょっとお聞きしたいと思います。

和気町は新型コロナが発生した時点で、アルコール消毒液が私はないんじゃないかと思ったんですが、いろいろ備蓄をしていたようで、よその町と比べまして和気町は割とアルコール消毒液が手に入るというんか、各場所

に置いておられました。そういうことで、よそよりも早く消毒液なんか各所に置けるような体制ができつつないかと思われまます。そういうことでもありますので、これから第2波、第3波が来ると言われておりますが、どういうふうになるかわかりませんが、マスクが足りないとか、アルコールが足りないとか、消毒液が足りないとか、そういうときのための備蓄を少しずつして、そういうときのためにいろいろな備蓄をされたらどうかと思います。しているんだと思いますが、そこら辺の備蓄の量とか、それからどういうふうなものを備蓄されているのか、そこら辺のことを少しお聞きしたいと思ひます。

商工業者の方に対しての補助金なんですが、私もちょっと勉強不足でよくわかりませんが、売り上げが余り落ちてない、半分程度ですかね、売り上げが落ちたところにはかなり補助とかがあるみたいなんですが、少ししか10%、20%しかないようなところは補助がないんじゃないかというようなことも聞いております。

それから、新しく商売を始めて、前年の実績がないところもあると思ひます。前年の実績に応じて補助をするとかというのがありますので、そこら辺の前年実績がないところにはどういふふうな補助があるのか。

それから、実績がそんなに下がってない10%、20%のところには、どのような補助があるのか。

それから、問い合わせ等はないのか。そこら辺も含めて少しお聞きしたいと思ひます。

最近、よくテレビ等で聞きますのは、前売り券とか食事券の金額、1万円なら1万円、それを長期にわたって保有しておれば、先々使っていけるといういふ制度ですね、そういうところには商工会とかの後ろ盾で、その券がもし潰れて使えなくなっても商工会が負担するとかといういふことが報道されておりましたので、そこら辺のニーズがないのか。それから、そういうときには商工会の方に補助をするのか、そういうところも少しお聞かせ願ひたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

山本議員の新型コロナウイルス対策の今後はというご質問のうちのこれから先の備蓄について答弁させていただきます。

和気町の方では、平成29年度に災害時における和気町備蓄計画というのを策定をいたしました。災害に備えて、通常の飲み物ですとか食料品、それから毛布や災害用トイレ、避難所用のパーティションなど、計画的に備蓄を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症への初期対応の経験を踏まえまして、関係部署と調整をしながら備蓄品目を増やして、マスクや消毒液など感染症対策物資の備蓄もつけ加えております。マスクにつきましては、現在2万2,000枚、それから消毒液については手指の消毒、それから器具消毒、合わせて300リットルを確保しております。そのほかにも使い捨ての手袋でありますとか、ガウンなどの消耗品、それから非接触式体温計やフェースシールド、それから消毒用の噴霧器などの備品も購入をいたしております。

それから、町と社会福祉協議会の方では不要マスクの回収事業というのを展開しておまして、ご寄附いただきましたマスクは、教育機関や福祉機関等、マスクを特に必要とされる方への配布や災害時の備蓄品として活用させていただく計画で、現在300枚程度のご寄附をいただいている状況でございます。これは、7月31日まで展開をしております。

町民の安全・安心と健康のために計画的な備蓄と、それから入手ルートの確立を行ってまいりたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

山本議員の商工業に対してのこれからの対応はということにつきましてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスによる町内の商工業に対してのこれからの対応について、町内の中小企業、中小事業者の方においては、現在、持続化の給付金を初め、セーフティーネット等の融資支援、それから小規模事業者の経営改善支援や特別貸し付けなどの申請が行われているところでございます。この新型コロナウイルスの影響によって多くの方がお困りになっているというようなことから、和気町ではご家庭での生活に負担がかかっている町民の方々へ商品券を配布することで、町内の事業所でご利用いただいて、事業所が営業することで納入されている業者の方の支援にもつながるという観点から、第一弾の支援としてさせていただいたところでございます。

多くの事業所でご利用いただきたいこと、それから多くの事業所でご利用いただける商品券とするために、加盟店募集につきましても商工会からの募集とはなりますが、商工会加入事業者の方はもちろんなんですが、今までの商品券をした際の加盟店となっていたいただいた事業所の方、それからそれ以外の商工会に加入されていない方にも告知端末を初め、町のホームページ等によって周知をしてみたいと考えております。

また、国の支援策について、現在、産業振興課の方でも中小企業を対象に窓口を設けまして、対応させていただいておるところでございます。ご存じない方もいらっしゃるはいけませんので、更に周知を行いまして、相談内容に沿ったお導きができるように努めていきたいと考えております。

国の第2次補正の状況と県内の各自治体の取り組みの状況を踏まえまして、和気町の実情により今後の支援策を検討する中で、必要に応じて可能な限り情報収集いたしまして、検討してみたいというふうを考えております。

あと、もう一つご質問のありましたセーフティーネットとかの融資の関係でございますが、先般、件数につきましても申し上げさせていただいたところではございますが、今、相談を受けている業種の内容なんですけども、先日は2月ごろからは飲食業、それから4月からは製造業というような形で影響が出てきているというふうなことを申し上げさせていただきました。今現在、36件の申請が出ておまして、業種でいいますと製造業の方が13件、それから次いで卸売、小売業の方が7件、それから運送業がその次で5件、そのあと宿泊、飲食業が4件、医療・福祉関係が1件ございます。あとは、その他6件ということになりますけども、このような形でやっております。

セーフティーネットの申請につきましても、第4号、5号という2種類に分かれておまして、4号の方につきましては、20%以上売上高が減少したところにつきましては100%保証しますと、それから5号の方につきましては、5%以上で約80%の保証ということになっています。もう一つ、危機関連保証というのもございまして、これにつきましては15%以上の減少に対しまして100%保証されるということになっております。

前年比のない事業所につきましては、実際の事業計画とかそういうものを基に見込みといたしますか、積算になるかと思うんですが、それを踏まえて申請時に検討していくような形での対応となりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

まず、こういうことを聞くのは、今、5号で5%からできると、80%がね、売り上げの。そういうのは知らない方が結構おるのではないかと。うちはそんなに売り上げが減ってないんで、対象にならないんじゃないかと。言われる方を私も聞いておりますので、そういうふうなところの人の周知をもう少しされてはどうかと。うちは売り上げがよそと比べて減ってないので、もらえないとかという人も私は耳にしておりますので、そういう人には、きょう聞いてわかったんでお伝えはしたいと思いますが、そういうところにもまだ知らない方が結構いると思います。そこら辺でこういう人にも出ますよということを何らかの方法で告知をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 現在、産業振興課の方でも窓口を設置しているということを広く告知端末等を利用して、各企業、それから個人の方にも情報提供してまいりたいと思います。

いろいろな相談で、中小企業ではない相談もございます。ただ、窓口がハローワークになっておったり、商工会になったおったり、社会福祉協議会になっておったり、それから個人のことのご相談も今までにもありましたので、もう少し広く広報して、どういうことでお困りになっているかということ把握して、よい導きをしていけるような体制をやっていきたいと考えております。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

知らない方はやっぱり損をするということで、少しでもわかるように皆さんにしっかりと周知を徹底して、しときゃあよかったというような悔いの残った人が出ないように、よろしくお願ひしたいと思います。前向きなご答弁ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安東哲矢君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

次に、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

請願にもありましたように、新型コロナウイルス対策として本町でも営業を自粛した飲食店などの事業者が見受けられました。そういった方々に対して町としても感謝の意を示すとともに、可能な支援をしていただきたいと思ひます。

ここで言う支援とは、必ずしもお金を出せという意味ではありません。益原区長から請願の話をお聞きした際にも意見として伝えさせていただいたのですが、国や県で既に準備されている給付金などと重複する内容のものは、和気町として重ねて創設する必要はない。ただ、そうした補助金などの制度があることを知らず、届くべき支援が届かなかったということがないようにはしてもらいたい。そのため、情報発信をしてもらいたいといったことを意見として述べさせていただきました。区長もおおむね賛同してくださったようです。もちろんそうした国や県の支援では不十分な部分があれば、町として何らかの支援を考えていただきたいと思ひます。これは、益原区長の要望でもありますが、自粛した事業者などを対象に、協力ありがとうございましたといった内容の手紙を配り、それに添えて、そうした事業者を対象とした支援金の情報や相談窓口の紹介などの情報をお配りしてはどうでしょうか。

山本 稔議員からもありましたが、支援が受けられるのに制度があることを知らずに、受けられなかったということがないようにしていただきたいと思ひます。町の職員だけでは難しいようであれば、商工会や社会保険労務士といった専門家の助けもかり、告知放送も利用して対応してはどうでしょうか。それと並行して、町内の事業者の状況把握も必要かと思ひます。商工会に入っていない事業者も多いので、各事業者の業種、家賃、固定費の状況なども必要に応じて把握していくことが必要ではないかと思ひます。

質問いたします。

先ほど述べました感謝状の件、情報発信の件、商工会や専門家との連携の件、町内の事業者の状況把握の件などについて見解をお聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

尾崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆様を対象とした支援策につきましては、国も情報をまとめてホームページ等によって情報発信をしております。例えば、資金繰り支援のための実質無利子無担保の貸し付けでありますとか、大きな影響を受けた事業者の方に持続化給付金の制度でありますとか、様々なメニューが出されておりますが、和気町といたしましても商工業の担当部署であります産業振興課内に先ほど申し上げましたとおり相談窓口を設けて、窓口に来られた事業者の方にお話をお伺いして、該当しそうな支援策に係る情報提供をさせていただいているところであります。

また、商工会におきましても事業者の方の相談に乗りながら制度の説明、それからご案内をされておられます。議員がおっしゃられますように、自粛をされた事業者の方も売り上げが減少されて、各種支援策の対象になり得る状況になっていることと思われましても、情報を知らない場合、あるいは申請自体に難しさを感じられて申請がなされていないといった状況も推察されます。

先日、国の更なる事業者支援策のための第2次補正予算が可決されましたが、今後追加の支援策に取り組む際には、先ほど申し上げました情報を知らず、あるいは申請に難しさを感じられて、できていない方への対応も考えまして検討する必要があると考えております。

情報発信につきましては、和気商工会を通じまして周知をいただきながらも、広報紙やホームページ、告知放送などを活用して、自粛された事業者の方や商工会未加入の事業者の方にも情報が届くように周知をしてみたいと考えております。

それから、個人事業主の方などが手続が大変だと感じられて申請していない場合などにつきましては、例えば他の市町村でも社会労務士等に申請を委託した場合の費用の一部を助成しますとか、そういった支援も出てきておりますので、そのような取り組みの事例も参考にしながら、本来支援を必要としている方に行き届くように検討してみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

申請書類の作成が苦手な方もいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 新型コロナ関連で職員の方も大変忙しいことと思います。感謝しております。

職員も忙しいですが、町民も各種手続で煩わしい思いをしてる人も大勢いらっしゃるかと思います。私ごとですが、昨年度から矢田部区の総代兼会計を担当しております。通常の会計業務に加えて中山間地域等直接支払交付金の申請手続と多面的機能支払交付金の申請手続も会計である私がすることになりました。やってみて大変苦戦いたしました。初めてで、やり方がわからないこともあり、かなりの時間とストレスがかかりました。

農林水産省のサイトに行くと、申請書がダウンロードできるようになっていました。案の定、提供されていたのはマイクロソフト社のエクセル形式だけでした。以前、一般質問で取り上げた無料で使え、国際的な標準規格に認定されてるオープンドキュメント形式ではありませんでした。ページ内に農林水産省への意見募集がありましたので、意見を伝えました。エクセルを使っていない人にも配慮してオープンドキュメント形式のものもダウンロードできるようにしておいてほしいとの要望を伝えておきましたが、それよりもっと伝えたいことを伝えました。お役所へ提出する申請書類を書く際にありがちなのは、何度も何度も同じことを書かされるということです。多面的機能支払交付金の申請も年間10回近くの作業ごとに何度も参加者リストを書き、用紙ごとに団体名を書きといったように、申請する側も非常に時間と労力を使います。しかし、それ以上に問題だと思うのは、そういったデータが生きない、生かされてないということです。大企業はビッグデータを喉から手が出るほど欲しがります。農林水産省は全国からそういったデータが集まってくるにもかかわらず、それらを書類で提出させ

ているので、そのビッグデータが全く生かされていません。紙の上では全国的な傾向も見えにくいですし、傾向を見ようとするならば手作業での集計が必要となってきます。農林水産省に対して書類申請の合理化の提案をしましたが、ここからの提案は役場での業務でも応用できることだと思いますので、関係ないと思わず、はなから難しいと敬遠することなく聞いていただければと思います。

準備として、和気町矢田部区の交付金申請用のアカウントを作成します。アカウントというのは、インターネット経由で個人個人で何かをするときの権利のことです。メッセージのやりとりであったりショッピングであったり、個々のサービスを受けるために必要なことです。通常、ほかの人とは重複しないユーザー名を登録し、同時に本人であることの証明となるパスワードを送信することによって、接続先のサーバーコンピューター内の自分のデータにアクセスできます。次のようになれば、申請がとても便利になります。

矢田部区の申請者が農林水産省のホームページにアクセスして、申請書作成のページにログインします。ここでは、前年度の申請書なども見ることができます。過去に登録したメンバーの名前の入力が必要ありません。新しいメンバーの入力と退会するメンバーを指定さえすれば、会員の入力部分は終わります。あとは月ごとに何月何日にどういった作業をしたという入力をして、どのメンバーが参加したかをぼちぼちと選択していけば終わりです。

作業前、作業中、作業後の写真の提出も大変面倒なものでした。レイアウトをしたり、印刷をしたり、切り取ったり、貼り付けたりで一苦勞でした。しかし、オンラインでの申請であれば、必要な写真をパソコンから選んでアップロードすれば終わりです。必要であれば、アップロード後に必要な部分だけトリミングしたり、明るさを調整したりするような基本的な機能だけつけておけば、操作に迷うことなく、きれいに手間なく書類作成ができます。ややこしいように聞こえるかもしれませんが、申請者にとってはダウンロードしたエクセルにデータを入力して申請書を作成するよりは、はるかにわかりやすいはずで、画像のアップロードもそこまで難解なものではありませんし、それさえもパソコンで画像を加工したり、大きさを申請用紙におさまるように調整して印刷するよりは、はるかに易しいと思います。それだけでなく、プリンターインクが目詰まりしてるとか、途中でインクがなくなり買いに行かないといけないとか、印刷に失敗していららるとか、カラー印刷なのでインク代もばかにならないといったことから開放されます。申請がオンラインで完結すれば、どれほど楽でしょうか。

そして、繰り返しになりますが、最大のメリットは、それが農林水産省のデータベースに保存されるということです。全国各地のデータが集まり、写真データも集まれば、非常に有益なデータとなり、それらを解析することによって、よりよい政策が実現できるはずで、データベース内に適切に格納されたデータは自由に参照でき、複雑な条件を組み合わせての抽出もでき、自由に集計も計算もできます。皆さんがネットショッピングで使うページも、料理のレシピが多数掲載してるページも、ツイッターも、フェイスブックも全て背後でデータベースが動いています。そうしたデータベースのおかげで評価が瞬時に集計され、コメントが検索され、お勧めの商品が提案されるのです。

話を少し戻して、申請書を作成するときにダウンロードしたエクセルファイルですが、いわゆるエクセル方眼紙という方法で作成され、VLOOKUP関数などを駆使して、少しでも入力が楽になるようには工夫はされてきました。しかし、エクセルは表計算ソフトであって、表計算ソフトでしかありません。本町の役所ではどうか分かりませんが、企業や省庁ではこうしたエクセル病、エクセル中毒症、エクセル依存症が蔓延してるようです。もしそうであるなら、役所の業務を徐々に見直すべきです。優秀な若手を中心に、ある程度はデータベースが使えるように訓練すべきです。それほど難しいものではありません。

申請書に書かれた情報は、データとして全く役に立ちません。エクセルで作成したファイルは、パソコン内では検索可能なデータですが、ほとんど役に立ちません。ネットワーク上のデータベースに格納されたデータは有益なデータとなります。新しいことを覚えるのはおっくうかもしれませんが、応用範囲が広い、生きた知識です

し、新しいことができるようになることは喜びでもありますので、ぜひ若い人を中心にそうした基礎的なスキルを身につけてもらいたいと思います。

このようにデータベースを活用すれば、申請書の入力が必要最小限になります。何度も同じことを書く必要もなくなります。更に、手書きやパソコン入力だと、「リオ」さんの「リ」の字が理科の「理」になってたり、「里」になってたりというような記載ミスが生じやすく、場合によってはどっちが本当かわからなくなったりしがちです。しかし、データベースを利用すれば、参加者名リストから参照するので、そういったばらつきがなくなります。細かいことですが、名字と名前の間に全角スペースがあるとか、それが半角だとかといった表記の揺らぎもなくなります。

必要なデータの入力さえ終われば、作業日ごとの状況も年間を通しての状況もワンクリックでその結果を表示させることができます。人間の手作業と違って、矛盾する箇所や集計が合わないといったことはなくなります。表示した画面をそのまま印刷して捺印すれば、そのまま申請書にできます。というか、オンラインでの申請をもって申請ということになれば、プリントアウトの手間さえもなくなります。提出しに来る手間もなくなりますし、その方がデータの改ざんもできなくなります。

若旅議員からの提案もありましたが、申請書はできるだけダウンロードできるようにしておくべきで、わざわざ役所にとりに来ないといけないということは古いやり方です。コロナ禍でリモートワークをしているのに、判こを押すためだけに出勤せざるを得ないという滑稽なことが起こっております。そのことから、日本特有の判こ決裁という文化の見直しを求める声も高まっています。このデジタル時代に本人確認がいまだに印鑑というのは、時代錯誤も甚だしいと思います。オンライン申請者にとって集計間違いがなくなるということは、チェックする人にとってもチェックの手間が省けるということです。そうした書類の不備を探すチェックは生産性のない仕事であり、優秀な公務員がそんな単純作業に時間を割かれるのはもったいないです。

私の記憶では、昔は学校や教育委員会に提出する書類に毎回子供の名前だの、保護者の名前だの、住所だのを書いて提出していました。しかし、今は児童の現況報告書なども児童名、保護者の住所、生年月日などはあらかじめ印刷されたものが届けられ、変更がある箇所だけを記入すればいいので、手間が減りました。これは、恐らくエクセルではなく、データベースを利用したことだと思います。このように、データベースが既に利用されている分野もあります。エクセルは表計算ソフトであり、データベースの方が便利な場面ではデータベースを利用すべきだと主張しました。

多少パソコンに詳しい人は、私がエクセルの代わりに、同じくマイクロソフト社のアクセスを使えと主張しているのかと誤解するかもしれません。確かにアクセスはデータベースソフトですが、比較的高価なソフトウェアで、多くのパソコンに標準で入っているワードやエクセルとは違い、最初から入っていることはまずありません。データベースの高性能なものがオープンソース、つまり設計図公開で開発されていて、無料で使えるものが幾つかあります。My SQLやその後継のMaria DBなどがそれに当たり、利用実績も多く、採用に適切だと思います。わざわざ高価なオラクル社のデータベースを使う必要もありませんし、マイクロソフト社のSQLサーバーも不要でしょう。マイクロソフト社のアクセスというデータベースソフトは、ワードやエクセルと同様に、それがインストールされているPC内で処理するものです。アクセス内のデータを共有して、他の端末から参照するような使い方は一般的ではありません。必要なデータはサーバーコンピューター内のデータベースに集約し、他のPCは端末としてそのデータを参照するという使い方です。こういった使い方は、日常の役所の業務でもしていると思います。

ちなみに、農林水産省に意見を出した際のメールフォームには、いただいたご意見にはできるだけ2週間以内に返事をするように心がけているといった文言があったように記憶していますが、あれから2カ月になりますが、返事ありませんし、ダウンロードのページの変更もされていません。

日本のような先進国の農林水産省という巨大な組織でさえもビッグデータの有効利用という意識が低いということに唖然とします。省庁にも地方自治体にも民間企業のようなマインドを持ってもらいたいと思います。民間企業が応募者に抽せんで豪華なプレゼントを提供したりするのも、顧客の住所、氏名、年齢といったビッグデータを集めるという側面が大きいのです。省庁は有益なビッグデータを集める機会をどぶに捨てていると思います。農林水産省でさえもそういった状況ですから、一地方公共団体である本町に高度なことを要求するのは酷だとは思いますが、しかし、まずは意識の改革、つまりデータはエクセルで処理するのが当然だという意識からの脱却から始め、パソコンに明るい若者から少しずつデータベースになれていただくように希望します。

質問に移ります。

できるところから業務改革していく、申請書をダウンロードできるようにしておく、過度なエクセル依存症からの脱却、町内のデータですのでビッグデータとは言いませんが、町民のデータの有効利用活用、それを実現するためのデータベースの有効活用といったことについてどのように思うか、どのようなところから始めてみようと考えているかなど、お聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼します。

それでは、尾崎議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

役所への申請書類等の手続の簡素化、負担軽減、情報のデータベース化、情報の有効利用などの状況と考えはについてであります。町の住民情報のデータベースは住民基本台帳が基本となっております。住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、町民の方々に関する事務処理の基礎となるものでございます。

住民基本台帳を基礎として行う事務につきましては、選挙、国民健康保険、介護保険、国民年金、児童手当、住民税、学齢簿、印鑑登録証明、予防接種、生活保護、その他の保健・福祉サービスなどの事務処理などに使用しているところでございます。

それぞれの各課におきまして事務処理に使用するための抽出しました情報データは、特定のパソコン等に集約しまして、他のパソコンは端末として、そのデータを参照しながら課内業務に使用するという方法をとってございます。町といたしましては、住民の方が役場への申請手続が簡素化できるよう日々調査研究をいたしまして、せんだって若旅議員からのご要望がありましたダウンロードの問題、先ほど尾崎議員が言われました申請書類等につきましても十分町民の方がダウンロードして活用できるよう考えていきたいと思っております。

調査研究を進めまして、事務改善の可能な場合には速やかに改善を図りまして、行政運営を行っていきたくと考えておるところでございます。しかしながら、町がホームページなどで提供している申請書類等のファイルにつきましては、現在エクセル等が主体となっております。国際的な標準規格に認定されておりますオープンドキュメント形式の形式ファイルではございません。このことについては、全国的に取り組みが広がっております。国におきましては国土交通省、経済産業省、県におきましては徳島県、それから福島県の会津若松市、大阪府の交野市等が導入されているようですが、その動向等を見きわめまして、今後、和気町への導入についても考えて、方法、範囲、費用対効果について先進事例等を参考に調査研究を進めてまいりたいと思っております。

メリット等につきましては、パソコンの導入コストの削減、文書の標準化、町民のサービス向上等につながるということがございますが、デメリット等につきましても、国、県の使っておりますアプリケーションソフトはマイクロソフト社製がほとんどでございますが、そういったものとの互換性、それと業務システムへの移行の問題、それからマクロの有効性の問題等が考えられるかと思っております。

次に、行政手続のデジタル化と町民データベースの有効性についてでございますが、議員がおっしゃられます

ように、データベースを使用し、行政手続デジタル化が導入されれば、町民の方の申請手続の負担軽減や町職員の業務の大幅な軽減につながり、様々なデータ分析等が容易に行われるようになります。

一方、町としましては、全町民が等しく利用可能な手続が必要であり、デジタル化にはパソコンの所有、インターネット環境の整備等が前提となってくるかと思えます。町民の方は申請時に必要なパスワードの管理が求められるかと思えます。新聞報道等でご存じのことでしょうが、先日、特別定額給付金のマイナンバーカードでの申請にもありましたパスワードの忘れ等によりまして、窓口が混雑するトラブルが見受けられております。ITになれられている方には大変メリットが大きいものかと思えますが、なれられていない方にとりましては、従前どおりの手続が容易と考えておるところでございます。

行政手続のデジタル化等につきましては、昨年12月に議員がおっしゃりましたが、そちらの専門的セキュリティ問題、これは大きな世界的にも問題になったこと等がございますが、そういったセキュリティの問題、今後の対応について慎重に検討を進めまして、行っていきたいと思えます。議員におかれましては、ぜひ専門的な知見からよりご指導、ご助言をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

徐々にでも進めていただきたいと思えますし、手書きで申請されてる方も多いというふうにお聞きしました。高齢者が頑張らされてるんだなあと思っております。そういった方はもう従来どおり紙でやっていただいて、できればインターネット上でできるようにしていただくと助かります。

セキュリティに関して多少補足しておきますと、セキュリティに関しては、和気町のサーバーには例えばホワイトリストに登録されてるパソコン以外からはアクセス禁止するとか、和気町以外からのIPアドレスは遮断するなどの解決策もあるかと思えます。それから、安易なパスワードを設定させないような工夫とかそういったものもあります。

それから、平成27年に日本年金機構から125万件を超える個人情報が出た問題がありましたが、コンピューターウイルスに感染した職員の端末を通じて、年金情報管理システムに対して不正なアクセスがあつて、情報が流出されたとされていますが、これなども私に言わせれば初歩的なシステム設計の不備ではないかと思えます。一般にデータに対してアカウントのグループごとに権限を段階的に制限しておきます。そして、現場の職員の端末からは業務に必要な最低限のことしかできないように限定しておくべきです。仮にどんなに頑張っても1日に窓口での対応できる件数が100件であるならば、100件を超えたらそれ以上アクセスできないようにしておけば、仮に悪意がある職員がデータを故意に流出させたとしても、何万件といった単位での被害にはならないはずですよ。

続いて、3つ目の質問をさせていただきます。

1年ほど前に文部科学省がGIGAスクール構想を打ち出しました。このGIGAスクール構想については、若旅議員、太田議員からの質問もありましたので、最初の質問は省略したいと思います。

個人的には、このGIGAスクール構想はとてつもなくワクワクすることで、この流れはもっともっと促進すべきだと考えます。先日、教育委員会で導入に当たっての技術的なことについてのお話をさせていただきました。積極的に質問も飛び交い、充実した勉強会になったと思えます。GIGAスクール構想にはブロードバンド環境も必要になりますが、そのあたりの検討も児童・生徒へのアンケートを実施するなど、既に動き出しているようです。

GIGAスクール構想により、従来の教育上、学習上の課題が解決に向かいます。ICT化を推進することによって、教育現場が血の通わないものになるとか、教室での一斉授業がなくなるということではありません。教

室での授業もよりダイナミックなものに変わってくるでしょう。今までは、教師が挙手した児童を指名したり、意見をノートに書かせ、机間巡視で意見を拾い上げたり、授業を進めたりしていました。机間巡視というのは、教師が机の間を移動しながら巡視することです。タブレットを導入することによって、子供が打ち込んだり書いたりしたものが教師のPCに集約されたり、それをほかの子供たちにも見えるように大画面で表示したりすることができます。それにより、ユニークな意見を取り上げたり、教師の意図に沿った授業展開がしやすくなります。

教育現場には、落ちこぼれの問題とその逆の浮きこぼれの問題があります。浮きこぼれとは、学力の高い子供が授業内容に物足りなさを感じたり、疎外感を感じたりすることです。一斉授業だと、ある程度それは避けられないことです。スポーツの世界では飛び抜けた子供に英才教育をすることは称賛されますが、学習においてはハイレベルな子を特別視して伸ばすことに否定的な意見もあります。更に言うと、数学だけが断トツにできる子に苦手な国語を詰め込んだために、そのずば抜けた数学の才能を台なしにしてしまうこともあります。ずば抜けた才能の持ち主が社会を変える発見や発明をして、世界や日本のために偉大な貢献をするのです。宿題においても、子供の学習の進捗状況によって宿題のレベルを個々に変えるというのは困難でした。しかし、タブレットを利用すれば、それが可能になります。算数の問題でもレベル3の問題が3問続けて正解したら、次はレベル4の問題が出されるとか、レベル3を2回続けて間違えたら、レベル2の問題が出されるというようにすれば、常にその子供の学習レベルに合った問題に挑戦し続けられます。どんどんレベルアップしていく過程が教師にも子供自身にもわかりやすく、ゲーム感覚もあり、無駄の少ない効果的な学習になると思います。

小学校の娘の宿題を見ても、当然ながら一律の宿題が出ています。漢字をノートの升目に沿って下まで書いていました。私たちの世代も同様な宿題をしていました。そういった宿題の場合、ありがちなのは、漢字を覚えるために書くことではなくて、一番下の升まで漢字を書くことが目的となることです。なので、先にごんべんだけを下まで書いてといったような流れ作業的なことをやりがちです。それで覚えられればいいんですが、悪平等だなど思ったりします。私が教師なら、一番下まで書かなくてもいい、行の途中でも自分が覚えられたと思ったところでやめていいというルールにするかもしれません。その方が覚えようという方向に意識が向かいます。ずるをする子供もいるかもしれませんが、それはそれで別な対応もできます。

話を戻しますが、タブレットの活用によって、全ての子供にオーダーメイドな学習が提供できる可能性が広がります。文部科学省のGIGAスクール構想にはなかったと思いますが、その先に教科書のタブレット化という流れにも結びつけばいいと思います。小学校の子供のランドセルが重過ぎることが問題となっています。昔に比べて、フルカラーの教科書が当たり前になってることにも原因がありそうです。教科書がタブレット化されれば、重い教科書ともお別れです。教科書忘れもなくなります。

議会のタブレット化についても説明会に参加してわかりましたが、議案書の隅にメモをしたり、アンダーラインを引いたりすることができます。それだけでなく、その情報はクラウド上の自分のアカウント内に保存されるので、タブレットを買いかえてもその情報は引き継がれます。もちろん検索も一発ですし、予算書の何ページといっても数字入力だけで開けますし、議会事務局が操作して一時的に、強制的にそのページを表示させることも可能なようです。

話を戻します。紙の教科書と違って、タブレットでは映像も音も出ます。カッコウの鳴き声やホウセンカの種が飛ぶ瞬間の映像など、紙では伝わらないものもあります。更に期待するのは、複数の教科書を見比べることができるようになることです。例えば日本史の教科書などは、採用する教科書によって大きな差があります。最も自虐的と言われる学び舎のものとその対極にある育鵬社や自由社の教科書では、日本や日本史に対する印象が全く違ったものになります。個人的には、子供には学び舎の教科書で学んでほしくないと考えていますが、逆の意見の親もいるかとは思いますが、学校の授業では、採択した1社のものを中心に学んでいくようになるかと思いま

すが、疑問に思ったときに子供が別の視点でも見れるようにしておく、つまり別の教科書も参照できるようなことは有益なことではないかと思います。

質問に移ります。

学校教育にタブレットを導入した後、町としてどのように有効利用活用していく計画か。有効利用の方法は、ある程度自由度があるものなのか、それとも文部科学省の縛りが厳しいものなのかなど、そのあたりのことをお聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

それでは、尾崎議員から質問のありましたタブレット導入後の活用等についてご答弁させていただきます。

昨日も申し上げましたが、GIGAスクール構想は、子供たち一人一人がタブレットを鉛筆やノートと同じように活用しながら、これからの社会を生き抜いていくための問題解決能力を身につける学習、あるいは多様な子供たちにそれぞれのニーズに応じた教育ができる、そういった環境の実現を目指したものであります。

導入後の活用でございますが、そういったゴールを学校と教育委員会が共通理解をすること、共有することが出発点であるというふうに考えております。

具体的な活用の場面としましては、先ほど尾崎議員もいろいろと具体的な例を出してご説明くださいましたけれども、教科の授業における情報の収集や、それから撮影などによる記録、それらを組み合わせた発表やレポート、作品の制作、そういったものの情報発信、それからそういった発信された情報についてのお互いの交流、ドリル学習等が上げられます。また、教科の学習以外にも児童会、生徒会活動であったり、行事の練習、それから家庭学習や遠隔授業等、ありとあらゆる場面が想定されます。ただ、ほとんどの教師は1人1台端末の環境での授業の経験はないことから、まずは教師が使う場面を知り、授業内で活用場面を設定するところから始める必要があります。

昨日も申し上げましたが、県の教育委員会やICT機器メーカーとも連携をしながら、令和5年度末までの4年間という長期的視野に立った計画的な研修を行い、指導体制を確立しながら段階的にタブレットの有効活用を推進してまいりたいと考えております。また、この有効活用が軌道に乗れば、効率的、効果的な学習ができるとともに、教師の働き方改革にもつながるというふうに考えております。

活用の方法については、ある程度自由度があるものですので、和気町の子供たちの現状を踏まえ、よりよい活用方法を今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） ありがとうございます。

夢が広がることだと思います。それもうまく利用できればのことですが。以前、いわゆるゆとり教育というのが評判が悪かったんですが、個人的には方向性としてはそんなに間違っただけに思っていないんですが、それを現場に丸投げして、十分な予算もつけず、教師の研修もしなかったことが原因ではないかなあと考えております。そのようなことが今回のことでも、タブレット化でも起きないように願っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9番 山本泰正君に質問を許可します。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 議長の許可を得ましたので、私は新型コロナウイルス対策につきまして質問をさせていただきます。このことにつきましては、同僚議員の質問も多くありましたが、現在の和気町にとって重要課題と認識し、重複部分も多々あるかと思いますが、質問をさせていただきます。

まず、和気町の単独事業についてお尋ねをいたします。

県の補助金2,600万円と財政調整基金2,000万円を原資に町民1人当たり7,000円の商品券の配布、あるいは修学支援金の給付など、大いに評価できる部分も多々あります。しかし、自営業者、一人親方など、そこらあたりの調査、検討、ここらをどのようにされたのか。そして、今後どのような方向に進むものかをまずお尋ねしたいと思います。

次に、和気鶴飼谷温泉の新型コロナウイルス対策に対する減収と今後の運営についてお尋ねをしたいと思います。

今議会において財政調整基金を取り崩し、1億5,000万円を温泉会計に繰り入れするという補正予算が提案されております。温泉会計は、平成24年に和気北部衛生から1億500万円の支援金を受けて、和気町が引き継ぎいたしました。8年間経過いたしました。ほぼその支援金も使い果たした形で、現在1,300万円程度の剰余金となっております。平成28年には源泉ポンプ改修に2,580万円、一般会計からの繰り出し、実際はもう既に赤字経営になっているというような状況でございます。この8年間でどのような改革、経営改善がなされたか。また、今後どのような改革をし、運営をするのか、改善するのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、山本議員の新型コロナウイルス対策で和気町単独事業についてというお尋ねでございます。

これは、前回の臨時会のときにもお話を申し上げましたが、先ほど議員の方からもおっしゃっていただきましたが、県から2,600万円、それから国から1兆円の交付金の中で9,960万円交付をしていただきました。それとあと和気町の一般財源を2,050万円でございますか、上乗せをして事業をさせていただきました。この事業についての説明はもう十分ご承知だろうと思っておりますので、省略をさせていただきます。

今後につきましては、単独事業等についてどうするかというお話でございますが、先日、ご承知のとおり国会で審議をされまして、第2次補正予算が衆参両院とも議決をされたわけでございます。今後、地方への具体的な交付金の配分っていうのがまだ示されていない状況でございます。これが示されてまいりますと、次の支援策について実施をしていきたいと思っておりますが、その中でも情報によりますと、次の交付金については各自治体っていうんじゃなしに、基本的には商工業者、手厚くそのあたりの経済の方へ軸足を置いていこうというような考え方の中でやっていくというようなお話も情報で漏れ聞いておりますが、実際にはまだご指示はいただいていない。ご指示がいただければ、関係機関とも十分協議をしながら、持続化給付金であるとか、そのあたりのことについても個人事業者、町内へ290社ばかりの法人があります。あと個人事業主の方々、これの把握についてはいたしておりませんが、かなりの数おられると思います。このあたりの実情、このあたりの調査をしながら、情報も集めながら、個人事業主に対するの対応、このあたりも取り上げていきたいなと思っております。

また、水道事業等につきましても、全国的にも水道事業に対しての料金の猶予であるとか、それから減免であるとかというような事業に取り組んでおられまして、よそのことはどうでもいいんですが、私の町でも5件ばかりは水道についての問い合わせもあったようでございます。このあたりのこともぜひ取り組んでいきたいと思

っておりますが、何にしてもこれから夏になってまいります。水道の節水っていう意識のあたりが料金をもし軽減をしたりしますと、そのあたりの意識も薄らいでくるんじゃないかなというような懸念もありますが、いずれにいたしましても水道料金そのものは今後、次の支援策の中で考えていきたい。

それから、個人事業主に対しても、できるだけことはやっていきたいなど、そんなことを考えながらおるところでございますので、どうぞ今後におきましてもご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それから、和気鶴飼谷温泉の今後の方針ということでございますが、和気鶴飼谷温泉につきましては平成7年にオープンいたしまして、平成13年度、14年3月31日、14年度までは収支が非常にいいという状況でございましたが、平成15年度から赤字に転じてきたというような状況で、職員の削減とか合理化とか、このあたりのことについてもかなり厳しくやってきたというふうに聞いておるところでございますが、私に対応させていただく30年からにつきましては、基本的にはいつも申しておりますように、華美でなくてもいいから、きちんと清潔にすること、サービスに徹すること、それから食べ物がそれなりに評価されること、この3つの原則を守りながら前向きに取り組んでいけば、平成7年から13年、14年までは収支がいい状況でいったわけでございますから、必ずその状況に戻ってくるというようなお話を職員にしながら取り組んでまいったわけでございます。

ところが、結果的には先ほどもお話がありましたように、24年に引き受ける段階、そのときには私もちょうど議長をやらせていただいております、できれば赤磐市あたりがひとつぜひ、もう赤磐市へ持って帰って、赤磐市で経営してほしいというようなお話も、私もかなり厳しい話を赤磐市とも備前市ともしたんですが、結果的には和気町へあるもんですから、和気町で何とか引き受けてほしいという話の中から、職員も含めて引き取らせていただくのに1億500万円、これは私は4億円ぐらいの提示をしたんですが、どうしても解決がしない、理解をしていただけないという中で、1億500万円でおさまったわけでございます。1億500万円は、基本的には機械設備の改修に重点を置いてやらせていただいて、あと残ったものを運営費に充当させていただいて、今1,000万円少々、会計の中で残ってきておるといような状況があるわけでございます。

昨年は、コロナが発生しない段階では、収支を見ていただいたらもうわかっていたと思います、このままの状態ですと2月、3月がコロナがなかったら150万円ぐらいな黒字会計でおさまるなという見通しをつけながら運営をいたしておったところが、昨年の12月の武漢を皮切りにコロナウイルスの感染が蔓延してきたという中で、休まざるを得ないと。できれば何とか引き続きやりたいという気持ちの中で、4月13日でしたか、それまではよそが休みょうたんですが、和気鶴飼谷温泉だけがどうして開けるんならという批判もあった中で、休まさせていただく以外にない。町民の皆さんの健康を考えた場合、あれを開けるわけにはいかないということで休ませていただいて、その欠損が1カ月休めば人件費、それに動力費、このあたりを考えて、それから6月から再開をしておりますが、すぐにもとに戻らないというような状況もありますので、積算根拠を示しながら1億5,000万円、財調を充当させていただきたいというお願いを現在させていただいております。これはひとつぜひご理解を賜りたい。

あの施設は、和気町の町民の皆さん方の財産でもあり、あの施設を何とか運営をしていくことが和気町のシンボルであるというふうに私は思っております。どこへ行きますとも、和気っていいましたら、ああ、和気鶴飼谷温泉かというような評価もいただいております。特に高齢化率も40%近くになっておる状況の中で、高齢者の健康研修施設としても今後、軸足を少々福祉の方に重点を置きながら、高齢者の健康研修事業、このあたりもあの施設の中で有効に活用させてほしい。6階建てのビルを持っておる町は、この近辺ではもう和気町だけでございまして、町民の財産でございますから、この施設を有効に活用して運営をさせてほしいと思っております。特に近畿圏あたりから多くの皆さんにご利用いただいております。

それから、最近では町内に宿泊施設っていうのが民間では1軒あるだけでございます。その他はもう今、宿泊

施設がなくなっておる。和気鶴飼谷温泉と民間が1軒というような状況でございますから、赤磐市にも宿泊施設がないと、備前市にはあるんですが、そういう地域の実情というのもありますから、特に里帰りをされた方のそれぞれの家庭の建築状況というのが変わってきておりますから、なかなか泊まるのにその家へお泊まりいただけないというような状況がありますから、和気鶴飼谷温泉にお泊まりいただいたり、墓参りに帰られたら和気鶴飼谷温泉に泊まっていたり、いろんな形で和気鶴飼谷温泉をご利用いただいておりますので、今後におきましてもこのあたりのことを考えながら、先ほども申し上げましたように福祉の方にも軸足を置きながら、いろんな形の中であの施設が有効に活用されていくように、特にまだまだコロナの感染の防止につきましても万全を期しながら、運営についても皆様方のご協力をいただきながら、スクラップ・アンド・ビルドに努めながら、末永く健全経営に努める覚悟でございますので、どうぞよろしくご指導のほどお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

(9番 山本泰正君「実態やこわかるのを調べとんなら、ちょっと先言うてくれんの」の声あり)

○議長(安東哲矢君) 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長(河野憲一君) 失礼いたします。

山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの町の単独事業のことでございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、今後の状況につきましてワクチン等ができ上がって、インフルエンザの対応と同じようなことができるようになって、個人差もあると思いますが、住民の皆様が安心が備わるまでまだまだいろんなことが出てくるのが予想されますので、今回大きな中では商品券事業をさせていただいておりますが、中小事業者、個人事業主の方の実情の把握、これに努めることとともに、国の補正内容と県内近隣市町が実施している独自施策についても情報収集に取り組み、きめ細やかでタイムリーなものを検討してまいりたいと考えております。

次に、和気鶴飼谷温泉につきましてですが、先ほど町長が申し上げましたとおり、現在25年を迎えております。町民の方々からいろんなお声かけをいただいておりますが、生きがいに感じられておる施設でもございます。ほかの地域にはない和気町の貴重な財産ということでございます。6月以降、一部制限を設けさせていただきました、営業を再開させていただいておりますが、お客様の中でまだまだ不安が解消されていないこともありまして、なかなか予約が入りにくい状況でございます。

平成30年度には西日本豪雨災害、そして令和元年度の終盤には新型コロナウイルスの関係によりまして利用客の減少を回避することができず、厳しい状況が現在も続いております。しかしながら、そのような厳しい中でご利用いただいているお客様にふぐあいを感じさせないように、可能な限り少人数での運営ができるように、職員一人一人が複数の業務をこなせるように多業務化に努め、可能な限り職員で対応するように人件費の削減にも努めてまいりました。

先ほど町長の話にもあったように、和気鶴飼谷温泉はサービスと清潔とおいしいという、この3本柱をモットーに、お客様の利用しやすい客室のアメニティーの充実であるとか、それから毎月のレストランメニューでの売上品目の研究等につきましてもそういうことを行いながら運営をしております。令和元年度につきましても何とか収支の面でもよい結果が残せるのではないかなという、そういう見込みで運営をしておりました。

新型コロナウイルスにつきましては、日本だけの問題ではなく、世界中に多大な影響を及ぼしております。誰もが予想できない事態でありまして、この影響が今までの自然災害の比ではなく、終息の見当もつかず、大変厳しい状況になっています。最低限度の人員配置の中で、職員を初め従業員一同、精いっぱい頑張っておることをさせていただきます。

今後、たちまちは厳しい状況が継続していく中で、今現在、各都道府県において県内の方が宿泊施設、その地

域のお客様が宿泊されたりする、各都道府県の中だけでの取り組みが現在考えられておるといことも聞いておりますし、新型コロナウイルス感染症の流行の終息後に地域活性化のための需要喚起を目的とした、特に甚大な影響を受けております観光業、それから飲食業の業種を対象に、期間を限定して官民一体となって需要喚起キャンペーン、いわゆるG o T oキャンペーンという事業についても今現在8月ぐらいからというふうなお話も聞いておりますが、可能な限り積極的に取り組んでいきたいと考えております。

職員数の推移につきましては、平成24年度和気町になってから14名、最初は職員がおりました。随時行きて、25年は13名、26年は12名というふうに推移してきました、令和元年が11名。今、令和2年現在は10名でやっております。それに対する人件費につきましては、24年当初につきましては1億2,800万円で、最低賃金の増加であったり、職員の給料にもよりますが、昨年度は1億4,000万円というような形になっております。昨年度でいいますと、そういう調整を踏まえ、たくさんの業務を1人でこなしていこうというふうな調整を行いまして、約170万円ぐらいの人件費の削減を行っております。

一日でも早く新型コロナウイルスの終息を迎えまして、県内外のご利用いただいておりますお客様を初め、町内の企業関係の方々や近隣で仕事をされている業者の方々、何よりもご利用いただく町民の方々に気持ちよくご利用いただけるように、今以上に研究と工夫を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 同僚議員からも質問がございましたが、固定費、特に家賃を支払いながら自主休業に追い込まれた商店、あるいは一人親方等の人数や調査は5月の時点でちょっとお願いしたんで、調べてくれとかな思ったんですが、なかなか調査も平等性もあって難しいというのも理解しておりますんで、そこらあたりもぜひこの問題で職員も大変だと思うんですが、調べていただきたいなというふうに思います。

温泉会計への1億5,000万円の運営費の補填、町民の大切な基金を取り崩しての補填でございます。ここらあたり、コロナウイルスで非常に困窮している自営業者等、どんな思いでしょうかね。ずばっとというのは、ちょっと問題があるんじゃないかなと。ぜひともこういうときだから、弱者対策を実施してほしいなというふうに思っております。

それから、町長の方からもちょっと話がありましたが、交流の深い近隣市、例えば備前市では持続化の給付金、最大50万円を上乗せするというような情報もございます。水道料の減免、赤磐市においては水道料の4カ月の減免とか、ここらあたりも町長から水道を考えたいという発言もございましたが、近隣市とのバランスも大切だと思いますので、ここらあたりもよろしく願いしたいと思います。

それから、ちょっと方向が違いますが、これは町民からの声もあったんですが、兵庫県ではありますけれども洲本市、ここ、市長、特別職、議員の6月の期末手当全額返上、こういうニュースが流れております。岡山県においても岡山市、倉敷市、隣の備前市においても市長や特別職の期末手当の一部減額等の報道もございます。和気町議会におきましても一部の議員から、議員の期末手当の減額の検討の声もございましたが、同調はできておりません。執行部のこの考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、温泉のコロナウイルス対策、4月、5月の休館、これは本当に大変なことだと思います。問題点ですが、町長からも指摘されておりましたし、ですがこれは特別会計で、独立採算制の特別会計でございます。人件費が最大の問題ではないでしょうか。総額が1億4,000万円、事業収入3億3,000万円ですか、これもとの予算です。当初予算です。人件費が45.5%を占めるとというような状況で、健全運営は非常に難しいと。24年の和気町への移管当時の正規職員1人当たりの人件費約600万円、これ1人当たりですよ。現在は1人当たり700万円。8年で1人当たり100万円、これははしようがない、公務員待遇で1年に幾らずつ上がってくるわけですからやむを得ないんですが、この人件費のウエートが一番の原因ではないかなというふうに思っております。

今回のコロナウイルス対策、1億5,000万円という数字が出てくる時期でございます。大きな改革が必要ではないかと思えます。例えば、町長の気持ち、初代の支配人であったり、議長経験もあり、いろんな意味で温泉への気持ちはわかりますが、非常に財政的にも厳しくなってきた和気町財政の中で、指定管理あるいは売却、業務の縮小など、大なたを振るう時期ではないかなというふうに私は思っております。ここらあたりの見解をお聞きしたいと思います。

なお、三保高原のりんご園、風車とともに佐伯町のシンボルとも言えるロマンツェ、これはコロナウイルス問題で非常に困窮しているという情報を得ております。和気鶴飼谷温泉へは1億5,000万円。指定管理とはいえ和気町の施設でございます。持続化給付金と雇用調整金のみで、なかなか健全運営はできないと思っておりますので、ここらあたりもどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、再質問の中で町長の報酬をどう考えとんたらというお話でございます。

町村会でもこの議論はいろいろありましたが、町村会ではどこもやるところはないんですが、よそのことはどうでもいいんです。私は、それなりに一生懸命仕事をさせていただいて、いただいた報酬については町内で消費をさせていただくと、そういう考え方で対応させていただくんが今の時点では一番適切ではないかなというふうに考えておるところでございます。

それから、指定管理人制度とか売却とかというお話でございますが、これは24年に和気町へ引き取った段階で書がありますが、10年間はそういうことはやらないという約束事も実はあるんですが、基本的に今ほんならあれを指定管理人といたしましても、なかなか指定管理人の対応というのは、いろんな面で難しい面があります。検討はさせていただこうとは思いますが、それから、あれを売却っていうのは、もう頭からちょっと今、私の立場では想定ができない状況でございますので、ひとつご理解を賜りたいと思えます。基本的にあれは30億円、27億円、正規に言うと入札では27億円台で落札して、最終的には30億円少々かけてやった施設なんです。これは、5か町村当時、3万8,500人の皆さん方が益原に25年間、迷惑施設として大変な思いをさせたと、そのことに対して新たに焼却場を設置するに当たって、見返り事業として和気町の活性化につながり、益原地域の環境整備につながることをやりますと、ひとつぜひ再度あの益原で焼却場をやらせてほしいという話し合いの中で益原地域の人にもご理解をいただいて、あの施設はやった施設でございます。その和気町の活性化っていいものは、地下資源でございまして、温泉の入湯税、当時かなりの額を、はっきりした額は覚えておりませんが、2,000万円以上の額を毎年和気町へ払っておったんです。そんなこともあったりして今まで運営してきたんですが、さっきから申し上げておりますように、平成15年度から赤字になってきたという中で、そうは言いながらも令和元年度につきましては、コロナがなかったら何とか100万円、150万円ぐらいな黒字経営ができるというようなところまで職員皆さんが頑張っておっていただいております、少数精鋭でオールマイティーに何でもやりましょうということで対応してきておるわけでございます、中の実情というのもひとつぜひご理解を賜りたいと思えます。午前7時から午後10時まで運営しておるわけでございますから、10人の職員で回していくというのが週休2日制で、出てこれる職員が大体午前7時からという2人ぐらいになってくるといような実情も実はあるんです。ですから、そのあたりのこともひとつ最大限切れるところは切っておっていただいております。もう少しそのあたりのこともご理解をいただいて、ご協力をいただきたいと思っておりますので、そのあたりをひとつぜひご理解をいただきたいと思えます。

それから、ロマンツェの件でございますが、ロマンツェとも私は指定管理人制度の中で話し合いもしております。

すし、相談にも乗っております。事情も聞いております。これは、指定管理人制度でやっております、これは持続化給付金の対象にもなります。それから、雇用調整金の対象にもなります。こういう全ての対象になる事業は、それなりに話し合いの中できっちり抜かりのないように申請もしたりしながらやっております、最終的にそのあたりがきっちり決定をしましたら、繰り入れをさせていただかざるを得ないと思っておりますが、今その最終的な金額がそのあたり国の対応、このあたりがどうなるか、決定した段階でまたご協議を申し上げたいと思っております、決してそのあたりのことをおろそかにしておるわけじゃございませんで、このあたりのこともひとつぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 私は、灯を消せということは一度も言っていないと思いますんで、継続するためには大胆なてこ入れをしないと、毎年どんどん繰り入れをできる状態に和気町財政はないですよということを言っております。以前にも清潔だとか食べ物の評価をうんぬんということも言われておりますが、万代常閑の里でスタートした温泉でございます。これ、私は一時、薬膳料理でもやって研究したらどうかというお話もしたこともあるんですが、手間はかかるけど原材料費は安いです、薬膳料理というのは。そこらあたりも研究したり、それからイノシシや鹿のジビエ料理、ここらあたりも検討したりして、テークアウトをするにしてもコンビニの方がいるのかなのがあっていいぞというのでは伸びない。先日、温泉の方の弁当もいただきましたけれども、何か変わったものを出せば、どんどん売れるんじゃないかという部分もございますので、そこらあたりを十分認識して、検討していただきたい。独立採算で健全運営ができれば、私としては職員を減らせとかというようなことは一切言う気持ちもありませんし、健全会計になるように努力はしてもらわなくてはならないというのが大きな問題だと思いますので、そのあたりぜひ改革をしてほしいと。早急にそのあたりも検討をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） いろいろご指摘をいただいたり、ご指導いただいたりしてありがとうございます。

薬膳については、なかなか今の料理人の中でできる人間がいけないということもありますし、それから薬膳のことも一時検討しながら原価率をはじいたりしたこともあるんですが、なかなか薬膳料理そのものが皆さんになじめんのじゃないかな、意識調査もしたと思うんですが、利用者には。そんなことで前行きしなかったという経緯もあります。

それから、ジビエについては、真庭市、それから美作市あたりが設備を整えてやっておるんですが、これも実は12月に入って大体2月の中旬ぐらいまでの肉しか使えませんし、和気町ではその間の頭数っていうのが、なかなかジビエに投資して、それが採算ベースに乗るっていうようなことにならないというふうに私は考えております。真庭市とか美作市、これはちょっと量が違うんです。かなりの量があるんです。ですから、よそから仕入れりゃええんかもわかりませんが、うちでそれじゃあジビエの施設をやるっていうことになってくると、かなりの投資になってくる。今はもうEM菌で処理してコンポストにしていこうということでやっておりますが、これは夏分はもう十分ご承知のとおり、脂が乗って、毛が抜けなくなってしまう、その時期しか肉は使えませんから、このあたり非常に難しいもんがあるんです。期間的に3カ月か4カ月の間の肉しか使えない。しかも、その肉も鉄砲で撃ったのは、撃ったところに血が回りますから、なかなかそこは使えないというようなこともあったりしまして、非常に難しい面があるんですが、私があそこへおるときにはイノシシを料理して使わせていただきようたんです。それなりに人気があったんで、引き続きまたそのことができるような猟友会の皆さんとも相談をしながら、これは年間を通してはやれませんが、期間中でできればぜひやらせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） コロナ対策問題、弱者対策と近隣との均衡をとりながら、大変だとは思いますが、ぜひ

いい方向へ進めていただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

あすは、午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしく願いいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時21分 散会

令和2年第3回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 令和2年6月19日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年6月19日 午前9時00分開議 午前11時32分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 従野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 総務部長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一 財政課長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一 民生福祉部長 岡本 芳克
総務事業部長 今田 好泰 教育次長 万代 明
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 4 2 号 岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について	原案可決
	議案第 4 3 号 和気町税条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 4 号 和気町地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 5 号 和気町都市計画税条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 6 号 和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 7 号 和気町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 8 号 和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 4 9 号 和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 5 0 号 和気町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 5 1 号 令和 2 年度和気町一般会計補正予算（第 4 号）について	修正可決
	議案第 5 2 号 令和 2 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 5 3 号 令和 2 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 5 4 号 令和 2 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について	修正可決
	議案第 5 5 号 令和 2 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	請願第 2 号 地方財政の充実・強化を求める請願書	採択
	請願第 3 号 日笠地区公民館への進入道路の建設を求める請願について	採択
	請願第 4 号 営業を自粛した事業所等に対して支援を求める請願書	採択
追加日程第 1	発議第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書	原案可決
日程第 2	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

ここで、6月17日議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、6月17日水曜日、本会議終了後、本庁舎3階第1会議室において、議長、議会運営委員全員、執行部より町長、副町長、総務部長出席のもと、議会運営委員会を開催しました。その結果をご報告いたします。

まず、各委員長から付託案件の審査結果の報告を受けました。次に、討論の申し出については、反対討論2件の申し出がありました。また、修正動議が2件提出されておりますので、本日審議をお願いいたします。

また、閉会中の調査研究の申し出について、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会から提出されておりますので、本日議題とすることとしております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

○議長(安東哲矢君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、議案第42号から議案第55号までの14件及び請願3件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

去る6月15日月曜日午後1時から、和気町議会議事堂において、委員6名全員出席、執行部から町長、副町長、教育長並びに関係部・課長出席のもと、当委員会に付託されました議案7件と請願2件につきまして慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

議案第42号岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更については、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決となりました。

次に、議案第43号和気町税条例の一部を改正する条例については、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決となりました。

次に、議案第44号和気町地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決となりました。

次に、議案第45号和気町都市計画税条例の一部を改正する条例については、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決となりました。

次に、議案第46号和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決となりました。

次に、議案第47号和気町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決となりました。

次に、議案第51号令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）については、審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。委員より、防犯事業工事費325万円について説明を求められたのに対し、工事費の内容は防犯カメラの設置であると答弁がありました。

同委員より、防犯カメラの設置場所について説明を求めたのに対し、町内小・中学校5校の通学路に設置すると答弁がありました。

同委員より、防犯カメラの管理方法について説明を求めたのに対し、現在町に設置しているものと同様に、電源、カメラの向きなどの点検を定期的に行うと答弁がありました。

同委員より、防犯カメラの情報を警察に提供したことはあるかという問いに対しまして、提供したことはあると答弁がありました。

また、別の委員より、防犯カメラの今までの性能と今後について説明を求めたのに対しまして、今まではSDカード式であり、今後はインターネット回線も検討すると答弁がありました。

委員より、GIGAスクール構想の電算機器購入費について、1台当たりの購入費が7万6,000円と高額になっていることについて説明を求めたのに対し、国の標準仕様に基くと基本単価は1台当たり4万5,000円であるが、3年保証並びにデジタル教材、授業支援ツールを含んだ応用パッケージであると答弁がありました。

同委員より、校内のネットワークの整備方法について説明を求めたのに対し、有線及び無線で整備すると答弁がありました。

同委員より、タブレットが破損したときの補償について説明を求めたのに対し、子供や家庭の負担は考えていないと答弁がありました。

また、同委員より、小学校費、中学校費の教育設備品購入費の内容について説明を求めたのに対し、予算計上では加湿器の購入を予定していたが、現段階で次亜塩素酸水の有効性や安全性が明確になっていないため、かわるものとして空気清浄器や扇風機等を検討していると答弁がありました。

以上が議案第51号令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）についての報告であります。

その他といたしまして、委員より、婚姻届とか役場の窓口で届け出用紙をもらって提出するというやり方を改めて、ネットで各種様式をダウンロードして印刷できるようにならないかとただしたのに対し、十分調査研究し、可能な書類はダウンロードできるようにしたいと答弁がありました。

また、別の委員より、今回の新型コロナ感染予防策として、会計年度任用職員の中にはやむなく休業に至った方もいる。休業補償はされるのかとただしたのに対し、会計年度任用職員、フルタイム11名、パートタイム220名が在籍している。勤務時間など働き方も様々である。今後、労基法に基づき、現給の6割支給に該当するかどうか、また特別休暇扱いについてヒアリングを行い対応すると答弁がありました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告とします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 質疑になるかどうかというのは、個々の案件についてはそうなんですけど、委員長ご自

身について聞きたいことがあるんですけど、これは可能なかどうか。何かというと、本当はね……

(「だめです」「委員長報告ですから」の声あり)

委員長にはないんじゃないかね。報告だけです。報告の取り扱いについて聞きたかっただけなんですけど、だめです。わかりました。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第42号から議案第47号までの6件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第42号から議案第47号までの6件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認め、これから採決します。

議案第42号岡山市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について、議案第43号和气町税条例の一部を改正する条例について、議案第44号和气町地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第45号和气町都市計画税条例の一部を改正する条例について、議案第46号和气町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第47号和气町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上6件に対する委員長の報告は、原案可決であります。6件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって議案第42号から議案第47号までの6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時12分 休憩

午前9時13分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番 万代君。

○8番(万代哲央君) 先ほどの総務文教常任委員会の委員長報告の中で漏れがございましたので、追加して報告させていただきませんか。よろしいでしょうか。

○議長(安東哲矢君) 総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 漏れがございまして、申しわけございません。

議案第51号の後、請願の方を2件審査いたしました。その報告をさせていただきます。

請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願書は、審査の結果、全会一致で採択となりました。

次に、請願第3号日笠地区公民館への進入道路の建設を求める請願については、審査の結果、全会一致で採択となりました。

申しわけございませんでした。

○議長(安東哲矢君) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) 請願第3号については何か若干質疑があったんじゃないかなと思うんですけど、もし

あったんであれば簡単に教えていただければありがたいです。

○議長（安東哲矢君） 総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長（万代哲央君） 主要道路から公民館に入るこの請願の道についての位置あるいは住居のあり方等々について質疑がありました。それで、紹介者の議員の方からそれについて説明があったということです。多少道は直線にならないかもしれないけど——もし拡張する場合はならないけど——私の解釈では、住宅そのものの自体を移動してとかそういうことにはならないだろうというようなご発言だったと思います。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私が感じたのは、和気福本線から旧農協の日笠支所に向けていくというか、いわゆる昔の川沿いの道じゃなくて、県道の方から直に行く道をとというふうな質問があったやに私としちゃあ傍聴した記憶してるんです。それで正しいですか。

○議長（安東哲矢君） 総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長（万代哲央君） 私が記憶しているのは、モーターショップ安本のあたりから通れるというふうに記憶してますけど、一緒のことを言っておられる。

（10番 西中純一君「一緒のことです。わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、請願第2号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願書についてを採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第2号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって請願第2号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

次に、請願第3号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

請願第3号日笠地区公民館への進入道路の建設を求める請願についてを採決します。

請願第3号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第3号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって請願第3号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 居樹君。

○厚生産業常任委員長（居樹 豊君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る6月15日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、厚生産業常任委員6名全員、町執行部からは町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました議案7件、請願1件について慎重に審査いたしました。

まず、議案第48号ですが、和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決されました。

次に、議案第49号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これも特に質疑もなく、原案可決されました。

次に、議案第50号和気町介護保険条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、全会一致で可決されました。

次に、議案第51号令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）について、全会一致で原案可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。農地費の水道管支障移転負担金といわゆる土木総務費の国庫返納金についての質疑に対し、移転負担金は原水路と定番水路の起債に使うもので、国庫返納金については塩田住宅の災害復旧に国庫補助を借りたことによるものであるとの答弁がありました。

なお、大前川の堤防工事については、県の方は今年度中に完成したいという意向であるとの答弁もございました。

次に、議案第52号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で可決されました。

次に、議案第53号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案可決されました。

次に、議案第55号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、全会一致で原案可決されました。

次に、請願第4号営業を自粛した事業所等に対して支援を求める請願書については、全会一致で原案可決されました。

以上、簡単ですが、厚生産業常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第48号から議案第50号まで、議案第52号、議案第53号及び議案第55号の6件は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第48号から議案第50号まで、議案第52号、議案第53号及び議案第55号の6件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第48号和気町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第49号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第50号和気町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第52号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第53号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第55号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について、以上6件に対する委員長の報告は、原案可決であります。6件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号から議案第50号まで、議案第52号、議案第53号及び議案第55号の6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略します。

請願第4号営業を自粛した事業所等に対して支援を求める請願書について採決します。

請願第4号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第4号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって請願第4号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 居樹君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（居樹 豊君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月12日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員全員、町執行部からは町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました議案2件につきまして慎重に審査いたしました。

まず、議案第51号令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）について、審査の結果、賛成多数で原案可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。休業期間中の職員の出勤状況の質疑に対し、今回長期の休館となったため、通常の休館日ではできない清掃やカーペットの張り替え等を行ったとの答弁がありました。

次に、資料では客室の稼働率が非常によい数字が上がっているが、実際はどうかという質疑に対し、稼働率は上がっている、ただしお客様の形態はビジネス型が増えており、1部屋を少人数で使用されることが多い状況であるとの答弁がありました。

続けて、来年度以降の改善策を考えているかと、将来構想はどうかという質疑に対し、新型コロナウイルスがいつ終息を迎えるかわからない中であるが、一日も早くお客様にお戻りいただいてにぎやかになっていくよう努力をしていくと。高齢化率が非常に高くなっている中で、福祉施設として生活習慣病等についても研修、体験ができるようなことも取り入れていきたいとの答弁がありました。

次に、事業の中でどの部分がもうかっていて、どの部分が赤字になっているのかを把握し、赤字になっている部分については、切り捨てることなどの検討が必要でないかとの質疑に対し、運営の工夫をしていかなければならないと考えているという答弁がありました。

また、運営形態について検討していかなければならないという意見もございました。

次に、休館中にも多額の経費がかかっているが、この原因は何かという質疑に対し、主な内容は人件費と電気代というご答弁がありました。

次に、損益分岐点と稼働率について、宿泊やレストラン等の各部門ごとに正確に把握しておくべきであるということや、今後収益を上げるための新しいアイデアが必要だという意見もございました。

次に、ホームページの関係についての扱いについて、もっと発信をしていったらどうかという意見がございました。

それから、重要な意見ということで私は考えておりますけども、今回のいわゆる財政調整基金の繰り入れについては、中身的にはやむを得ないという事情がありながらも、財政調整基金をランニングコストに使うよう、そ

ういう本来の意味を皆さんで十分考える必要があるなど、そういう意見もございました。

次に、来年度も仮にコロナがおさまっていなかった場合、また財政調整基金を取り崩すのか、事業を撤退することも考えているのかというのかという質疑に対し、来年度のことについてはまだ今の段階では判断できていないという答弁がありました。

次に、議案第54号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、賛成多数で原案可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。コロナ禍での新しい営業方針はつくられているのかという質疑に対し、これまで3密回避を守り、入り口での検温や手の消毒をしていただいていた。また、滅菌器を設置したり、席数を減らすなどをしてきたところであるが、コロナの感染防止対策も取り入れながら、収支が改善されるよう努力して運営していきたいとの答弁がありました。

本委員会は、コロナによる休業を余儀なくされたという状況での財政調整基金から特別会計への繰り入れという重要議題であり、その他にもいろいろと議論もありましたし、執行部におきましてはやはり今回の議論にかなり長時間を費やしてやられましたけども、貴重な意見等もありましたので、執行部は今回のこの事案を重く受け止め、ぜひ今回はやむを得ん事情とは言いながら、この議論を真摯に受け止めて、今回本当に始まって以来のピンチかもわかりません。ぜひ執行部におかれましては、このピンチをチャンスに変えるべく、どうぞ経営改革に取り組んでいただきたいということを最後に申し述べて、簡単ではございますが、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第51号令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）については、太田啓補君から配付しました修正の動議が提出されています。

したがってこれを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、議案第51号令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）に対する修正について提案をさせていただきます。

今修正案は、和気鶴飼谷温泉事業特別会計繰出金1億5,000万円を7,500万円に修正するものですが、まず最初に修正案を上程する趣旨についてご説明をいたします。

今回の和気町鶴飼谷温泉事業特別会計に対して、現在ある和気町財政調整基金の約22億8,000万円のうち1億5,000万円を一般会計に繰り入れするというものでありますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、和気鶴飼谷温泉を休業して、そのことによって減収になったとしても、余りにも安易な方法や施策であると言わざるを得ません。和気鶴飼谷温泉は、和気町の施設ではありますけれども、特別会計として収支の所在を明らかにし、独立採算制で運営を行っています。したがって、一般会計から財政調整基金を使用して安易に繰り入れを行うことは、厳に慎まなければならないと思います。

しかしながら、新型コロナウイルスの蔓延という不測の事態に遭遇をし、和気鶴飼谷温泉の歴史の中でも最大の危機にあることも理解できますし、議会としても町民の安全を考慮したときに営業を停止しなければならないのではないのかという議論をしたことも事実です。それを考えまして、当面の財政措置を行うことが必要であろうと考えて、今修正案を提案するものでございます。

それでは、修正案の詳細説明をさせていただきます。

別紙2ページをお開きください。

議案第51号令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。

議案第51号令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）の一部を次のように補正する。

第1条中、3億9,649万7,000円を3億2,149万7,000円に、96億5,668万2,000円を95億8,168万2,000円に改める。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のように改めるということで、第1表、歳入歳出予算の補正、歳入、18繰入金ですが、2の基金繰入金を補正額1億4,500万円、計で3億4,783万円ということになり、歳入の補正合計額が3億2,149万7,000円で、計が95億8,168万2,000円となります。

歳出ですが、商工費、補正額が6,752万3,000円、計で2億3,538万5,000円、歳出合計の補正額が3億2,149万7,000円、計で95億8,168万2,000円となります。

次の3ページは、説明を省略をさせていただきたいと思います。

4ページをお開きください。

歳入です。款18繰入金、1財政調整基金繰入金、補正額が1億4,500万円、計が3億4,500万円となります。これは、財政調整基金から1億4,500万円を繰り入れるもので、合計が補正額が1億4,500万円、計が3億4,783万円というふうになります。

歳出、款6商工費の観光費ですが、補正額が6,752万3,000円で、計が1億974万3,000円ということになります。それで、一般財源を8,202万3,000円に修正をします。これは和気鵜飼谷温泉事業特別会計への繰出金を7,500万円に修正をしたものでありまして、補正額が6,752万3,000円、計で2億3,538万5,000円、一般財源が8,202万3,000円ということに修正をさせていただくものです。

○議長（安東哲矢君） これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 7,500万円にするということなんですけれども、先ほど休業のとき2カ月間閉めていて1億5,000万円はちょっと多額であるというご発言があったんですが、これは今年度いっぱいの話をしているわけで、1億5,000万円は、その4月分、5月分でしたりとか、補填のために1億5,000万円を充てているわけではないので、そこをちょっとよくわかるようにまた説明していただきたいというのと、7,500万円にしたというその根拠が伝えられてないんで、7,500万円にしたというその数字の根拠。

そして、3つ目が、執行部の方からこれから収入の予測を出して、執行部なりにその根拠を出して、厳しく見て1億5,000万円という数値を今年度いっぱい設定しましたと。それで、もし第2波等が来て、7,500万円じゃまた資金ショートしました、足りなくなりましたというときに、どうされるつもりなのか。赤字決算を突き進むつもりなのか、それともまた7,500万円足りなくなりましたと言ったら7,500万円また基金等から繰り入れしなきゃいけないと思うんですけれども、そのことについてはどう思っているのか。

以上3点をお伺いします。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まず、7,500万円の補正、基金の繰り入れということは、これは町の当局の方から出された資料が1億5,000万円ということでありましたけれども、これについては和気鵜飼谷温泉の特別会計とも関係しますので、その中でまた説明をさせていただきたいと思います。

それから、思いとしましては、3点言われたんですが、最後のところは、これがどのような状態でコロナが終

息をしていくのか、また今以上に拡大をしていくのかということは、誰にも予測のつかない状況でございます。したがって、この1億5,000万円というの見込みの額であろうかというふうに思いますし、当面財政措置をして、先ほど議員が言われたように、どうしても足りない場合はまた基金から補助といいますか、繰り入れをするのかということと言われましたけれども、そのたびそのたびに議論をしてよい方向に持っていけるようにすることが必要ではないかというふうに私は考えまして、当面の財政措置のために一般会計から7,500万円ということをご提案させていただきました。

あと、最初に言われたことは何でしたかね、メモをしてなかったもので。

済みません。ほんなら、議員、もう一度、済みません、お願いします。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 1点目は、認識がわからなかったんですけども、4月、5月、2カ月分の休業の補填をするために1億5,000万円の繰り入れは多額であるという趣旨の発言がございましたが、これは今年度いっぱいの話をしているわけで、4月、5月分に出た損失が1億5,000万円で、それを補填しますという話ではないという説明は再三あったと思うんですけども、そこを説明いただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 町の執行部の方から、歳入について詳しく出されました。5月までと、あと6月から8月分が約30%の売り上げになるのではないかと、前年に比べて。9月から12月が50%、それ以降が60%ということで、歳入と歳出を合わせてみたら1億5,000万円ぐらいショートするのではないかと説明がございました。

したがって、歳入が4月、5月が349万円ほどで、歳出が1,800万円程度ですから、その2カ月で言われるように1億5,000万円ということはありません。3月までということでありますけれども、それも先ほど説明しましたように、見込みの額であるということと私はそのように捉えましたし、そうした意味で、当面今回提案している7,500万円で繰り入れをして、当面の財政措置をしながら町の執行部と議会とを含めてよりよい方向を議論していく、そうした機会をたびたび持つことが必要ではないかというふうに考えまして、ご提案をさせていただきました。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 私が伺っているのは、事実と違うので、そこは提案理由で議事録が残りますから、多分戻された方がいいんじゃないかなという。事実と違うじゃないですか。休業期の2カ月分の補填を1億5,000万円は多額であるという趣旨の説明があったんです。でも、それは事実とは違うじゃないですか。最初のこの修正案を提出したに当たっての思いといいますか、そのいきさつを最初に述べられたと思うんですけども、最初に数字をお読みになる前に。それはちょっと違うので、メモにはどう書かれているかはわかりませんが、多分録音を聞けばわかると思うんですけど、そういうふうにご発言されたんです。そこはちょっと事実と違うので、そこは訂正された方がいいのかなと私は思いました。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 私は、趣旨説明するに当たって、正確に今の自分の思いを伝えたいために、読むことをきっちりとメモをしてそれを朗読をさせていただいているということでございますから、今このメモを見ましても、4月、5月でというような文章は入っておりません。何でしたらもう一度朗読してもいいんですけども、どこの部分でそういう発言があったかということが私には理解ができませんので、そのようにしかお答えができないということでございます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 1点だけ、まず。

当面の財政措置だと何回もおっしゃられているけど、当面っていつを言っておられるのか、具体的な月を言ってください。当面というのは非常に曖昧です。2カ月なのか3カ月なのか、それが半年なのか。ましてや今期これだけの赤字が見えてる中で、当面をいうのはどこを言っておられるのか、はっきりとお答えいただきたい。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 金額面につきましては、特別会計の中でもご提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、一応考えましたのが、9月までが歳入で4,000万円少しです。この当局が出していただいた表を足したわけですが、歳出が1億2,800万円ぐらいで、差額として8,700万円ほどの差額が出ると、歳出の方が多くなっているということで、現在、3月の当初予算のときに温泉は1億3,000万円ほどの繰り越しがございましたので、両方足すとおおむね8,700万円、これがクリアできるのではないかとということを試算をいたしまして、提案をさせていただきました。したがって、9月までの当面の財政措置ということでございます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それであれば、当面というのは一応9月末と、つまり半期でということですね。それであるならば、当然のことながら、私なんか考えるのに、半期と云って、休んだら前半にどんと2カ月あって、それを単純に半分だとかというような話にはならない話だし、もうちょっと正確な算定をしてほしい、修正を出すならば、1年間だったら、まだこれだけ余裕があるから前半戦でと。要は何を言うとかということ、半期一番金のないときにぎりぎりにして、金もないのにどうやったらええんかというて担当者を困らせて、金があったらできたのにできなかったというようなことになったらどうするんかと、その責任をとれるんかという話ですよ。だから、もうちょっとフリーハンドもないといけないし、前で金がないところに持ってきて半分にしたら、どっちにしても最初が一番苦しいでしょう。それで、コロナが早くおさまれば、後ろは楽になるんだよね、普通に考えて。こんな経済原則の話として当然だと思うけど、そういうところのしんしゃくというか、考えがなかったのかどうかお聞きします。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 単純に7,500万円としたわけではなくて、その金額の根拠は、先ほども申しましたように、町当局の出された資料に基づいて算出をしているということでございますので、それは単純に考えたということではございません。

言われるように、今後どのようにしていくかということの予測ができないわけでごさいます、これは誰にも予測ができないという状況の中で、よりよい方向を今後も議論していくということが前提でございますので、そういう中からよい方法を模索をしていくことに、町当局も議会も努力をしていく必要があるだろうということでご提案をさせていただきました。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） わかりました。その算定根拠については、とにかく町の出した資料を基にということで、それは構いませんが、7,500万円を切つてということで、当面といって9月だと。そのたびに議会を開いてやるというのが最善の策かどうか。和気鶴飼谷温泉事業特別委員会もある中で、資料の提出も要請をして出せる中で、こうやって金額を切つてぎりぎりにして、ここやったらいけるやろうという議員の判断の中で金額を確定して、それで議会を開いて何回も出なあかんのですか。それなら、もっと自由に、ある程度フリーハンドにして、伸び伸びとした建設的な意見を出せるようにしないと、予算を縛ったら建設的な意見が出るかどうかというのは、私は普通に考えてお金がなければなかなかできないと思いますよ。どうですか、その辺は。そらいけるんかもしれないですよ、あと7,500万円。でも、そんなきつきつでいかないといけないんですかね、やっ

ぱり。予想がつかないと言っているのを締めて。予測がつかないんだったら、その予測がつかない分だけ大振りにするというのが普通の考え方じゃないんですか。どうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 神崎議員の考え方はそのように、私もそう考えられているんだなということで理解をいたしますし、私は今提案させていただいたことで皆さんにご理解をいただければというふうに思ってお提案をさせていただいているということでございます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） わかりました。意見が違うと言われるともう私もどうしようもないので、そこは了解しました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 温泉の火を消すべきではないという考え方は、太田議員もお持ちのように感じました。もしかしたら今回のコロナ禍でのこの騒動のタイミングでという条件がつくんかどうかわかりませんが、それは感じました。そのあたりは私も一致してはるんですが。

私は、この7、500万円という金額ですと、恐らく99%ぐらいまた追加の財政措置が必要になるんじゃないかなと思うんですが、太田議員は大体この7、500万円だったら——私は99%ぐらいと言ったんですけど——何%ぐらいとお考えでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） あくまで予測のことになりますので、仮定の話というのはなかなか議論がかみ合わなくなりますけれども、一応9月までの当面の財政措置ということを考えて今上程をさせていただいたということでございます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 9月までということであればでしたら、多分年度末までだったら恐らくかなりの確率で追加の措置が必要になるとお考えかと思うんですが、もしそれだったら細々と追加をするよりかは、金額はもうちょっと考えた方がよかったかなというふうに。仮に1億5、000万円から若干減したぐらいの金額で修正をされるんだったら頑張れよということになるんかもしれませんが、余りにも半額というのは金額的には乱暴かなと個人的には感じました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

なお、討論の順序は、まず原案に賛成の方、次に原案及び修正案に反対の方、次に原案に賛成の方、最後に修正案に賛成の方の順に行います。

まず、原案賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案反対の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第51号令和2年度和気町一般会計補正予算（第4号）の原案に反対の討論をさせていただきます。

この補正予算において、今回GIGAスクール構想によるiPadの購入、そのためのWi-Fi及び有線L

ANの設定等の予算は、この過程は結構時間がかかるようでございますが、実際に始まるのは来年度だろうと思いますが、十分教育のために役立てれば意義があるというふうに思われるところでございます。しかし、戸籍住民基本台帳費の地方公共団体情報システム機構負担金、これはマイナンバーカードの加入者を増やして国民の税金や社会保険料を多く取ろうと、そういうふうな目的でやる。そういうことで、余り町民のためにはならないと思っております。

なお、一番大きな問題は、和気町が経営している和気鶴飼谷温泉の特別会計へ1億5,000万円も繰り出しをするということであります。これは、以前赤磐市や備前市などと組合で経営したものを、そういうものを和気町が平成24年度に譲渡を受け、そのときに9,500万円の繰り出しを受けて、そしてその次に平成28年度にお湯を揚げるポンプに故障があったときに2,581万円繰り出し、それから29年度に若干足りなかったんでしょいか、490万円繰り出しをした、その3回だけだと思います。今回、4回目の差額の1億5,000万円の繰り出しでもあるわけであります。

和気北部衛生施設組合の施設を和気北部衛生から譲渡を受けるときも大変な議論でした。これはどうしてかという、一般ごみの焼却炉もあったんで。ただ、これをあえて話をしますと長くなるんでこれは省略いたします。しかし、この温泉について、昨日町長は、そのとき議長議長だったと、それで和気町の立場で4億円程度持参金といいますか、そういうものを要望したが、1億500万円まで値切られたと言われましたが、私はこのような不安定なもの、これは民間ですればいいわけで、和気町では到底手に負えない、早晚経営悪化に見舞われるのではないかと考えていました。そういうことで、和気町議会に提案されたときには、もう一人の方を含めて2人だけ反対があったように思います。結局は、東備地域に宿泊施設は2つしかない。健康施設、そして和気町のシンボルとしてぜひ必要だということで、この施設を和気町が受け取ってしまっているということでございます。

そして続きで、受け取った翌年度、平成25年度にはすぐにこの会計を温泉部分、そしてゲートボール場、テニス場、そういうものは教育委員会へ移管をいたしまして、赤字を小さく見えるようにするなどして、温泉だけの決算では2,000万円から多い年では4,000万円ほどの単年度黒字にしておりますが、一体的に考えるとこれは実質的には赤字だというふうに思います。

今回、6月補正予算の結果、一般会計の中の財政調整基金繰り入れは4億2,000万円にもなってしまいます。このような財政規律でいいのでしょうか。町の予算は町民の生活を形づくっていきます。そのほかの福祉、教育の部分へのしわ寄せに今後ともならないでしょうか。このコロナウイルスの問題はすぐ解決するかどうかわかりません。来年度も同様に繰り出しあるいは途中も繰り出しが必要になるかもしれません。財政調整基金が今年度初めに22億8,000万円あるから大丈夫だと安易に考えていけば大変な事態になると思います。

この和気町の財政状況というのを見ますと、まず和気町は人権条例の町ということで3,000万円以上そのことにかけておる。それから、介護保険も年々費用が増大しております。こういう野方図な財政の状態を続けていくと、途端に破たんに向かうことになる、そう危惧をする者としてこの反対討論をさせていただきました。

以上、反対討論といたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成者の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） ほかに討論はありますか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 修正案に反対の討論はいつやるんですか。

（「言うたが」の声あり）

いやいや、原案及び修正案で、言い方が原案賛成及びと言わなかった。それ該当せんで、僕は。

そう言うてないです。反対というのはない、要するに。もう一遍言うて、そこの反対か言うたところ。その前、3番目か何かと言うたろう。

（9番 山本泰正君「議長、ちょっと休憩にして」の声あり）

○議長（安東哲矢君） 暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これより修正案に対する採決を行います。

なお、採決につきましては、まず修正案について採決を行い、その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案について採決を行います。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号は、修正案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第51号の修正案は、可決されました。

続いて、ただいま修正可決した部分を除く残りの原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立全員です。

したがって修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

ここで場内の時計が、10時30分まで暫時休憩といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第54号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）については、太田啓補君から配付しました修正の動議が提出されております。

したがってこれを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まず最初に、先ほど議案第51号の私の質疑に対する答弁の中で、和気鶴飼谷温泉が昨年繰り越しが1億3,000万円ほどというふうに発言したのではないかというふうに同僚議員の方から指摘をされました。繰り越しは約1,300万円ということで、訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、議案第54号について、上程の趣旨説明と、それから詳細の説明をさせていただきます。

今修正案は、歳入歳出を原案に照らし合わせて修正をするということでございます。この修正案も、新型コロナウイルス感染症が今後どのように推移をしていくのかということが予測不可能という状況の中での提案になります。したがって、金銭的には、原案と同様に、見込みであるということは否めない事実でございます。

その上で、過日開催をされました和気鶴飼谷温泉事業特別委員会で、各委員の方々からもこのままの運営状況では赤字経営を押しよくすることができない、根本的な経営方法を検討する時期に来ている、今後和気町全体のインフラ対策に莫大な費用がかかることが予測される中で、温泉のランニングコストに財政調整基金から繰り入れをすることは今後できないなど、核心に触れる意見が出されました。それらの意見を考慮いたしまして、修正案を考えたところです。

今回の修正案を上程する背景には、来年度に向けて、準備段階として最低でも9月の定例会までには一定の方向性を出さなければならないという思いが込められています。経営責任は町当局にあることは言うまでもありませんけれども、歴史的危機の事態の中でそれぞれの関係者がそれぞれの立場で考え行動することが求められていると思います。今後、早急に、様々な機会を捉えて検討を重ねていくことをお願いして、修正案の詳細説明をさせていただきます。

それでは、別紙6ページをお開きください。

議案第54号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）に対する修正案。

議案第54号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正をする。

第1条中、4,010万1,000円を2,000万円に、3億6,619万9,000円を3億8,630万円に改める。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のように改めるということで、第1表、歳入歳出の予算補正、歳入、1事業収入1事業収入の補正額が8,489万4,000円、計が2億4,715万7,000円です。補正額8,489万4,000円を減額ということになります。

3繰入金、1他会計繰入金、補正額7,500万円、計7,500万円。

5諸収入、2雑入、補正額が1,010万6,000円の減額です。計が4,679万5,000円となりまして、歳入合計の補正額が2,000万円の減額で3億8,630万円となります。

歳出、1事業費1事業費、補正額2,000万円の減額、3億7,096万3,000円で、歳出合計が補正額2,000万円の減額で3億8,630万円となります。

7ページについては省略をさせていただきます。

8ページをお開きください。

2歳入、款1事業収入、1研修棟使用料、補正額が8,489万4,000円の減額で、計が2億4,715万7,000円。節のところで、区分1宿泊料が1,987万円の減額となります。2食事料、金額が4,170万1,000円の減額でございます。3利用料2,332万3,000円の減額でございます。計が補正額が8,489万4,000円の減額で、計が2億4,715万7,000円となります。

9ページをお願いします。

款3繰入金、1一般会計繰入金、補正額7,500万円計7,500万円。これが一般会計からの繰入金に

なります。合計のところは同じでございます。

款5諸収入、1雑入、補正額1,010万6,000円の減額、計4,679万5,000円。区分のところ
で、1の売店等売上収入が965万3,000円の減額でございます。2雑入45万3,000円の減額で、計
のところ補正額が1,010万6,000円の減額で、計が4,679万5,000円となります。

3歳出、款1事業費、1管理運営費、補正額2,000万円の減額、計3億7,096万3,000円。

補正額の財源の内訳でございますけれども、特定財源、その他が7,500万円、一般財源が9,500万円
の減額でございます。節区分11需用費が2,000万円の減額となります。したがって、計のところ補
正額2,000万円の減額で、計が3億7,096万3,000円、補正額の財源内訳のその他が7,500万
円で、一般財源が9,500万円の減額というようになります。

以上で詳細の説明を終わらせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 議案第51号で質疑させていただいたときに、この7,500万円を修正するに至った
その根拠を、この議案第54号のところでご説明いただけるということをおっしゃっていただいたんで、その
7,500万円になった根拠、そして先ほどの神崎議員の質疑で、当面の間はいつまでかという話のその答弁の
間に、9月、当面資金ショートして足りなくなったときに議論をして9月議会とかで話し合うべきだという趣旨
の発言がございました。ということは、これ裏を返すと、この7,500万円というのは、この8月までですよ
ね。8月までに7,500万円当面もたせるということにつながるんですけども、その8月までに7,50
0万円で間に合うといえますか、7,500万円事足りるというその根拠を教えてくださいなと思いま
す。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 1億5,000万円から7,500万円に修正をしたという根拠でございますけれど
も、もちろん議員、私に資料があるわけではございません。前回の第3回の定例会の特別委員会での資料に基づ
いて、この資料でございますとおおむね来年の3月までが1億5,000万円の赤字になるのではないかという
ことではございましたけれども、これも見込みでございます。私は、収支につきましては、先ほど詳細説明をさせ
ていただいたように、全てのところにおいて半額程度の見込みを出させていただきました。この営業収益という
のも、どのように考えるかということがございますけれども、私は半額ぐらいでとりあえずは推移をしていくん
ではないかということの根拠がございます。

それから、先ほど言われました神崎議員のところでの9月までというのは、これはいわゆる当局の出した根
拠、一般会計のことでございますので、それに基づいて9月まで当面ということをおっしゃっていただきました。そ
れで、このたびは特別会計ということで、収支についてはこれほどの赤字運営にはならない、どのくらいになる
かということは当面予測ができない中での私の推測でございます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 私がお伺いしているのは、町当局の方から出てきた資料を基にご判断をされて、そして
当面の8月までの間に事業収支が7,500万円で、半分ぐらい事足りるという見込みですということをおっ
しゃったんですけども、その見込みの根拠を私は教えていただきたいと言っているんです。例えば具体的に挙
げます。例えばレストランの収入が6月に営業を再開しても今これぐらいの売り上げになっているだろう、来場
者数はこれくらいだろう、これからどのように推移していくかというのはありますけれども、これから当初計上
していた例えばレストランの収益は大体今来場者数がこれくらいなのでこれぐらいの額になるでしょう、ラーメ

ンハウスはこれぐらいになるでしょう、飲み物はこうなるでしょうで、宿泊者の数でしたりとか、こういうふう
に足が遠のいてますよね、前年度と比べて何%ですよ、前年度の収支と比べるとこれぐらいの見込みが落ちま
すが、これぐらい収入が変わってきますよねという、そういう根拠を教えていただかないことには判断ができな
いということでございます。教えていただきたいです。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 一番最初に私が申しましたように、私、そこまでのデータは持ち合わせていません。そ
のようにお答えしたとおりでございます。

その上に、今回の当局の出された資料のおおむね半額ぐらいで推移をするのではないかという、これは私の予
測でございます。そのように申しておりますが、そういうもてご提案をさせていただいたということござい
ます。

（4番 若旅啓太君「終わります。ありがとうございます」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

なお、討論の順序は、まず原案に賛成の方、次に原案及び修正案に反対の方、次に原案に賛成の方、最後に修
正案に賛成の方の順に行います。

まず、原案賛成の討論はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 議案第54号の原案に賛成の立場で討論させていただきます。

修正案ですと、追加の財政措置が必要になる可能性が高いと思われまして、賛成ではありますが、もちろん言
うまでもありませんが、黒字化の努力は一生懸命するべきであるとは考えております。

過去の黒字、赤字の変遷を見ますと、経営責任者によるところが非常に大きいように思います。責任者がかわ
って黒字になったり赤字になったりというようなことがあります。現状は少しずつ上向きになっているようで、
見込みとしては、もしコロナがなかったら100万円ちょっとぐらい黒字になるような見込みがあったようでご
ざいます。

その黒字化に対する提案ですが、私も今まで委員会ではさせていただきましたが、改めてこの本会議の議場で
簡単にさせていただきますと、ホームページに近隣の検索を入れていただきたいという赤磐市、備前市——トッ
プページは修正して下さってたんですが——全ページにわたって検索キーワードがあれば、県外から赤磐市や
備前市にお越しの方がちょっとネットで検索したときに、あ、いい温泉があるなということで利用してくれるん
じゃないかなというふうに思っています。

またそれから、これも以前簡単に申し上げたことが2回ほどあるんですが、高齢者への無料券だけではなく、
中高生以下の子供世代への無料券も検討していただきたいと。それによって、子供の無料券があるんじゃない
行ってみようかということで家族で行きます——子供だけでは行けませんので——そうしたらお父さん、お母さ
んと連れてきます、そしたらお父さん、お母さんがお風呂に入って入浴料を払ってくれます。せっかく家族で来
たからもう食事して帰ろうやということになります、大抵、そしたら、食事の売り上げも伸びますので、温泉は
大勢で入ったからというて別にそんなに支出が増えるわけではありませぬので、より多くの方に利用していただ
き、家族も喜ぶ、温泉も助かるというようなよい循環にしていきたいと思っております。

それから、多少関係ないことにはなりますが、時々「うかいだに」温泉とおっしゃっている方がいますが、恐ら
く「うがいだに」温泉が正しいかと思っております。そのあたり町の施設ですので、議員も職員もそのあたり正しい理

解でお願いしたいと思えます。

ちょっと要らんことも申し上げましたが、今回はコロナのことでやむを得ないということもありまして、今回の原案に賛成という意見を表明したいと思えます。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案反対の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第54号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）に反対でありますので、討論をさせていただきます。

この施設は、平成24年度に和気北部衛生施設組合から1億500万円の持参金つきで和気町へ譲渡された温泉施設であります。9年目にして凶らずも大きな問題に到達したわけであります。この新型コロナウイルスによって、宿泊客や入湯のお客、宴会等の研修使用料、これを1億6,900万円も減額の見込み、そしてその分の賄い材料費の4,000万円も減額、その結果1億5,000万円も一般会計からの繰入金でしのぐという構図になっています。通常の民間の宿泊施設では、従業員に自宅待機を頼むと、そういうふうなことが今通例でどうも行われているようでございますが、公共施設なので、民間施設と同様にはなりません、雇用保険は出てこないんですが、別途6割方補償しないとだめだという問題があるそうですが、町長がかつて深くかかわっていたというために休業期間も今回内装のリフォーム等で勤務させたということでもございました。しかしながら、これをこのまま続けていけば、ずるずると赤字が増えていく結果になるのは見えていると思えます。この町の経営者であれば、町民全体を考えなければなりません。前々から赤字体質については心配があったわけであります。しかしながら、ここ何十年ほどでございましょうか、ヤクルトの工場進出、その工事関係者が泊まるとか、そういう特別な需要もあったり、そういう会社関係者のシングルの利用があったというふうなことも聞いております。そのおかげで決算では2,000万円から多い年は4,000万円の単年度黒字にはなっていました。しかしながら、これはプール、ゲートボール場、テニス場など、体育施設を教育委員会管轄として温泉特別会計から切り離しているからこそその結果であります。組合の和気北部衛生施設時代にも、経営分析を依頼して、経営改革を図ろうという声もあつたようでもございますが、中途半端なままで終わっているようでもあります。職員の意識改革あるいはそういういろいろ実践の改革というんですか、お客様の接客改善だとか、いろいろそういう詳しい改革までには至っていないのが現実だと思えます。

あえて私言わせていただきますが、昔、JA和気という組織がありまして、そこで七、八年働かせていただいたことがありました。その経営も結構赤字体質というか、そういうことで以前は支所、店舗が13カ所もあり、また職員の勤務態度について、言葉遣いやいろいろ指摘される問題もありました。それが、平成9年から大変厳しい職員研修、特に幹部職員には原価計算を日曜に来てやらせる、あるいは一流講師による研修を徹底的に実施し、支店を13から3支店に減らし、配送センターや直売の無人店舗、そういうものを新たにつくるなど、経営の刷新を実施して、今ある程度やり遂げている。ただ、これは組合員にとってよかったどうかは別問題であります。ある程度そういう収支改善が図られたんではないかと思えます。

翻って、この経営が大変であれば知恵を働かさなければだめであります。普通であれば、職員はもちろんです、これを本当に残していくということは、町の一般職員にも協力を頼むとか、そういう結果になる。いかどうかは別問題ですが、そういう営業努力というものをすべきように追い込まれていくと思えます。それをやらないで済まされるわけにはいかないと思えます、いかどうかは別問題です。ですから、今後専門家の長期的にはそういうアドバイスも受け、民間に指定管理に出すとか、経営のあり方についても詳しく二、三年かけて検討するべきではないかと思っているところであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありませんか。

5番 神崎君。

○5番(神崎良一君) 私は、議案第54号の原案に賛成ですので、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、金額の方ですが、もう先ほどの一般会計の方で修正が可決されてしまったので、1億5,000万円というのがもう言いづらい状況なんですけど、その算定根拠がきちっと今年度を見据えてなされたものだというのは、非常に厳正かつ当面を考えるならばやっぱり、1年というてもあと10カ月も切れてますからね。私銀行員が長いんですけど、企業のいろんな資金繰りの調整だとかなんとかかというのは、短期というたら1年なんですよね、普通、基本的に考えて。たった3カ月。先ほど修正が出ましたけど、大体9月を見越して7,500万円だと。それも一つの考え方ですからいいです。ただ、あと1カ月、2カ月しかないところに、僕は7,500万円を出すというのは非常に現実的でないというか、一般企業でもあり得ない話なんだよね。これだけの大きな大問題の中で、たった3カ月しか期限がなく、期間と金額を減らして経営を努力せえというのは、私が銀行員をやった中では非常にあり得ない議論の持っていく方なので、納得ができなかったので一言申し上げておきます。

そういう中で、和気鶏飼谷温泉事業特別委員会を開きました。いろいろお聞きをしたその中で、このコロナ禍にあっても、休業の期間を捉まえて、長いこと張り替えてなかったものをやる、それも職員がやったというようなところは、普通に考えて経費の節減効果が大である。ましてや、じゅうたんの修理価格は市場価格の10分の1だと、ここにも経営努力というか、その判断は銀行員として十分認められる行為だったと。だから、そういうことを積み重ねていくのが今回の対策であるのはもう間違いない。9月若しくは8月で切ってみてもう一回この話をするにしても、資料的なものは毎月でも要求できるし、特別委員会をまた開けばいい話だと思うのに、とにかく金額も半額、期間も3カ月なしというような、非常に厳しい手かせ足かせをはめて、だからちょっとそこは反対になりますけど、たまたま先ほど私の前で反対意見を聞きましたので、ちょっと納得ができないので、一言申し上げます。

あと、委員会の中で言われたのは、少人数での業務の多様化。1人で何役もこなすんだと。こういうことをしていけば、当然のことながら経費節減は認められる。

(9番 山本泰正君「議長、これは修正案の反対討論で言うてもらうべきことを言ようられるようなんですけど、本案の賛成討論でしょう、今」の声あり)

○議長(安東哲矢君) そうです。

(9番 山本泰正君「ちょっとその辺指導していただきたいと思います」の声あり)

5番 神崎君。

○5番(神崎良一君) ご指摘がありましたので、原案反対議論に対する反対をやめて、原案賛成ということでさせていただきます。

同僚議員の質問からありまして、ジビエを食堂のメニュー等にも加えたらどうかというような建設的内見があつて、それに対して町長からも、過去にも提供して非常に好評だったというようなこともあったので、ぜひ検討していきたい、このような現状を打破する非常に積極的な強い決意というか、意見も聞いております。

これまで行ってきたり検討中の施策を実施していただければ、今政府と観光業等が中心になってやっているGotoキャンペーン、8月ぐらいから活発化するんですかね。その恩恵にも当然あずかるだろうと。そうしてくれば、赤字幅の縮小が期待できるのではないだろうかと、このように考えております。

コロナウイルスの感染拡大が終息してくると、当然観光業に回復の兆しが見えてくると思われます。今まで外出を自粛していた方々は、その反動といってもそれは当然期待度なんですけども、それだけ今まで抑えていたん

だからちょっと出ていってみよう、いろんなところへ行ってみようということが期待されます。人の往来が急増すると思われま。近隣市町に宿泊施設が非常に少ないというこの現状、和気町の利便性を生かして、そうなったときに、さあ人が動き出したから頑張ろうかということとは当然できません。今非常に苦しいときに対策を考えておれば、その利用者の獲得もできるということなので、その獲得作戦を全面的にやっていただきたい。そうすれば当然お金も必要であったり、広告費も要る。それは今要るんだろうと私は思うんです、逆にね。直ったから、見えてきたから、さあやろうかといやあ、そりゃあよそも一緒にやるんだからなかなか難しい。ということで、経費等を考えられる中で、その縮減は非常に厳しいなと思われま。

そして、当然のことながら、この時期最小限の資金は用意していただいて、来るべき時期にさばいていただきたい、このように私は強く思って原案に賛成している次第です。

コロナ禍は、人類が遭遇したことのない未曾有の危機です。反対議員の方々もそういうことをしっかり言われてま。和気町民の憩いの施設であるこの和気鶴飼谷温泉が、新型コロナウイルスという世界的な脅威に襲われているこの現状下で、僕からすると、非常に枝葉末節な議論に終始するんじゃなくて、町民が一丸となって当たるのが今一番求められている、必要なことでしょう。私は現在64歳です。65歳を前にして、高校、大学の同級生、社会人として一緒に働いた同期生や同僚、たくさんおります。大体この方々がもう第2の人生、実践の仕事から退いて、自分の余暇だったり、自分の趣味だったりに生きる時代に突入しています。この第2の人生を楽しむ時期に持ってきて、私は、私自身、個人として、和気町民の一人として、この人的資源を活用して、同窓会や同期会をこの和気町の和気鶴飼谷温泉で行いたいなと。いっぱい連れてきて、またその風評を広げてもらって、どんどん情報を伝達していきたい、このように思っています。そうすることによって、和気町の和気鶴飼谷温泉の知名度が上がる。

要は、最後に申し上げたいのは、和気町の宝とか皆さんみんないろいろ言われてまますが、この和気鶴飼谷温泉施設を生かすも殺すも、我々町民一人一人の温かい理解と協力、協力というのはしっかりと施設の内容を知って、利用、活用することだと思っております。100年に1度、いや1,000年に1度かもしれません。この人類の大危機を町民みんなで乗り切るしかない、このように私は強く思っております。

原案に賛成者として述べさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） ここで暫時休憩といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありませんか。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 原案に賛成の立場から討論させていただきますが、この賛成自体もちょっとじくじたる思いなんですけれども、そのじくじたる思いというその根本は、やはりどうしてもこのコロナの状況とはいえ、ランニングコストということにこの財政調整基金を使うということが私は気になっているところではあるのですが、やはりこういう社会の事情ですし、実際に資金ショートすることは目に見えてまるので、今年度は1億5,000万円はこれはしっかり通さなきゃいけないのかなと思っている立場で討論させていただきます。

実際に、先ほど修正案の趣旨等を伺っていたんですが、9月の段階で、9月の定例会の方でまた議論するべきだというご発言が修正提案者の方から出ましたけれども、8月に至るまで、例えばどのように1億5,000万円が7,500万円になったと。で、7,500万円になったというその明確なデータでしたりとか、裏づけが

ある修正案ではありません、これは、やはり1億5,000万円、7,500万円という巨額なお金を修正する議案ですので、これは明確なデータでしたり根拠、裏づけがある修正案であるべきだと私は思います。

そして、経営努力という話ですけれども、今現在しっかりと和気鶴飼谷温泉の職員の方も経営努力をしっかりとされていると思います。人件費削減のために、飲み物を例えば部屋に冷蔵庫を設置して、少しでも人件費を浮かせようでしたりとか、和気鶴飼谷温泉の職員はどうしても人件費がかさむからという理由で本庁の方に持ってきて何とか工面しようでしたりとか、そういった工夫でしたりとか、現場レベルでのしっかりとした努力があるというのは私は知っています。

そして、コロナでこれから売り上げというものを何とかして取り返さなきゃいけないんですが、秋口、冬口のコロナの第2波が来たとき、これまで見越した1億5,000万円でございます。ここで、神崎議員の方からもありましたけれども、ここでお金を絞るその経営努力というのは、ないところからは生めないんです。お金を使わない経営努力というのは全てを絞っていくという方向に必ずこれはなっていくんです。どんどんどんどんだめになっていくんです、企業もそうですけれども。実際に経営努力で工夫やお金や人を呼ぶためには、投資やお金が必要なんです、どうしても。売り上げを取り返すために、例えば広告料でしたりとか、例えばキャンセルになったお客様に来年もおさまったら来てくださいねというダイレクトメール、そういったものでしたりとか、そういったことでもろもろのお金を今使っていく必要があると。そこで、お金を今7,500万円絞るとするのは、逆にガソリンがないのにバイクを走らせなきゃいけないという、今そういう形になっているわけであります。

私は、実際に修正案に対してもろ手を挙げて反対というわけではありません。そういう考えもあるんだなと理解はできますが、共感はできないんです。なぜかという、それには裏づけとなる根拠やデータがないからでございます。じくじたる思いではありますが、経営の努力等をしっかりといただいて、我々も応援して、よりよい和気鶴飼谷温泉の経営になるように私も本当に協力したいと思っております。が、根拠がない。裏づけやデータが残念ながらお示しいただけなかった。あくまで何となくの見込みであるというその1点において、私はこの原案に賛成するものでありますし、修正案には賛成できないということでございます。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案及び修正案反対の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 私は、議案第54号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）の修正案に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算、議案第51号の一般会計からの繰り入れで言われておる部分がございますが、コロナウイルス対策の影響で休館による減収、これはやむを得ないという部分もございます。しかしながら、運営資金の不足によって一般会計から繰り入れが1億5,000万円。全国のホテルや旅館はコロナウイルス関係で非常に困窮をしているという状況で、廃業を余儀なくされた部分もございます。町内でも、営業を自粛されている自営業も多い中で、休館中の収入補填のみならず、今後の運営資金、基金を取り崩す全額補填ということは、温泉運営上の職員の安堵感は確かに高揚すると思われそうですが、危機感が一方で薄れてくるということで、今後の運営に支障を来すおそれもあるというふうに私は思います。

とはいえ、固定費、特に公務員待遇の職員の給与の支払い、これはやむを得ない部分も当然でございます。繰入金金を2分の1として、今後職員には危機感を感じてもらい、今後施行されるGoToキャンペーンや、英知を結集してテイクアウトなど、事業収入を増加させることを考えていただき、健全運営に向け自主努力をしていただ

くための減額でございます。

また、先ほど一般会計の修正案も可決されまして、適正な修正案であり、賛同するものでございます。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案及び修正案反対の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これより修正案に対する採決を行います。

なお、採決につきましては、まず修正案について採決を行い、その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案についての採決を行います。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号は、修正案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第54号の修正案は、可決されました。

続いて、ただいま修正可決した部分を除く残りの原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立全員です。

したがって修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

ここで場内の時計が、11時25分まで暫時休憩といたします。

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本 稔君） それでは、先ほど議会運営委員会を開催させていただいた報告をさせていただきます。

発議第2号のことでございますが、発議第2号を追加することに決定いたしました。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

発議第2号についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって発議第2号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

（追加日程第1）

○議長（安東哲矢君） 追加日程第1、発議第2号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

意見書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんください。

次に、提出者であります山本 稔君に趣旨説明を求めます。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、趣旨説明をさせていただきます。

意見書案について、お手元に配付したとおりでございます。

今、地方公共団体では医療、介護などの社会保障、子育て支援の充実、地域交通の維持などにより複雑化した行政需要への対応が求められていますが、公共サービスを担う人材不足は深刻化している中、西日本豪雨などの自然災害や新型コロナウイルス感染症対策など、緊急に対応しないとイケない課題に直面している状況です。

こうした状況の中で、2021年度の予算編成において、地方財政の充実強化を検討していただくよう意見書を政府機関に送付するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これから発議第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、ご苦労さまでした。

お諮りします。

発議第2号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって発議第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第2号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第2号地方財政の充実・強化を求める意見書について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（安東哲矢君） 日程第2、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 令和2年第3回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今回提案をいたしました規約変更1件、条例改正8件、補正予算5件につきましてご審議をいただき、大変ご苦労さまでございました。

議員の皆様方におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、ご活躍されますようにご祈念を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 今期定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、今定例会が議員各位の終始極めて真剣なご審議により議了できました。皆様方のご精励に対し、衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会も、町長を初め執行部の皆様方には、審議に対しまして真摯な態度をもってご協力いただいたことに敬意を表しますとともに、会議で議員各位が申し上げました意見なり要望事項につきましては、特に考慮を払われ、行政運営に反映されますよう要望を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、国の緊急事態宣言は解除されたものの、いまだ終息の出口は見ておりません。

執行部におかれましては、町民の安全・安心のために、引き続き施策を展開していただくよう切に希望するものであります。

最後になりましたが、議員及び執行部の皆様方には、これから本格的な夏を迎えます。健康には十分ご留意くださるようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして令和2年第3回和気町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月19日

和気町議会議長 安 東 哲 矢

和気町議会議員 当 瀬 万 享

和気町議会議員 尾 崎 智 美